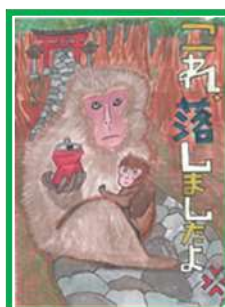


朝霞の環境

(令和5年度年次報告書)



令和5年度環境美化ポスター 入選作品
詳しくは78・79ページ参照

令和6年12月

朝霞市

年次報告書「朝霞の環境」とは

朝霞市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、望ましい環境像『みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞』の実現を目標とする「第3次朝霞市環境基本計画」を令和4年3月に策定しました。そして、この望ましい環境像を実現するため、

【環境目標】

【個別目標】

望ましい
環境像

みんなでつくる

水とみどりが豊かな

環境にやさしいまち

朝霞



自然環境

自然と人との共生

生き物がすみやすく、豊かな
自然が身近に感じられるまち

1-1

生き物がすめる環境を大切にする

1-2

みどり豊かなまちをまもり育てる



生活環境

快適な生活環境の確保

安心で快適に、
ずっと住み続けられるまち

2-1

きれいな空気をまもる

2-2

きれいな水と土をまもる

2-3

快適で住み良いまちをつくる



地球環境

脱炭素・循環型社会 の推進

限りある資源を大切に、
環境に負担をかけないまち

3-1

クリーンなエネルギーをつくる

3-2

省エネルギー・省資源をすすめる

3-3

地球に負荷の少ないまちをつくる

3-4

資源を大切に、繰り返し使う

3-5

気候の変化に備える



環境パートナーシップ

パートナーシップによる 環境活動の推進

みんなで環境を
学び、考え、取り組むまち

4-1

環境についてみんなで学ぶ

4-2

環境活動にみんなで参加し行動する

下記の4つの要素を基本として各環境目標を設定し、その目標の達成に向けた環境施策を展開しています。

この年次報告書「朝霞の環境」は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」第7条に基づき、その取組状況（前年度の実績）を報告書としてまとめ、公表するものです。

【実施施策】

【ページ】

【関連する SDGs 目標】

1-1-1	健全な水循環の形成	1
1-1-2	生物の生息・生育環境の保全	2
1-1-3	生物多様性の確保	3
1-2-1	緑地・樹林・樹木の保全	6
1-2-2	農地の保全と活用	9
1-2-3	都市の緑化	10
1-2-4	緑豊かな景観の形成	11



2-1-1	大気環境の保全	13
2-1-2	悪臭の防止	19
2-2-1	河川の水質保全	20
2-2-2	地下水汚染・土壌汚染の防止	25
2-3-1	騒音・振動の防止	27
2-3-2	日照障害、電波障害の防止	32
2-3-3	環境美化の推進	32



3-1-1	再生可能エネルギーの普及促進	47
3-1-2	公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	50
3-2-1	環境に配慮した行動の推進	51
3-2-2	水の有効利用	55
3-3-1	環境に配慮した移動手段の推進	57
3-3-2	コンパクトで利便性の高い生活環境整備	59
3-4-1	廃棄物の排出抑制の推進	61
3-4-2	資源化の推進	63
3-4-3	廃棄物の適正処理の推進	64
3-5-1	気候変動に関する影響の把握と普及啓発	67
3-5-2	気候変動への適応策の推進	67



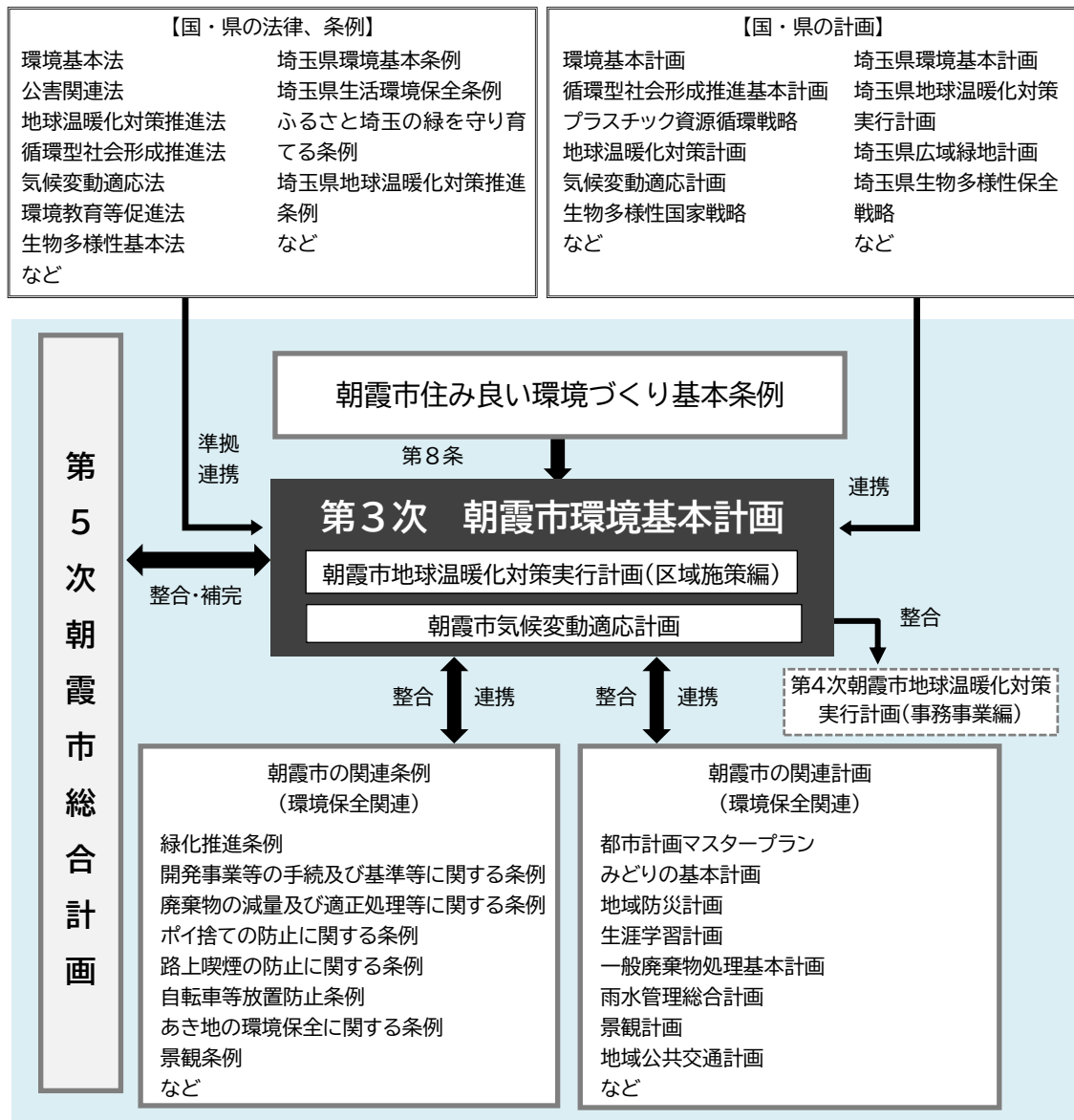
4-1-1	環境教育や環境学習の機会の提供	73
4-1-2	環境情報の発信と普及啓発	80
4-2-1	市民団体の環境保全活動支援	82
4-2-2	環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等	85



■第3次朝霞市環境基本計画における環境施策とSDGsとの関係

[illegible]

■朝霞市環境基本計画の位置付け



■環境基本計画（朝霞市住み良い環境づくり基本条例 第8条）

- 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ・ 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - ・ その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、朝霞市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、環境基本計画を策定したときには、速やかにこれを公表するものとする。

第1章 環境施策の展開

1 自然と人との共生

1-1 生き物がすめる環境を大切にする



1	健全な水循環の形成	1
	(1) 湧水地の保全	1
	(2) 雨水の浸透対策の推進	1
2	生物の生息・生育環境の保全	2
	(1) 雑木林の維持・管理	2
	(2) 自然を活かした水辺づくり	2
3	生物多様性の確保	3
	(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供	3
	(2) 外来生物の計画的な防除	3

1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1	緑地・樹林・樹木の保全	6
	(1) 市内に残る貴重な緑の保全	6
	(2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用	6
	(3) 緑地の公有地化	7
	(4) 公園・緑地の確保	7
2	農地の保全と活用	9
	(1) 環境保全型農業の推進	9
	(2) 市民農園や農業体験の充実	9
	(3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定	9
	(4) 市街化調整区域の農地の保全	9
3	都市の緑化	10
	(1) 公共施設の緑化	10
	(2) 住宅地・民間施設の緑化	11
4	緑豊かな景観の形成	11
	(1) 親水空間の保全と創出（水とのふれあい）	11
	(2) うるおいのある景観づくり	11
	(3) 史跡・文化財等の保全と活用	12

2 快適な生活環境の確保

2-1 きれいな空気をまもる



1	大気環境の保全	13
	(1) 大気環境の監視、改善	13
	(2) 放射性物質の監視	18
2	悪臭の防止	19
	(1) 悪臭の防止	19

2-2 きれいな水と土をまもる

1	河川の水質保全	20
	(1) 河川の水質の監視	20
	(2) 生活排水処理施設整備の推進	24
	(3) 工場・事業場の排水水の監視・指導	24
2	地下水汚染・土壌汚染の防止	25
	(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止	25

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1 騒音・振動の防止	27
(1) 自動車等の騒音・振動の監視	27
(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導	30
2 日照障害、電波障害の防止	32
(1) 日照障害、電波障害の防止	32
3 環境美化の推進	32
(1) 散乱ごみ・不法投棄対策	32
(2) 路上喫煙の防止	35
(3) ペットマナーの向上	36
(4) 放置自転車対策	41
(5) あき地・空き家の環境保全	42
(6) 鳥獣・害虫被害の防止	43

3 脱炭素・循環型社会の推進**3-1 クリーンなエネルギーをつくる**

1 再生可能エネルギーの普及促進	47
(1) 住宅用太陽光発電等設置の普及促進	47
2 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	50
(1) 公共施設の太陽光発電等の導入	50

3-2 省エネルギー・省資源をすすめる

1 環境に配慮した行動の推進	51
(1) エコライフ・省エネルギーの普及・促進	51
(2) 地球温暖化対策実行計画の推進	53
2 水の有効利用	55
(1) 節水の啓発	55
(2) 雨水の利用	56

3-3 地球に負荷の少ないまちをつくる

1 環境に配慮した移動手段の推進	57
(1) 歩道、自転車利用環境等の充実	57
(2) 次世代自動車の普及促進	59
2 コンパクトで利便性の高い生活環境整備	59
(1) 広域交通ネットワーク形成	59
(2) 公共交通機関の利用環境の充実	60

3-4 資源を大切に、繰り返し使う

1 廃棄物の排出抑制の推進	61
(1) 3Rの推進	61
(2) 生ごみの減量化	61
(3) 食品ロス削減	62
(4) 廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実	62
(5) 事業者に対する適正排出・適正処理の指導	62
2 資源化の推進	63
(1) 地域リサイクル団体活動の推進	63
(2) 廃棄物の資源化の促進	63
3 廃棄物の適正処理の推進	64
(1) 適正処理の推進	64

3-5 気候の変化に備える

- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 気候変動に関する影響の把握と普及啓発 | 67 |
| | (1) 気候変動に関する影響の把握 | 67 |
| | (2) 適応策に関する普及啓発 | 67 |
| 2 | 気候変動への適応策の推進 | 67 |
| | (1) 農業分野 | 67 |
| | (2) 水環境・水資源分野 | 68 |
| | (3) 自然生態系分野 | 68 |
| | (4) 自然災害分野 | 68 |
| | (5) 健康分野 | 71 |
| | (6) 市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等） | 72 |

4 パートナースhipによる環境活動の推進**4-1 環境についてみんなで学ぶ**

- | | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 環境教育や環境学習の機会の提供 | 73 |
| | (1) 環境教育や環境学習の機会の提供 | 73 |
| 2 | 環境情報の発信と普及啓発 | 80 |
| | (1) 環境情報の収集と発信 | 80 |

4-2 環境活動にみんなで参加し行動する

- | | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 市民団体の環境保全活動支援 | 82 |
| | (1) 環境に関する有識者等の活用 | 82 |
| | (2) 市民団体の環境保全活動支援 | 83 |
| 2 | 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等 | 85 |
| | (1) 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等 | 85 |
| | (2) グランドワーク活動 | 85 |

第2章 資料編**1 大気関係**

- | | | |
|-----|------------------------------|----|
| (1) | 二酸化窒素調査結果 | 86 |
| (2) | 大気粉じん調査結果 | 90 |
| (3) | 公共施設アスベスト調査結果（無機質繊維濃度） | 90 |
| (4) | ダイオキシン類調査結果（大気） | 90 |
| (5) | 常時監視測定結果（埼玉県実施調査） | 90 |

2 水質関係

- | | | |
|-----|------------------|-----|
| (1) | 河川水質調査結果 | 93 |
| (2) | 小排水路水質調査結果 | 104 |

3 地下水関係

- | | |
|-----------------|-----|
| 地下水概況調査結果 | 106 |
|-----------------|-----|

4 魚類関係

- | | |
|--------------|-----|
| 魚類調査結果 | 107 |
|--------------|-----|

5 放射線測定結果

- | | |
|-------------------|-----|
| 5-1 空間放射線測定 | 110 |
| (1) 市役所敷地内 | 110 |
| (2) 小学校 | 110 |

(3) 中学校	110
(4) 保育園	111
(5) 児童遊園地・都市公園	112
(6) 市内除染箇所測定（ホットスポット）	113
 5-2 放射性物質測定	114
(1) 水道水	114
(2) 焼却灰	114
(3) そのほかの放射性物質測定	114

第3章 用語解説

1 用語解説	115
--------------	-----

本文中に＊印のある用語の解説を、50音順に掲載しています。

QRコード一覧

※読み取ると、各ホームページに接続できます。

創エネ・省エネ設備設置費補助金	P 4 9	(一財) 家電製品協会 家電リサイクル券センター	P 6 4
			
こどもエコクラブ	P 7 3	あさか環境市民会議	P 7 6
		○市民会議ホームページ 	
あさか環境かるた	P 7 4	○市ホームページ 	
読み札	絵札	解説	
			

第1章

環境施策の展開



生き物がすみやすく、豊かな自然が身近に感じられるまち

1-1 生き物がすめる環境を大切にする

1 健全な水循環の形成

(1) 湧水地の保全

湧水は、地域の生活や文化、生態系と深い関わりを持っており、身近な水源であるとともに、やすらぎの場として親しまれてきました。こうした湧水の保全のためには、十分な地下水が確保されなくてはなりません。このため、市では、雨水を地下に浸透させる設備や透水性舗装の整備を進めるなど、地下水を増やす取り組みを行うとともに、指定文化財等の公有地内の湧水地については、除草・清掃を行いながら保全しています。

令和5年度は、湧水地の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、1地点で湧水における代表的な物質のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンについて調査しました。

※詳細な調査結果については、資料編の106ページに掲載しています。

【調査結果（採水場所：城山公園駐車場 採水日：令和5年11月29日）】

物質名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	1	0
テトラクロロエチレン	1	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0

(2) 雨水の浸透対策の推進

市では、湧水箇所の保全及び水量の確保に有効な農地の保全、自然林の保全、透水性舗装や雨水浸透*ますの設置などによる、雨水の地下水浸透性の確保を積極的に推進しています。

令和5年度も歩道整備事業の際に、雨水の地下水浸透性を確保するため、透水性舗装を施工しました。また、自然環境が持つ多様な機能を生かしたグリーンインフラの考え方を取り入れ、歩車道の雨水を地中に浸透させるレインガーデン（雨庭）の整備を進めています。そのほか、治水対策及び地下水、湧水の保全と復活のため、500㎡以上の規模の開発行為を行う場合に「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により貯留槽・浸透トレンチの設置について指導を行っています。

【貯留槽・浸透トレンチ設置状況】

年度	貯留槽		浸透トレンチ	
	件数	規模	件数	規模
令和5年度（設置件数）	2	98.7 ㎡	13	508.8 ㎡
令和4年度（設置件数）	2	311.0 ㎡	21	1,154.0 ㎡
令和3年度（設置件数）	5	314.7 ㎡	17	837.6 ㎡

年度	開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合
令和5年度	100%
令和4年度	100%
令和3年度	100%

○透水性舗装等の推進

透水性舗装は、地中に保持された水分が蒸発することにより、通常の舗装に比べ、路面の高温化を抑制する効果があり、街路樹の育成にも良い影響を与え道路の緑化にも役立つことから、市では、歩道舗装に可能な限り、透水性舗装を行っています。

【透水性舗装状況】

年度	透水性舗装面積
令和5年度	181.7 m ²
令和4年度	371.0 m ²
令和3年度	137.0 m ²

2 生物の生息・生育環境の保全

(1) 雑木林の維持・管理

市では、「朝霞市みどりの基本計画」（平成28年3月改訂）により、樹林地の保全を推進しています。

斜面林については、生態系だけでなく、景観、防災面においても重要であることから、特別緑地保全地区*や保護地区*として指定しています。また、市民団体との協働による里山の再生活動などにより、その保全を図っています。

令和5年度末現在、特別緑地保全地区5地区2.0ha、保護地区25地区78,555.96㎡、保護樹木95本を指定しています。

(2) 自然を活かした水辺づくり

市では、水辺の生態系の保全や親しみやすい水辺空間の確保に努めています。

河川については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川管理者に対し協議・要望を行っています。

埼玉県では、平成24年度から、一つの川を上流から下流まで、地元自治体を実施するまちづくりなどと連携して、線的、面的に広がりを持った川の再生を行う、「川のまるごと再生プロジェクト」を開始し、黒目川が本プロジェクト選定河川となりました。

河川の地域特性を生かし自然と調和し地域住民に親しまれる川として再生するため、地域住民、埼玉県、市が協働で事業計画、利活用、維持管理等について協議検討し、平成27年度に整備が完了しました。

3 生物多様性の確保

(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供

「生物多様性」とは、様々な生物が様々な環境の中で、直接または間接的に支えあい、一方で競争しながらバランスを保って生きていることをいいます。

市では、生物多様性の大切さをご理解いただくため、市ホームページで生き物マップを公表し、生物多様性の保全の重要性についてお知らせするとともに、次代を担う子供達が身近な生き物に関心を持ち、生物多様性に対する理解を深める機会として、生き物調査を実施しており、実際に自然や生き物に触れる中で、生物多様性を守る重要性を伝えていく機会を提供しています。また年に1度、(公財)埼玉県生態系保護協会の専務理事を座長とし生物多様性市民懇談会を開催しています。令和5年度は、生き物台帳の更新、生き物マップの作成を行いました。

(2) 外来生物の計画的な防除

外来生物とは・・・もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国からもちこまれたもののことをいいます。外来生物は、日本でわかっているだけでも2,000種を超えます。自然環境の中で特に問題となっているのが、侵略的な外来生物です。

特定外来生物とは・・・外来生物の中で、地域の自然に大きな影響を与え、もともといた動物や植物を脅かすおそれのあるものを侵略的外来生物といいます。その中で、生態系や人の生命・身体、農林水産業等に被害を与えるものとして国が法律に基づき指定した生物を特定外来生物として、駆除の対象としています。現在、130種類あまりの動植物が指定されています。

※外来生物はなぜいけないのか・・・

- 1 もともとその地域にいる生き物の居場所を奪ったり、食べ物の取り合いをして生態系に大きな影響を与えます。(アライグマなど)
- 2 毒をもっていたり、人をかんだりして危険があるものがあります。(カミツキガメなど)
- 3 農作物や魚を食べてしまいます。(アライグマ、ブラックバスなど)

市内でも特定外来生物であるアライグマの被害が増えています。アライグマは、可愛い姿で人気が出てペットとして飼われていましたが、逃げ出したり捨てられたりして野生化し、増えたもので、元来日本にはいなかった外来(北米や中南米原産)の動物です。

市では「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマ捕獲を実施しております。

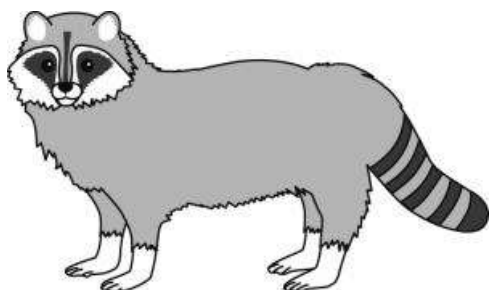
アライグマ捕獲数

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
捕獲数	88	76	78

《埼玉県内にいる代表的な特定外来生物》

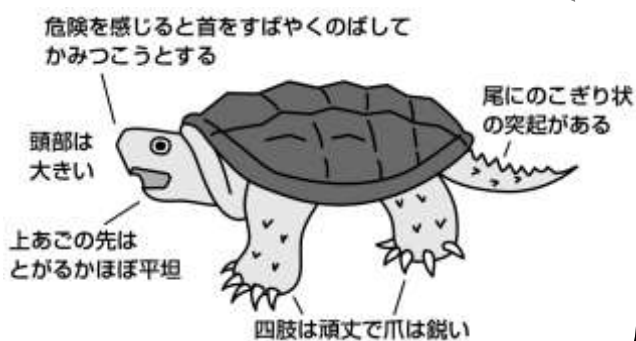
アライグマ

姿はタヌキに似ているが、尾が長く、黒色と茶褐色のしま模様となっている。ひげが白い。



カミツキガメ

むやみに
近づかないで！

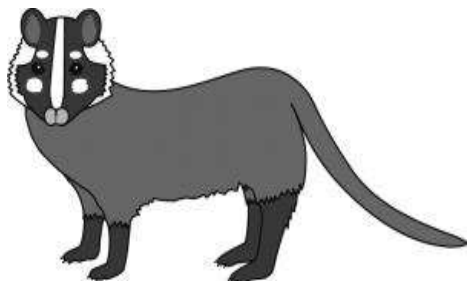


《アライグマと間違いやすい動物》

※特定外来生物ではないため、市でむやみに捕獲・駆除ができません。

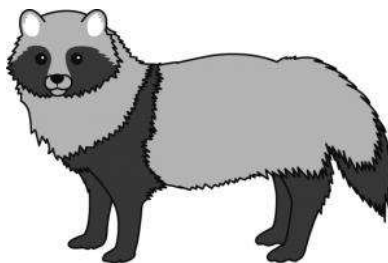
ハクビシン

鼻から頭にかけて白いたて線があり、尾は細長く、木登りが得意である。外来生物。



タヌキ

アライグマと間違いやすいが、しっぽは太く短く、尾にしま模様がな~~い~~。ひげが黒い。日本の代表的な哺乳類。



注 意！

被害にあわないために注意すること

特定外来生物に限らず、野生生物により生活環境への被害が出る場合があります。被害を未然に防ぐために、次のことに注意しましょう。

・エサを与えない

故意のエサやりは、人馴れにもつながり個体数が増えてフン害も拡がるためやめましょう。また、生ごみの出し方が悪いとエサ場になることもあるため、生ごみは収集日の朝に出す（前日などに出さない）などごみ出しのルールをきちんと守るとともに、生ごみは見えないように新聞紙などに包んで捨てるなどの配慮をお願いします。

木に成る果実も放置せず収穫する、畑などの農作物も間引いたものは放置せずに片づけましょう。

・家屋の点検をする

床下や戸袋、屋根裏など、侵入できる穴があると住み着いてしまい、騒音やフン尿などによる被害になることもあります。風通しなど本来の機能を保ちながらも、金網などで物理的に塞ぐなどの対策が有効です。

・近づかない

むやみに近づいたりしないようにしましょう。万一、噛まれたりすると感染症などの危険性があります。

・拡げない

動物の遺棄は犯罪です。

ほかにもこんな生物が・・・

近年、海外から流通などの経路により、セアカゴケグモなどの特定外来生物が日本国内で発見され報道されています。

万が一、発見された場合は、市または埼玉県西部環境管理事務所（電話：049-244-1250）にご連絡ください。



1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1 緑地・樹林・樹木の保全

(1) 市内に残る貴重な緑の保全

市では、市民の良好な生活環境の形成に寄与するため「朝霞市緑化推進条例」に基づき、武蔵野の原風景でもある屋敷林、社寺林やまとまりのある樹林、地域のシンボルとなる大木について、地権者の方々のご理解とご協力をいただき、平成元年より保護地区・保護樹木として指定し、緑地の保護・保全に努めています。

また、同条例に基づき、市長の諮問機関として「朝霞市緑化推進会議」を設置し、緑地の保護及び緑化の推進を図っています。

【保護地区及び保護樹木】

年度	市内全域における緑被率※	保護地区数	保護地区面積	保護樹木数
令和5年度	34.8%	25地区	78,555.96 m ²	95本
令和4年度	未調査	27地区	83,412.96 m ²	93本
令和3年度	未調査	27地区	83,896.96 m ²	91本

※緑被率は、5年に一度調査する緑被面積調査により割合を出しています。

(参考：平成30年度 36.1%)

(2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用

市では、平成24年7月に、国による宿舍予定地跡地の現状回復工事が完了したことから、暫定的に市民が利用できるよう、関東財務局と管理委託契約を締結し、平成24年11月より基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」を市民との協働によりオープンしました。

この「朝霞の森」は、市民のみなさんと一緒に「使いながらつくる、つくりながら考える広場」として、市民中心の管理運営に取り組んでいます。

また、令和2年2月に、市役所前（はじまりのケヤキ）を起点として南口広場までの延長約800mに及ぶ広幅員の緑道としてシンボルロードを整備しました。

(3) 緑地の公有地化

市では、緑地を公有地化することで公共緑地を増やし、持続的な緑地の保全に努めています。また、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園を確保し、良好な生活環境の向上を図るため、街区公園の整備を進めています。

(令和6年3月31日現在)

都市公園 【44箇所 308,746.40㎡】	街区公園	83,250.44㎡
	歴史公園	15,371.76㎡
	近隣公園	41,898.30㎡
	地区公園	143,953.01㎡
	都市緑地	24,272.89㎡
児童遊園地 【83箇所 28,009.27㎡】	公有地	15,055.46㎡
	民有地	12,953.81㎡
公的緑地 【12箇所 35,600.98㎡】	朝志ヶ丘緑地	2,036.26㎡
	宮戸緑地	5,471.39㎡
	宮戸三丁目緑地	78.00㎡
	宮戸四丁目緑地	396.00㎡
	岡緑地	4,299.65㎡
	代官水緑地 (民有地 105.21㎡含む)	3,808.04㎡
	田島緑地	3,000.00㎡
	根岸台八丁目緑地 (郷戸緑地含む)	9,079.94㎡ (民有地 4,658.26㎡含む)
	向山緑地	70.02㎡
	公団前緑地	49.18㎡
	新屋敷緑地	3,048.28㎡
	(仮称)稲荷山緑地	4,264.22㎡

	1人当たりの公園面積(公園面積/人口)
令和5年度	2.12㎡
令和4年度	2.14㎡
令和3年度	2.14㎡

(4) 公園・緑地の確保

市では、良好な生活環境の向上を図るため、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園等を整備しています。

公園施設を安全で快適に利用していただくため、令和5年度は、都市公園及び児童遊園地の施設の整備・改修工事を24件実施しました。

また、防災・減災や地域づくり、生物生息空間の場の提供など、複数の課題の解決を目指すため、自然環境が持っている様々な機能(生物多様性、良好な景観をつくる、気温上昇を抑制する等)をインフラ整備の中で積極的に活用するグリーンインフラを取り入れた公園・緑地・道路及び歩道の整備を行っています。

西久保公園



代官水特別緑地保全地区



宮戸特別緑地保全地区



郷戸特別緑地保全地区



○ オープンスペース*の確保

市では、市民生活の安全とゆとりのあるまちづくりを進めるためだけでなく、障がい者の生活圏の拡大と社会参加の促進及び利用者の利便性の向上を図るため、オープンスペースやユニバーサルデザイン*を取り入れたまちづくりに努めています。

○ 街路樹の整備

市では、事業認可を受けて事業を進めている都市計画道路（岡通線・駅東通線）の整備に際し、街路樹の植栽等、都市計画道路の緑化を推進していきます。

2 農地の保全と活用

(1) 環境保全型農業の推進

農業の健全な発展と環境の保全に資するため、農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会に対し補助金を交付し、農薬の空き缶・空きびん・マルチビニール等の回収・処理を行う環境保全型農業を推進しています。令和5年度は、延べ116戸の農家より、空き缶229個・空きびん235個・プラスチック容器1,411個・塩化ビニール350kg・ポリエチレン類3,870kgの回収・処理を行いました。

安全な地場農産物の供給及び土壌の通気性・保水性の改善や化学肥料の過剰投入による環境への負荷の軽減等を図るため、環境保全型農業に有効な有機質肥料及び資機材の購入に対して補助を行いました。令和5年度は有機質肥料762件102,481kg、資機材23件32個の補助を行いました。

(2) 市民農園や農業体験の充実

市では、余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の市民が野菜や花等を栽培し、自然と触れ合いたいとの要望に応えるとともに、都市農業に対する理解を深め、地域農業の活性化と遊休農地の利用促進を図るために市民農園を設置し管理しています。なお、令和6年3月31日現在で、6農園・450区画11,078㎡となっており、利用率は100%でした。

また、農業に親しむ環境を作り、農業に対する理解を促すため、市内農業者の協力のもと年5回の農業体験を実施しています。令和5年度の参加者数は430組・1,300名でした。

(3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定

市では、生産緑地地区の追加指定を行っています。生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づき都市計画に定める農地等をいいます。令和6年3月31日現在、市の生産緑地地区は215地区、約64.53haとなっています。令和5年度は1地区を新たに指定いたしました。

また、指定から30年経過する生産緑地について、さらに10年延期する特定生産緑地の指定も併せて行っています。

(4) 市街化調整区域の農地の保全

黒目川や新河岸川沿いの市街化調整区域のまとまった農地は、都市部の貴重な生産地であり、景観形成、雨水浸透機能、遊水機能等の役割を有していることから、継続して保全に努めます。

3 都市の緑化

(1) 公共施設の緑化

市では、「朝霞市みどりの基本計画」との連携を図り、公共施設の建設・改修の際には植栽地を確保するなど、市内の公共施設の景観向上を図るとともに、市民の緑とのふれあいの機会を増やすために緑化を推進しています。既存の緑を残していくためにボランティア団体の登録を行っており、令和5年度では、公園や緑地内の清掃等を行う公園・緑地管理ボランティア団体が24団体、市管理道路の区域内における道路清掃等を行う道路美化活動団体が24団体、ご登録していただいています。

令和5年度の屋上緑化*及び壁面緑化*・緑のカーテン*設置施設は下表のとおりです。

屋上緑化設置施設	面積	屋上緑化設置施設	面積
市役所本庁舎	216.00㎡	中央公民館	65.00㎡
朝霞市斎場	30.00㎡	朝霞第一中学校	544.52㎡
溝沼複合施設	235.87㎡	朝霞第四小学校	1,232.55㎡
宮戸保育園	80.00㎡	朝霞第五小学校	485.80㎡
仲町保育園	120.00㎡	朝霞第七小学校	100.00㎡
朝霞駅南口原動機付 自転車駐車場	111.00㎡	根岸台市民センター	77.60㎡
		膝折市民センター	185.00㎡
泉水浄水場第3配水池	5,260.00㎡	岡浄水場配水池	1,295.00㎡

壁面緑化・緑のカーテン 設置施設	面積	壁面緑化・緑のカーテン 設置施設	面積
市役所本庁舎	117.00㎡	中央公民館	153.60㎡
内間木支所	12.00㎡	東朝霞公民館	80.00㎡
浜崎保育園	1.00㎡	西朝霞公民館	59.40㎡
東朝霞保育園	6.00㎡	南朝霞公民館	40.30㎡
溝沼保育園	4.64㎡	北朝霞公民館	10.24㎡
根岸台保育園	18.00㎡	内間木公民館	46.60㎡
北朝霞保育園	16.20㎡	朝霞第四小学校	506.28㎡
栄町保育園	6.00㎡	朝霞第五小学校	386.48㎡
泉水保育園	1.00㎡	朝霞第八小学校	109.00㎡
さくら保育園	12.00㎡	総合体育館	54.00㎡
きたはら児童館	3.78㎡	武道館	30.00㎡
保健センター	16.00㎡		

(2) 住宅地・民間施設の緑化

安全かつ安心で快適な住環境の整備の推進を図り、住みよいまちづくりの実現を目指すため、市では、建築行為や開発行為等を行う者に対し、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化の技術基準で、敷地及び建物の緑化に関する指導を行っています。

また、生け垣等（平成30年度から緑化フェンスも補助対象に追加）は良好な生活環境の形成に寄与するため、生け垣等の新設や既設塀を撤去して生け垣等を設置する場合、必要な費用の一部を補助しています。この生け垣等設置奨励補助制度は平成18年度より実施し、令和5年度までに累計542.1mの補助を行いました。

4 緑豊かな景観の形成

(1) 親水空間の保全と創出（水とのふれあい）

市では、水に親しみやすい空間を創出し、景観の向上や、河川が本来有している生物の生息環境を保全・創出するため、河川管理者との協議により、多自然川づくりと、水と緑のネットワーク、緑道・遊歩道の創出に努めています。

令和5年度は河川の定期的な除草を実施しました。

また、自然環境が持つ多様な機能を生かしたグリーンインフラの考え方を取り入れ、水辺の花と緑を楽しみ、木洩れ日の下で集い憩う庁舎前広場（花の池テラス）の整備を実施しました。

(2) うるおいのある景観づくり

近年、都市・自然景観に対する市民の意識は次第に高まってきており、美しい風景や快適な生活を誰もが実感できるような景観づくりを求めるようになってきています。

良好な景観の保全や創出は、都市全体の魅力を高めることから、地域の実情に即したより良い景観づくりに向けた取り組みが全国各地で行われています。

市では、総合的・計画的に良好な景観づくりを進めていくため、平成27年5月に景観法に基づく景観行政団体になり、「朝霞市景観計画」を定め、平成28年4月に施行しました。

令和5年度は、景観計画による建築物の建築等を行う際の届け出制度により67件の届出があり、景観づくり基準に基づく景観誘導を図りました。

事業認可を受けて事業を進めている都市計画道路（岡通線・駅東通線）の整備に際し、街路樹の植栽等、都市計画道路の緑化に際してグリーンインフラの考え方を取り入れた道路整備を推進していきます。

(3) 史跡・文化財等の保全と活用

市の環境を構成する要素として、歴史的景観の保全を欠かすことはできません。市内には、旧石器時代からの遺跡が数多く分布し、広沢の池や柊塚古墳等の史跡があります。また、江戸時代の農家建築である旧高橋家住宅や、川越街道の宿場町であった膝折宿の名残なども見られます。

市では、史跡・文化財の保護・保全を図り、さらにそれらの活用に努めています。

① 史跡の保護・保全

- ・ 県指定史跡「柊塚古墳」保存活用事業

県指定史跡「柊塚古墳」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる施設として「柊塚古墳歴史広場」を整備し公開しています。可能な限り樹木を残すことで文化財と緑地との共存を図り、敷地内の清掃・緑地の除草・樹木の剪定などの管理を行っています。

- ・ 市指定天然記念物「湧水代官水」保存活用事業

市指定天然記念物「湧水代官水」の保全と活用を図り、湧水と周囲の自然環境にふれあえる場所として整備し公開しています。湧水の状況確認のため水質検査を実施している他、周囲の雑木林の樹木剪定・除草などの管理を行っています。

- ・ 市指定史跡「二本松」保存管理事業

市指定史跡「二本松」の保存を図り、指定地内の松や低木の剪定などの管理を行っています。

- ・ 市指定史跡「広沢の池」保存管理事業

市指定史跡「広沢の池」の保全を図り、湧水の減少への対応として渇水期に毎分約800ℓの井戸水を補給している他、池周縁部の樹木剪定・除草・清掃などの管理を行っています。

② 文化財の保護・保全

- ・ 国指定重要文化財「旧高橋家住宅」保存活用事業

国指定重要文化財「旧高橋家住宅」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる場所として整備し公開しています。江戸時代中期の農家の生活形態を今に伝えるとともに、屋敷林・雑木林など周囲の自然環境とあわせて、江戸時代当時の武蔵野の農家景観の保全に努めています。年中行事の展示や体験学習などを実施し活用を図っている他、屋敷林・雑木林などの自然環境の管理に努めています。管理・活用には、ボランティアにご協力いただいています。

令和5年度は、畑を利用したさつまいも掘りや、さといも掘りといった農業体験などの事業を実施し、11,058人が来園しました。

- ・ 一般文化財の保存・活用事業

文化財の保護と啓発活動の進展を図るため、文化財保護団体の運営費等に助成を行っています。令和5年度には3団体に補助金を交付しました。

- ・ 埋蔵文化財の保存・活用事業

埋蔵文化財の保護を図るため、確認調査及び発掘調査を実施しています。あわせて資料の整理を行い、調査報告書を刊行しています。令和5年度は、99件の確認調査、7件の発掘調査を実施しました。

また、埋蔵文化財の保存と活用を図るため、「埋蔵文化財センター」で資料整理作業及び資料の公開・展示を行っています。



2-1 きれいな空気をまもる

1 大気環境の保全

(1) 大気環境の監視、改善

① 二酸化窒素*調査

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。発生源としては、固定発生源である工場等のばい煙と、移動発生源である自動車等の排出ガスなどがあります。汚染物質には、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素等があり、光化学スモッグの主な原因物質にもなっています。市内全域を経緯度法により500m四方に分割（メッシュ）し、それぞれのメッシュ中心付近の61地点を選び出し、夏季、冬季の年2回、簡易法（フィルターバジ法）による大気中の二酸化窒素濃度を調査しています。
※詳細な調査結果については、資料編の86～89ページに掲載しています。

② 大気粉じん調査

大気中の粉じん量等の大気汚染物質の実態を把握するため、夏季・冬季の年2回大気粉じん調査を実施しています。調査に当たり、ニッケルは環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された指針値、アスベスト*は大気汚染防止法で定めた石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界における基準値、その他の物質は、労働安全衛生法で定めた作業環境評価基準値を準用しています。
※詳細な調査結果については、資料編の90ページに掲載しています。

③ 公共施設アスベスト*調査

現在、稼働中の煙突にアスベストを使用している施設からの排気中のアスベスト含有の有無について、施設の4方向敷地境界線上での測定を年1回実施しています。
※詳細な調査結果については、資料編の90ページに掲載しています。

④ ダイオキシン類*調査

ダイオキシン類は、塩素を含む物の燃焼に伴って発生するほか、化学物質の製造工程などにおいても副生成物として発生するなど発生原因は多岐にわたっています。

大気中のダイオキシン類濃度レベルを把握するため、7日間測定による調査を1地点で年2回実施しています。

なお、「埼玉県生活環境保全条例」により、野外焼却等が禁止されているため、ドラム缶や地面での野外焼却を行わないよう、事業者及び市民の皆様の協力を求めているところです。

※詳細な調査結果については、資料編の90ページに掲載しています。

○大気調査結果まとめ

大 気 調 査	調査内容	調査地点	調査回数	調査項目	調査結果
	①二酸化窒素調査	・市内61地点	・年2回 (7月・1月) 1回72時間測定	・二酸化窒素	・基準値に適合
	②大気粉じん調査	・保健センター	・年2回 (7月・1月) 1回24時間測定	・浮遊粉じん量 ・亜鉛 ・総クロム ・カドミウム ・鉛 ・ニッケル ・バナジウム	各項目とも、 基準値に適合
			・年2回 (7月・1月) 1回4時間測定	・アスベスト	基準値に適合
	③公共施設アスベスト調査	・中央公民館 ・東朝霞公民館 ・浜崎学校給食センター ・朝光苑 計4施設	・年1回 (施設ごと) 1回4時間測定 (敷地境界線上4方向)	・アスベスト	各施設とも、 基準値に適合
	④ダイオキシン類調査	・保健センター	・年2回 (7月・1月) 1回168時間測定	・ダイオキシン類	基準値に適合

※詳細な調査結果については、資料編の86～90ページに掲載しています。

⑤ 常時監視測定

大気汚染物質を監視するために、埼玉県では大気汚染常時監視測定局を各地に設置しており、本市近辺には和光市、新座市の住宅地域等に地域全体の状況を把握する一般環境大気測定局が、和光市の道路沿道には自動車排出ガス測定局が設置されています。
※詳細な調査結果については、資料編の90～92ページに掲載しています。

野外焼却（野焼き）は、原則禁止です！

廃棄物（ごみ）を屋外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は、法律や埼玉県の条例により、工場・事業所はもちろん、一般家庭でも原則禁止とされています。法令に適合しない焼却炉やドラム缶を使用しての焼却も同様です。これに違反した場合、懲役や罰金が科せられます。

「野外焼却は、なぜいけないの？」

野外焼却は、燃焼温度が低いため、焼却物の種類によっては、ダイオキシンが発生することが大きな問題です。（ダイオキシンは800度以上で分解されるといわれています。）また、煙や臭気、飛散した灰により近隣の方へ迷惑をかけることもあります。（窓を開けていたら煙が家の中に入ってきた、洗濯物に臭いや灰がついたなど）さらには、火の粉が飛散し火災の原因となる危険性もあります。



【野外焼却（野焼き）の指導件数】

年度	件数
令和5年度	6
令和4年度	9
令和3年度	18

※野外焼却禁止規定の例外

- ・国や地方公共団体が施設の管理、災害の予防・応急対策のため行うもの
- ・風俗習慣上や宗教上の行事のためのもの（例：神社のお焚き上げなど）
- ・農業、林業、漁業を営むためやむを得ないもの（例：農業の稲藁の焼却など）
- ・日常生活上の軽微なもの（例：落ち葉焚き、草木染の灰をつくるなど）

アイドリング・ストップのすすめ！

皆さんは、自動車等の利用時にアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）をしていますか？

アイドリング・ストップには、騒音・悪臭・大気汚染・地球温暖化の防止、ガソリンの節約などの効果があります。自動車等を運転する時はアイドリング・ストップを心がけましょう！

【アイドリング・ストップの指導件数】

年度	件数
令和5年度	2
令和4年度	2
令和3年度	2



⑥ 光化学スモッグ

自動車や工場などから大気中に排出されるガスは、窒素酸化物や炭化水素を含んでいます。これらのガスは、太陽からの紫外線を受けて複雑な化学反応（光化学反応）を起こし、光化学オキシダントが発生します。この光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛み、息苦しさなどの症状が現れます。また、植物にも被害を与え、アサガオやサトイモなどの葉の表面に白色や褐色の斑点が現れます。

春から秋にかけて、気温が高く、風が弱い晴れた日に光化学オキシダントの濃度が高くなると、遠くがかすんで見えることがあります。これを光化学スモッグと呼んでいます。

埼玉県では「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」を制定し、光化学スモッグの主要な指標となっている光化学オキシダントの常時測定を行い、発令基準に達すると各地区（朝霞市は県南中部地区に属しています。）ごとに注意報等を発令しています。

市では、県からの注意報等の発令を受けた場合、「朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災行政無線や市ホームページ等により注意を呼びかけています。

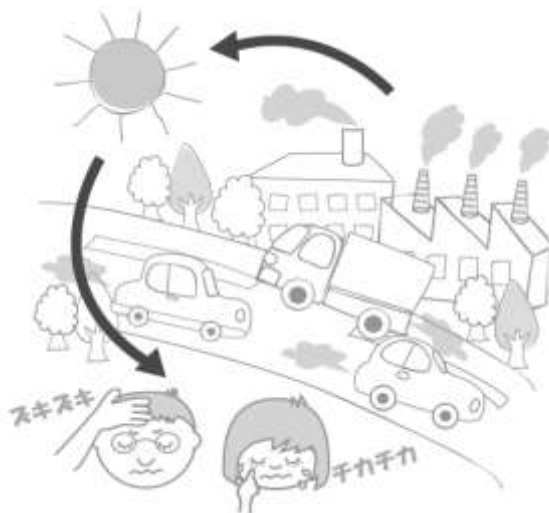
光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら

《どんなときに発生するの？》

時期的には5～9月、天気は晴れで、風が弱く、気温が25度以上の時に発生しやすいとされています。

《光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら？》

光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市では、防災行政無線等で市民の皆さんにお知らせし、注意を呼びかけています。市民の皆さんは、健康被害にあわないために、①屋外での激しい運動は避ける、②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入ることが心掛けてください。乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意してください。また、自動車の使用を控えるよう、ご協力ください。



【県南中部地区の光化学スモッグ発令状況】

年度 \ 種類	予 報	注意報	警 報	重大緊急報	健康被害届出人数
令和5年度	6	6	0	0	0 (0)
令和4年度	9	5	0	0	0 (0)
令和3年度	2	2	0	0	0 (0)

※表中の（ ）内の数字は、朝霞市内における健康被害届出人数

⑦ 微小粒子状物質（PM2.5）＊

埼玉県では、毎日午前8時、午後0時30分、午後5時30分の計3回、PM2.5の常時監視測定を行い、濃度が、環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」で示された暫定指針値（日平均70マイクログラム立法メートル）を超えるおそれがあると予測された場合は、県ホームページ等で注意喚起を行っています。午前の予測は、県内を2地域に分けて行われ、午後の予測は、県内を8地域に分けて行われます。（朝霞市は、午前の予測では県南部、午後の予測では県南中部に属しています。）

市では、県からの注意喚起についての依頼を受けた場合、「微小粒子状物質（PM2.5）に係る朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災無線や市ホームページ等で、市民の皆様にお知らせして、不要不急の外出を控える、換気や窓の開閉を必要最小限にするなどのお願いをしています。

令和5年度の県南部及び県南中部での注意喚起はありませんでした。

⑧ 低公害車＊の導入

自動車は経済・社会の発展に貢献し、現代生活の交通手段として重要な役割を担っています。しかし、一方では、大気汚染や騒音など環境にも大きな影響を及ぼしているのも事実です。近年では、そうした環境への負荷を低減させる手段として、低公害車の導入が進んできています。

⑨ 公害苦情の現況

公害は事業活動などに伴って生じる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることと定義され、これら7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

公害苦情は地域住民に密着した問題のため、現地調査を行い敏速かつ適正に対応することが必要であり、公害関係法令に基づく規制対象の場合は、規制基準値を遵守するように指導を行っております。

しかし、近年では、公害関係法令の規制対象とならない騒音、振動などの苦情のほか、日常生活が起因となる苦情も増加しており、近隣間のコミュニケーション不足などでトラブルとなることもありますので、必要に応じて市が間に入り、お互いの歩み寄りを促すといった対策に苦慮するケースが増えています。

【公害苦情件数】

年度	苦情件数	その他	典 型 7公害	(内訳) 典 型 7 公 害						
				大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
令和5年度	39	0	7	2	0	0	2	2	0	1
令和4年度	59	0	9	1	3	0	5	0	0	0
令和3年度	62	0	8	2	1	0	4	0	0	1

※総務省公害苦情調査資料に基づき、「その他」を追加しました。

「その他」の主な項目…廃棄物投棄、光害、土砂の流出等

⑩ 公害防止組織

公害防止統括者制度は、企業内に公害防止組織を整備することによって、公害の未然防止を図るために設けられた制度で、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいて、一定規模以上の施設を有する工場に対し公害防止統括者、公害防止管理者等の選任を義務付けています。

また、小規模な工場・事業場についても、「埼玉県生活環境保全条例」により公害防止統括者制度に準じた公害防止監督者制度によって公害防止監督者、公害防止主任者等の選任を義務付けています。

(単位：人)

種 別 \ 区 分	公害防止 統 括 者	公害防止統括 者の代理者	公害防止 管 理 者	公害防止管理 者の代理者
大 気 関 係	2 0	1 9	7	3
粉じん関係			7	7
水 質 関 係			1 1	8
騒 音 関 係			6	3
振 動 関 係			8	4
計	2 0	1 9	3 9	2 5

(令和6年3月31日現在)

公害防止監督者等の選任状況

(単位：人)

種 別 \ 区 分	公害防止 監 督 者	公害防止監督 者の代理者	公害防止 主 任 者	公害防止主任 者の代理者
大 気 関 係	6 0	5 8	1 1	1 0
水 質 関 係			2	2
騒音振動関係			5 6	4 4
計	6 0	5 8	6 9	5 6

(令和6年3月31日現在)

(2) 放射性物質の監視

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が大気中に放出されました。

市では、市役所正面駐車場、保育園、小・中学校、公園等において、簡易測定器による空間放射線量の定点測定を実施しています。

また、「朝霞市における放射線量基準に関する当面の考え方について」を策定し、「毎時0.19マイクロシーベルト」という市の公共施設における除染の判断基準を定め、市の公共施設において、定点測定のほか、比較的線量が高いとされる雨樋の下などの、いわゆるホット・スポットと呼ばれる場所の空間放射線量を年1回測定しています。

さらに、市民向けに空間放射線量の簡易測定器の貸し出しを行っています。令和5年度は延べ14件の貸出しを行いました。そのほか、水道水、クリーンセンターの焼却灰についても、放射性物質の測定を継続的に実施しており、測定結果を市ホームページで公表しています。

引き続き、空間放射線量の調査を行うとともに結果を公表し、市民の皆様の安全安心に取り組んでいきます。

【市内公共施設等における空間放射線量測定記録（令和５年度実績）】

（単位：毎時マイクロシーベルト）

測定場所	最 大 値		最 小 値		平均値 (地上)
	測定値	測 定 日 測定場所	測定値	測 定 日 測定場所	測定値
市役所 正面玄関 週１回	0.071	R5.9.6 地上１m	0.045	R6.3.27 地上１m	0.060
保育園等（４園） 園庭 年２回	0.071	R5.4.17 地表	0.034	R5.10.5 地表	0.048
学校（小・中学校１５校） 校庭 年３回	0.088	R5.12.14 地上１m	0.032	R5.11.9 地上50cm	0.054
公園・児童遊園地（１０か所） 敷地内 年４回	0.074	R5.12.20 地上50cm	0.039	R5.9.26 地上50cm	0.058

※各測定場所の測定結果及び市役所正面玄関の経年の測定結果については、資料編の１１０～１１４ページに掲載しています。

簡易放射線測定器（空間線量計）の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤または通学している方に対し簡易放射線測定器の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係
０４８－４６３－１５１２



２ 悪臭の防止

（１） 悪臭の防止

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感等をもたらす感覚公害のひとつで、人の感覚に直接訴える公害であるため、古くから衛生的で快適な生活環境を損なうものとして認識されてきました。「悪臭防止法」が昭和４７年５月３１日から施行され、埼玉県においても、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出について基準を設けています。

悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り等を行っています。

【悪臭相談の受付件数】

年度	件数
令和５年度	１
令和４年度	０
令和３年度	１

2-2 きれいな水と土をまもる

1 河川の水質保全

(1) 河川の水質の監視

① 河川調査

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

かつては事業系の排水が主な汚濁原因となっていました。近年は工場に対する排水規制や下水道等の整備が進んできたことから、河川の水質汚濁は、改善されてきたといえます。

河川等は本来、自ら汚れをきれいにする働き（自浄作用）をもっています。しかし、この働きを超える量の汚濁物質が流入してしまうと水質汚濁が進んでしまいます。水質汚濁を防止するためには、工場・事業場はもとより各家庭のほんのわずかな気づかいが大きな効果を生みます。

市では、「新河岸川・黒目川・越戸川」（以下「市内3河川」という。）において公共水域の水質汚濁に係る環境基準*に基づく水質調査を実施しています。また、埼玉県においても、黒目川東橋付近で調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の93～103ページに掲載しています。

② 小排水路調査

小排水路の水質に環境基準は適用されませんが、河川本流に与える影響を捉えるために市内3河川に流入している小排水路7箇所において、水質調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の104・105ページに掲載しています。

お願い！

河川の汚濁負荷を低減するために家庭でできること

その1 汚れた食器は洗う前によくふきましょう。

食器に残った油やソースを、洗い流す前に紙などでふき取りましょう。

その2 料理を作りすぎず、油や残り汁を流さないようにしましょう。

なるべく全部食べきれるように、料理を作りましょう。

その3 細かい調理くずを流さないようにしましょう。

三角コーナーや排水口のストレーナーには水切りろ紙袋や使い古しのストッキングなどをかぶせましょう。

その4 シャンプーや洗剤を使い過ぎないようにしましょう。

洗剤を適量以上使っても、洗浄力はそれほど変わりません。

その5 米のとぎ汁は、捨てないで植木や草花にかけるなど工夫しましょう。

③ 生物調査

川の中には昆虫の幼虫やヒル、イトミミズなどの生物が棲んでおり、川底などに多く見られることから「底生生物」と呼ばれています。また、河床や石に付着している藻などは「付着藻類」と呼ばれています。

これらの生物は、種類によって水の汚れに耐えられる限度が異なるため、川の汚れの状況に応じて種類や数が変化することから、生物調査を行うことによって、その川の汚れの程度を知ることができます。生物調査は、化学分析のように水に含まれる物質の種類や量を測ることはできませんが、水中の生物は一定時間をかけて発生・成長しているので、比較的長期間の水中の状況を推測することができます。

市では、新河岸川の中流地点、黒目川、越戸川の下流地点で調査を行っています。

水質階級名	水質状況	代表的な指標生物
水質階級（Ⅰ）	きれいな水（川底が見える）	サワガニ、ナミウズムシ
水質階級（Ⅱ）	ややきれいな水（水がやや濁っている）	オオシマトビケラ、コオニヤンマ
水質階級（Ⅲ）	きたない水（川底が泥っぽい）	ミズムシ、シマイシビル
水質階級（Ⅳ）	とてもきたない水（水が濁っている）	エラミミズ、サカマキガイ

出典：「全国水生生物調査」環境省・国土交通省

④ 地下水調査

市内の地下を流れる水の水質を把握するため、地下水13地点、湧水1地点において地下水調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の106ページに掲載しています。

⑤ ユスリカ調査

市内3河川において、不快害虫と言われているユスリカ類の生息状況を把握し、基礎資料とするため、河川底泥中のユスリカ幼虫の個体数を調査しています。

⑥ 魚類調査

市内3河川における魚類の生息状況を把握するため、魚類調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の107～109ページに掲載しています。

⑦ 水質汚濁防止法特定事業所立入調査

水質汚濁防止法の特定施設から事業所排水について監視及び適正化を図るため埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果報告を受けています。

⑧ 底質調査

市内3河川における河底の有機物質の蓄積状況を把握するため、2年に1度、底質調査を実施しています。

（調査結果については次ページ参照）

○水質調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数
水 質 調 査	①河川調査	新河岸川：新宮戸橋付近 (C類型) 内間木橋付近 黒目川：大橋付近 (C類型) 東林橋付近 越戸川：越戸橋付近 (類型指定なし) 東和橋付近	年4回 (6月、8月、12月、2月)
			年2回(6月、12月)
			年1回(6月)
			年2回(8月、12月)
	②小排水路調査	新河岸川、黒目川の各3地点及び越戸川1地点	年2回(8月、2月)
	③生物調査	新河岸川：新盛橋付近 黒目川：笹橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(8月)
	④地下水調査	地下水13地点、湧水1地点	年1回(11月)
	⑤ユスリカ調査	新河岸川：田子山樋管流入付近 黒目川：新座大橋下流朝霞第一 雨水幹線付近 越戸川：東京メトロ和光車輛基地 の暗渠開口部付近	年1回(12月)
	⑥魚類調査	新河岸川：内間木橋付近 黒目川：東林橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(7月)
	⑦水質汚濁防止 法特定事業所 立入調査	立入調査：1事業所 分析調査：0事業所 ※指導権限をもつ埼玉県西部環境管 理事務所と連携を図り、立入調査、 指導(有害物質取扱事業所を含む)	不特定日
	⑧底質調査	新河岸川：内間木橋付近 黒目川：笹橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(8月)

調査項目	調査結果
生活環境項目、一般項目、流量	すべて基準に適合していた。
健康項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
要監視項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
追加項目（化学的酸素要求量・ ふん便性大腸菌群数）※黒目川	水質Ｂ（１回）、水質Ｃ（１回）、不適（２回） ※判定基準の区分：適（水質ＡＡ・Ａ）、可（水質Ｂ・Ｃ）、不適 ※環境基準はないため、「水浴場水質判定基準」を参考とした。
生活環境項目、流量	流入先河川の環境基準を適用した場合に、次の５項目が不適合であった。 （１）水素イオン濃度（pH）（２）生物化学的酸素要求量（BOD） （３）溶存酸素量（D0）（４）全亜鉛 （５）直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS） ※小排水路に環境基準はなく、流入先の河川の基準値を準用した。 ※継続して調査を実施する。 ※詳細は資料編 ページに掲載
底生生物・付着藻類	水質状況は次のとおりの結果となった。 ①新河岸川（新盛橋付近）：ややきれいな水～きたない水の間 ②黒目川（笹橋付近）：ややきれいな水 ③越戸川（東和橋付近）：ややきれいな水 ※水質状況：きれいな水、ややきれいな水、きたない水、とてもきたない水（水質階級：４階級）
1,1,1-トリクロロエタン、トリ クロロエチレン、テトラクロロ エチレン等	地下水１地点でテトラクロロエチレンが不適合（0.011mg/L）であった。 ※環境基準：テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下（年平均） ※不適合地点は、平成１８年度以前から基準超過しており、今後も継続して調査を実施する。
ユスリカ幼虫数	新河岸川（０個体）、黒目川（４個体）、越戸川（０個体）
魚類等出現種	市内３河川において、魚類１２種、甲殻類５種、は虫類２種が確認された。 （うち外来種：魚類１種、甲殻類１種、は虫類１種）
現場確認	届出未提出事業所への立入を実施した。 ※採水での分析調査はなし
カドミウム、鉛、六価クロム等 １１項目	基準に適合していた。

※詳細については、資料編の９３～１０９ページに掲載しています。

(2) 生活排水処理施設整備の推進

① 下水道の整備

本市における下水道の整備については、従来の市街化区域内の整備がほぼ完了しましたが、平成23年1月に旧暫定逆線引き地区*が市街化区域に編入されたことから、同地区の整備を進めています。（平成25年7月1日から宮戸2丁目、岡1丁目、根岸台2丁目、根岸台7丁目の各一部供用開始）

また、市ホームページで市民に対し水洗化への早期切り替えについての啓発を継続して行っており、今後も啓発活動等により公共下水道への接続を促進していきます。

【下水道普及率及び水洗化率の推移】

区 分 年 度	下水道普及率（％）		水洗化率（％）
	朝 霞 市	埼 玉 県	
令和5年度	97.9	83.6	99.1
令和4年度	97.8	83.2	99.1
令和3年度	97.8	82.9	99.1

※ 下水道普及率＝処理区域内人口／行政人口×100

※ 水 洗 化 率＝水 洗 化 人 口／処理区域内人口×100

② 合併処理浄化槽*の設置

下水道未整備区域に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき合併処理浄化槽とすることが義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽をすでに設置している方については、合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされています。

この合併処理浄化槽は、適正な管理を行うことにより、し尿と風呂や台所などから排出される水質汚濁の原因である生活雑排水を同時に処理することができることから、河川の水質環境を保全する有効な排水処理施設とされています。

市では、広報あさか及び市ホームページへの掲載などで、浄化槽の適正な維持管理の必要性和併せ、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について啓発を行っています。

なお、令和5年度の合併処理浄化槽の届出処理件数は12件でした。

【届出件数の内訳】

	使用開始届	廃止届	その他
令和5年度	7	0	5
令和4年度	20	5	10
令和3年度	7	3	3

(3) 工場・事業場の排水の監視・指導

① 水質汚濁防止法特定事業所立ち入り調査（有害物質取扱事業所を含む）

水質汚濁防止法の特定施設からの事業場排水について監視及び適正化を図るため、埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果の報告を受けています。

2 地下水汚染・土壌汚染の防止

(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止

① 地下水汚染の防止

地下水は、目に見えない地下に存在することから、人々に意識されることはあまり多くありませんが、飲用を除く生活用水のほか、災害時における緊急の水源としても活用できるなど、重要な役割を果たしています。

令和5年度は、井戸水の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、代表的な物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質等について市内13地点で調査しました。

なお、この調査は飲料水としての調査ではないため、飲用への適否については保健所の指導を受けるよう井戸水の利用者に通知しています。

※詳細な調査結果については、資料編の106ページに掲載しています。

【井戸水調査結果（採水日：令和5年11月29日）】

物 質 名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	13	0
テトラクロロエチレン	13	1
1,1,1-トリクロロエタン	13	0

② 水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査（有害物質取扱事業所を含む）

河川や排水路等の公共用水域の水は、上水道や農業用水等に利用されており、生活環境を保全するためにも、良好な水質にしておかなければなりません。

このため、有害な汚水や廃液が発生する事業場には、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」等で排水規制が行われています。

市では、埼玉県西部環境管理事務所と協力して、事業場に合同で立入調査をし、排水水の監視に努めています。また、埼玉県西部環境管理事務所が採水調査をした結果の報告を受けて情報共有に努めています。

【水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査結果（令和5年度）】

事業場数	適 合 数	不適合数
—	—	—

※令和5年度は分析調査の実施はありませんが、1事業所への立入調査を実施しています。

③ 土壌汚染の防止

土壌汚染の原因となる物質を使用する事業所や工場跡地等での土壌汚染に対して、県とともに土壌汚染の未然防止の観点から把握・指導に努めます。

また、市では、市有施設・樹木の消毒等に関する取り組みとして、「朝霞市における市有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」を定め、いわゆる環境ホルモン*やダイオキシン類などによる健康や生態系への影響を避けるため、病害虫が発生した場合はその樹木を剪定することなどで対応し、薬剤散布は必要最小限にとどめています。

④ 地盤沈下対策

地盤沈下は、私たちの生活の基盤である大地が継続的に沈下していく現象で、主に地下水を過剰に汲み上げることによって発生します。地盤沈下は他の公害問題と異なり、人の健康等に直接影響を及ぼすものではありませんが、建築物・工作物や地下埋設物の物的被害を生じさせます。このため、新たな地盤沈下を防止するために、「工業用水法」及び「埼玉県生活環境保全条例」などで既存の深井戸の使用を制限したり、新たな井戸の設置に厳しい規制をかけたりしています。

【地盤標高の経年変動】

基標番号	所 在 地		調 査 開 始 年 月	各 年 別 変 動 量 (mm)				
	町 (字) 名	目 標		平成 31.1.1 ～ 令和 2.1.1	令和 2.1.1 ～ 令和 3.1.1	令和 3.1.1 ～ 令和 4.1.1	令和 4.1.1 ～ 令和 5.1.1	令和 5.1.1 ～ 令和 6.1.1
仮 254-017	栄町4-1547	自衛隊駐屯地 北側路上	H14.1	設置場 所変更				
仮 2019-02	岡地先	陸上自衛隊朝霞 駐屯地脇歩道上	R2.1	設 置 場 所変更	+0.2	+1.3	+0.7	+0.3

※平成13年度仮点

※「水準測量成果表（埼玉県）」より

【朝霞市の地下水揚水量の経年変化】

(単位：m³/日)

年度	工業用	建築物用	水道用	合計
令和5年度				
令和4年度	1,674.6	290.3	11,097.2	13,062.1
令和3年度	1,700.0	301.8	12,649.3	14,651.1

※「埼玉県地盤沈下調査報告書」より

※令和5年度のデータはまだ公表されていません。

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1 騒音・振動の防止

(1) 自動車等の騒音・振動の監視

① 自動車騒音・振動の監視

「騒音規制法」第18条に基づき、市内の主要幹線道路7路線14区間を対象として自動車騒音状況の常時監視を実施しています。

評価手法は、調査路線の周辺（50メートル）の騒音の状況を把握するために実施する面的評価と、面的評価を推計するために必要なデータを採取する点的評価があります。令和5年度は、2路線2区間について調査を実施しました。

○自動車騒音常時監視調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	【点的評価】 調査区間ごとに選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【面的評価】 点的評価の騒音値を区間全体に準用し、昼夜ともに基準を達成した道路端50m内の住居戸数割合
調査地点	【調査路線及び調査地点】 A 一般国道254号 ・区間（面的）：和光市・朝霞市境（栄町4丁目7番付近）～県道朝霞蕨線（幸町2丁目6番付近）間 ・調査地点（点的）：幸町3丁目9番付近 B 県道朝霞蕨線 ・区間（面的）：一般国道254号（幸町2丁目6番付近）～一般国道254号（大字上内間木付近）間 ・調査地点（点的）：根岸台5丁目6番付近
調査結果	【点的評価】 A 一般国道254号 ・幸町3丁目9番付近（昼間：73dB、夜間：73dB） B 県道朝霞蕨線 ・根岸台5丁目6番付近（昼間：64dB、夜間：58dB） 【面的評価】 A 一般国道254号 ・和光市・朝霞市境（栄町4丁目7番付近）～県道朝霞蕨線（幸町2丁目6番付近）間 基準達成戸数割合 84.8%（308戸／363戸） B 県道朝霞蕨線 ・一般国道254号（幸町2丁目6番付近）～一般国道254号（大字上内間木付近）間 基準達成戸数割合 100%（2,146戸／2,146戸）

② 道路騒音振動調査

市内主要道の道路騒音・振動の現況把握を行うことにより、沿道付近の生活住環境の悪化などの把握を行うために実施しています。

令和5年度は、4地点について調査を実施しました。

○道路騒音振動調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	【騒音測定】 選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【振動測定】 選定した地点での24時間振動測定値の評価
調査地点	A 宮戸2丁目バス停付近（宮戸2丁目9番付近） B 城山通り朝霞橋付近（溝沼6丁目15番付近） C 朝霞第五小学校付近（西弁財2丁目1番付近） D 三原2丁目交差点付近（三原2丁目22番付近）
調査結果	【騒音調査】 A 宮戸2丁目バス停付近：昼64dB、夜57dB 環境基準：不適合（昼及び夜） B 城山通り朝霞橋付近：昼66dB、夜62dB 環境基準：不適合（昼及び夜） C 朝霞第五小学校付近：昼67dB、夜63dB 環境基準：不適合（昼及び夜） D 三原2丁目交差点付近：昼63dB、夜58dB 環境基準：不適合（昼及び夜） （参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼 間：6時～22時 夜 間：22時～6時 環境基準（B）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 （A・C・D）：昼間 60dB以下、夜間 55dB以下 要請限度（B）：昼間 75dB以下、夜間 70dB以下 （A・C・D）：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下 【振動調査】 A 宮戸2丁目バス停付近：昼46dB、夜33dB B 城山通り朝霞橋付近：昼53dB、夜43dB C 朝霞第五小学校付近：昼49dB、夜42dB D 三原2丁目交差点付近：昼43dB、夜37dB （参考） 評価方法：時間率振動レベル 昼 間：8時～19時 夜 間：19時～8時 環境基準：なし 許容限度：（A・B・C・D）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下

③ 鉄道の騒音・振動の監視

市では、平成４年度から、ＪＲ武蔵野線沿線１３市で構成する「武蔵野線公害対策連絡協議会」に加入し、宮戸地内の平坦地（第一種住居地域）の近接側軌道中心から１２．５ｍの地点で騒音・振動測定を実施しています。測定結果及び隣接住民等に対する騒音・振動対策については、協議会を通じ日本貨物鉄道㈱及び東日本旅客鉄道㈱に改善要望書の提出を行いました。武蔵野線については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の対象ではないが、周辺住民への騒音・振動を軽減するために、新型車輛の導入、車輛の改良、ロングレール化、日常の枕木等のメンテナンスなどの対応を引き続き継続していく考えである、との回答でした。

【武蔵野線騒音測定結果】

単位：デシベル（ｄＢ）

区分 年度	１２．５ｍ地点						
	測定日	客 車		貨 車		等価騒音レベル	
		上 り	下 り	上 り	下 り	昼間	夜間 (推定値)
令和５年度	５月２０日	80.4	81.8	78.9	78.2	57.0	55.1
令和４年度	６月１８日	84.7	82.4	84.7	83.8	60.2	58.6
令和３年度	５月 ８日	83.5	82.5	84.6	85.7	60.5	57.6

※測定方法：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和５０年７月２９日環境庁告示第４６号）及び「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成７年１２月２０日環大―第１７４号）に準拠しています。

※指針値：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の等価騒音レベルで昼間は６０ｄＢ以下、夜間は５５ｄＢ以下とすることとしています。

【武蔵野線振動測定結果】

単位：デシベル（ｄＢ）

区分 年度	１２．５ｍ地点				
	測定日	客 車		貨 車	
		上 り	下 り	上 り	下 り
令和５年度	５月２０日	54.1	51.8	51.3	54.9
令和４年度	６月１８日	55.2	51.6	58.1	56.1
令和３年度	５月 ８日	59.6	53.6	59.9	58.0

※測定方法：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和５１年３月１２日環大特３２号）に準拠しています。

※指針値：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、７０ｄＢを超える地域について振動防止対策等を講ずることとしています。

④ 家庭用機器や音響機器などの近隣騒音

家庭用機器や音響機器などの近隣騒音などの生活騒音については、法的規制がありませんが、近年、生活騒音の問題が深刻化しています。市では、ホームページで、家庭用機器や音響機器を含む生活騒音について注意喚起を行っています。また、市民や事業者向けに騒音に配慮した家庭用燃料電池（エネファーム）の設置についての周知も行っています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定建設作業の実施の届出の際に、その事業主等に対して、作業中は規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めるよう指導しています。また、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定施設、指定騒音施設及び指定振動施設を設置等する場合に、騒音の防止に関して措置を講じるよう指導しています。なお、苦情に関しては現地確認のうえ、状況に応じ測定を実施し、事業主等に対して改善指導を行っています。

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の設置状況】

(令和6年3月31日現在)

騒音規制法による特定施設の設置状況				振動規制法による特定施設の設置状況			
区分		特定工場数	特定施設数	区分		特定工場数	特定施設数
金属加工機械	圧延機械	88	362	金属加工機械	液圧プレス	84	543
	製管機械				機械プレス		
	ベンディングマシン				せん断機		
	液圧プレス				鍛造機		
	機械プレス				ワイヤーフォーミングマシン		
	せん断機				—		
	鍛造機			圧縮機		49	425
	ワイヤーフォーミングマシン			土石用 鉱物用	破碎機	7	19
	ブラスト				摩砕機		
	タンブラー				ふるい		
	切断機					分級機	
空気圧縮機等	空気圧縮機	86	1,032	織機		0	1
	送風機			コンクリートブロックマシン	1	2	
土石用 鉱物用	破碎機	4	16	コンクリート管・柱製造機械			
	摩砕機			木材加工	ドラムバーカー	2	4
	ふるい			チップパー			
	分級機			印刷機械		31	130
織機		0	0	ゴム練用・合成樹脂ロール機		0	0
プラント	コンクリートプラント	9	13	合成樹脂用射出成形機		22	211
	アスファルトプラント			鋳造型機		1	5
穀物用製粉機		0	0				
木材加工機械	ドラムバーカー	6	23				
	チップパー						
	碎木機						
	帯のこ盤						
	丸のこ盤						
	かな盤						
抄紙機		1	1				
印刷機械		46	168				
合成樹脂用射出成形機		25	137				
鋳造型機		1	5				
計		266	1,757	計		197	1,340

騒音計の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤または通学している方に対し、騒音計の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係

048-463-1512



【埼玉県生活環境保全条例による指定騒音施設・指定騒音作業・指定振動施設の設置状況】
(令和6年3月31日現在)

施 設 の 種 類		指定工場等の総数	指定施設の総数
指定騒音施設	木材加工機械	15	63
	合成樹脂用粉砕機	2	3
	ペレタイザー	1	1
	コルゲートマシン	0	0
	シェイクアウトマシン	0	0
	ダイカスト機	1	5
	冷却塔	15	74
	計	34	146
指定騒音作業	金属板のつち打加工	5	
	ハンドグラインダー使用	16	
	電気のこぎり・電気かんな使用	3	
	計	24	
指定振動施設	シェイクアウトマシン	0	0
	オシレイティングコンベア	0	0
	計	0	0

【騒音規制法・振動規制法による特定建設作業の届出状況】 (令和5年度)

区 分		区 分	
種 類	騒 音	種 類	振 動
くい打機	1	くい打機	1
びょう打機	0	鋼球	0
さく岩機	43	舗装版破砕機	0
空気圧縮機	8	ブレーカー	35
プラント	0		
バックホウ	6		
トラクターショベル	0		
ブルドーザー	0		
計	58	計	36

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の届出状況】 (令和5年度)

区 分		区 分	
種 類	騒 音	種 類	振 動
設 置 届 出	3	設 置 届 出	1
使 用 届 出	1	使 用 届 出	0
数 変 更 届 出	1	数 変 更 届 出	0
防止の方法変更届出	0	防止の方法変更届出	0
氏名等の変更届出	2	氏名等の変更届出	2
使用全廃届出	0	使用全廃届出	0
承 継 届 出	0	承 継 届 出	0
計	7	計	3

2 日照障害、電波障害の防止

(1) 日照障害、電波障害の防止

① 日照障害の防止

市では、日照障害対策として、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により、事業者等に近隣住民への説明会開催を義務付ける等、紛争を未然に防ぐための枠組みを定めています。

なお、令和5年度の条例に基づく中高層建築物の届出は13件でした。

② 電波障害の防止

電波障害の対策については従来から法律上の規定はなく、明文化された救済規定はありません。

市では、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」において、テレビジョン電波受信障害対策として、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」を定め、新たに電波障害を生ずるおそれがある建築物等を建築しようとする者に対して、予測や防止対策について協議するよう指導して電波障害の防止に努めています。

デジタル放送は、建築物等を原因とする電波障害は発生しにくいといわれていますが、全く発生しないというわけではありません。

今後もこれまでと同様、指導方針に則り電波障害の防止に努めていきます。

【テレビ電波障害防止に関する誓約書届出件数】

(令和5年度)

地区名	本町	幸町	栄町	仲町	溝沼	三原	北原
件数	3	0	0	3	2	0	0
地区名	西原	西弁財	東弁財	浜崎	膝折町	根岸台	岡
件数	1	1	2	1	0	1	0
地区名	泉水	宮戸	朝志ヶ丘	大字他	合 計 14 件		
件数	0	0	0	0			

3 環境美化の推進

(1) 散乱ごみ・不法投棄対策

① 散乱ごみ対策

散乱ごみの問題は、個人のモラルの問題ともいえますが、市民・事業者・行政全体が自分たちの問題としてとらえ、お互いに協力し、責任を果たすことが解決への第一歩となります。

市では、平成12年10月1日に「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、環境美化推進員によるパトロールを実施するほか、環境美化推進地区内の飲食料自動販売業者に対して回収容器設置及び適正管理を義務づけるなど、問題解決への仕組みづくりに努めています。

【主な環境美化活動（令和5年度）】

イベント名	日 時	実施場所	内 容
環境美化 パトロール	随 時	市内全域	環境美化推進員がごみの散乱状況の報告や清掃活動を行った。その後、報告に基づき市職員が回収作業等を行った。
路上喫煙・ポイ捨て 防止キャンペーン	11月15日（水）	朝霞駅周辺	ポイ捨て防止啓発物資配布と路上喫煙地区の清掃活動を実施した。

環境美化活動を推進しています

ポイ捨てを許さない環境づくりのため、環境美化推進員が活動しています。

対象／市内に在住している方

活動内容／

- ・ごみの散乱状況について市に報告
- ・ポイ捨て防止キャンペーン・清掃活動への積極的な参加

【環境美化推進員数】

年 度	人数
令和5年度	10人
令和4年度	9人
令和3年度	10人



② 不法投棄対策

○ 有害廃棄物不法投棄及び市内不法投棄物の防止

市では、有害廃棄物不法投棄の未然防止と、不法に投棄された廃棄物の早期発見・回収の一環として、職員による巡回パトロール及び委託による夜間の監視パトロールの実施、近隣自治体等の関係機関と広域的な不法投棄対策に努めています。

また、不法投棄が多い場所への不法投棄禁止看板の設置や、広報あさか等で不法投棄防止の啓発活動を進めています。

令和5年度の不法投棄物の通報は277件でした。なお、回収した不法投棄物は、クリーンセンターで処分、またはクリーンセンターで処分できないものについては、業者委託等により処分しています。

【主な不法投棄物の処分件数】

年度	自転車	バイク	タイヤ	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
令和5年度	97	2	27	0	17	28	8
令和4年度	143	0	35	1	19	15	10
令和3年度	110	0	40	3	36	5	4

○ 不法投棄監視パトロール

不法投棄は発見が遅れることによって、そこに新たな投棄物が積み重ねられ、粗大ごみの集積場ようになってしまふことがあります。

そのため、不法投棄が多い場所を中心に、投棄されやすい夜間から早朝にかけて委託による不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和5年度は24回の不法投棄夜間監視パトロールを行いました。パトロールで発見された公道上の投棄物等は、後日、職員が現地確認のうえ回収しています。

○ きれいなまちづくり運動

市では、快適な環境づくりを推進するため、町内会・自治会の協力を得て、春と秋の年2回、きれいなまちづくり運動を実施しています。この運動は、それぞれの地域で道路や河川敷に捨てられているごみを拾う環境美化活動であるとともに、自分たちのまちの環境美化に対する意識の向上に関する啓発を図っています。

【きれいなまちづくり運動実施状況】

年度	実施日	ごみ収集量（単位：t）				参加団体数
		可燃ごみ	不燃ごみ	汚泥	合計	
令和5年度	春（5月28日）	12.59	4.24	4.94	21.77	84団体
	秋（10月29日）	10.13	2.32	3.37	15.82	83団体
	合計	22.72	6.56	8.31	37.59	
令和4年度	春（5月29日）	12.68	4.15	7.60	24.43	86団体
	秋（10月30日）	11.60	4.04	4.13	19.77	79団体
	合計	24.28	8.19	11.73	44.20	
令和3年度 ※	春（5月30日）	12.53	4.13	4.88	21.54	85団体
	秋（中止）	1.85	0.52	0.08	2.45	10団体
	合計	14.38	4.65	4.96	23.99	

※ 令和3年度秋のきれいなまちづくり運動は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、町内会主催で実施された町内会のごみの回収を行った。



(2) 路上喫煙の防止

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内での道路、公園、その他の公共の場所では喫煙をしないよう努力義務が規定されています。さらに、駅周辺においては「路上喫煙禁止」とし、定期的なパトロールを実施し、喫煙者に対する指導等を行い、悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。

みんなの迷惑です！路上喫煙

路上喫煙により、他者へのやけどの危険、副流煙による健康被害、ポイ捨てなど、周りの方の迷惑となるような行為は絶対にやめましょう。

【監視員によるパトロール実績（令和5年度）】

地区	対応件数	指導	応対	拒否
朝霞駅付近		137	88	49
朝霞台・北朝霞駅付近		827	572	255
合計		964	660	304
年間パトロール日数	48日			

このマークのあるところは、
路上喫煙禁止です！！



路上喫煙禁止地区

●色の道路等は終日路上喫煙禁止区域です。



安全で快適なまちづくりのために、皆様のご協力をお願いします！

(3) ペットマナーの向上

○ 犬を飼ったら・・・届出義務とマナー

「狂犬病予防法」により、飼い犬は飼い主の居住する自治体で登録し、年1回狂犬病の予防注射を受けて、自治体で発行した犬鑑札と注射済票を着用することが義務づけられています。

狂犬病は、人間を含めたすべての哺乳類に感染し、発病すれば治療法はなく、ほぼ100%死亡するという恐ろしい病気です。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。



※犬鑑札見本



※注射済票見本

【畜犬登録・注射済票交付数】

年度	新規登録数	合計登録数 (A)	注射済票交付数 (B)	注射接種率 (B/A×100)
令和5年度	362	4,845	3,031	62.6%
令和4年度	531	4,685	3,021	64.5%
令和3年度	390	4,273	2,768	64.8%

お願い！

犬の飼い主のマナー

犬の飼い主のマナー低下について、保健所や市にたくさんの相談が寄せられています。住みよいまちづくりのため、また、ご近所との不要なトラブルを避けるためにも、飼い主の方は次のことなどに気をつけましょう。

- ・散歩時の犬のおしっこは他人の迷惑にならないようにし、ふんは必ず持ち帰る。
- ・犬を制御できる方が散歩をさせ、リードは短めに持つ。
- ・毛の飛散や鳴き声など、近隣の方に迷惑にならないようにする。

市ではお困りの方に啓発看板を用意しています。



※犬の飼い主のマナーについての相談は、朝霞保健所にご連絡ください。

問合せ／埼玉県朝霞保健所（生活衛生・薬事担当）

048-461-0468

犬のフン害にお困りの方へ

イエローチョーク作戦

犬のフンに困っている人が道路上に放置されたフンの周りを黄色のチョークで囲み、発見した日時を書きこむことにより、迷惑していることを飼い主に知らせ、飼い主のマナーやモラルの向上を啓発します。既に実施している他自治体ではフンの放置が減少したという効果が出ています。朝霞市でも黄色いチョークを配布しております。ご希望の方は窓口までお越しください。

フンや尿の放置は不衛生です。飼い犬のフン尿の始末は、飼い主のマナーです。飼い主の方は、イエローチョークでマークされることのないよう、正しくフンを持ち帰りましょう。

イエローチョーク作戦の方法

- 1 フンを丸で囲む。
- 2 発見した日時を書く。
- 3 **フンを片付けず**日時を変えて現場を確認する。
フンが残っている場合 ▶「**確認日時**」を書き足す。
フンが残っていない場合 ▶「**なし**」と書く。



※フンがない時も予防のために
「パトロール中」と書くと効果的です！



◆注意事項◆

- ・許可なく私有地や他人の管理地に入り、書かないでください。
- ・道路上に書く場合は、交通事故には十分に気をつけてください。

朝霞市浜崎ドッグラン

飼い主同士の交流や飼い主のマナー及びモラルの向上により、人と動物の共生社会を推進するため、ドッグランを設置しました。

【オープン】令和5年4月28日（金）

【利用時間】午前8時00分から午後7時00分まで

※利用時間内であっても、日没後は利用不可

【休 場 日】・年末年始（12月29日から1月3日）

- ・イベント開催時
- ・その他、市長が認めたとき

【利用方法】・利用料：無料

- ・利用手続：利用登録制（登録申請は随時受付。登録証を発行）
- ・登録条件：市内在住者（登録者は18歳以上であること）

登録犬は、畜犬登録及び1年以内に狂犬病予防注射を接種し、
注射済票の交付を受けていること

【施設内容】・区割（面積）：小型犬エリア（230㎡）

中・大型犬エリア（430㎡）

共用部分（30㎡）

駐車場スペース（255㎡）

敷地面積計 945㎡

- ・設備：小型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ

中・大型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ・散水栓

共有部分：水道・物置

犬の脱走防止のため、フェンスの高さ1.5m、二重扉としている。

駐車場：8台分

その他：利用ルール看板1基・掲示板1基を設置。



常駐の管理者は設置しておらず、定期的に職員が巡回しています。朝晩の施錠・開錠、清掃及び、ドッグラン内の芝生の養生等は業務を委託して実施しております。

令和5年度は、1,324頭が利用登録しました。



お願い！

○ 猫は室内で飼いましょう！

市には「敷地にふん・尿をされて困っている」「鳴き声がうるさい」・・・といった猫に関する相談が寄せられています。

近隣の迷惑とならないよう、猫は室内で飼いましょう。環境を整えることで、猫は室内飼育でも十分幸せに暮らすことができます。

猫が好きな人もいれば、もちろん苦手な人もいます。誰もが気持ち良く過ごせる地域になるようお気遣いをお願いします。

※猫に関する相談は、埼玉県動物指導センターにご連絡ください。

問合せ／埼玉県動物指導センター南支所

048-855-0484



知っていますか？「TNR活動」「さくらねこ」

朝霞市では、ボランティア活動団体など市民の皆様のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術（TNR活動）を推進することにより、野良猫の増加を抑制し、地域の環境改善を目指しております。

「さくらねこ」とは、耳先をV字カットした耳の形がさくらの花びらに似ていることに由来し、不妊・去勢手術済みの猫のことをいいます。

エサやりを禁止しても、野良猫の繁殖を止めることはできません。この活動により、一代限りの命を地域で見守っていただきますよう、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



不妊・去勢手術をすると、猫による被害を防止及び抑制し、
地域の環境が改善されます

例えば、このような被害を防止及び抑制できます。

- ※ 自然繁殖を制限し、野良猫の増加を抑制
- ※ スプレー行動（マーキングのため、臭いの強い尿を撒く行動）の抑制
- ※ 発情期の鳴き声の軽減

耳先のV字カット(通称サクラ耳)が
不妊・去勢手術済みの目印！



○ 動物愛護パネル展

市では、人間と動物が共生できるような豊かな社会づくりを目指し、不幸なペットを増やさないために、広報あさかによる啓発や看板によるペット飼育者へのモラルの向上を図っています。

また毎年、動物愛護週間等にあわせて「動物愛護パネル展」を実施しており、令和5年度は9月20日から27日に、市内動物愛護団体にご協力いただき、動物の愛護と適正な飼養や、災害時のペット対策、TNR活動についてパネル展示と啓発冊子等の配布を行いました。

○協力市内動物愛護団体

「そらとゆめ」「もめんいと」

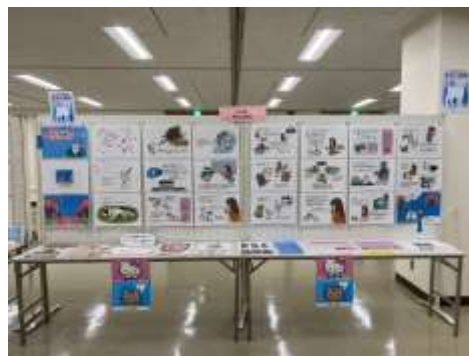
「動物との共生社会を目指す会V e s t .」

動物愛護週間（環境省）	9/20～26
愛護動物の遺棄等虐待防止旬間（埼玉県）	9/21～30
動物愛護パネル展（朝霞市）	9/20～27

【朝霞市動物愛護パネル展】

開催日：令和5年9月20日（水）～27日（水）

場 所：中央公民館・コミュニティセンター 1階展示ギャラリー



△動物愛護パネル展の様子



△ペット防災の展示

【動物愛護週間イベント】

○「地域猫活動DVD上映会・地域猫活動、TNR相談会」

開催日：令和5年9月22日（金） 午後3時～4時30分

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：そらとゆめ

○「ねこのことをはなそう会」

開催日：令和5年9月22日（金） 午後5時～7時

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：もめんいと

○「シニア犬の介護者サロン」

開催日：令和5年9月24日（日） 午後2時30分～5時

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：動物との共生社会を目指す会V e s t .

※朝霞市動物愛護パネル展開催に併せ、展示内容をX（旧ツイッター）し、各団体の取組や飼育マナーなどを広く周知しました。

(4) 放置自転車対策

① 放置自転車等の対策

市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等防止対策の指導員による指導を行うとともに、歩道等に放置された自転車等を撤去することで道路空間の確保・交通安全の推進を図り、まちの環境美化にも積極的に努めています。

【朝霞市自転車等放置防止条例に基づく撤去状況】

種別	年度	朝霞駅南口		朝霞駅東口		北朝霞駅		朝霞台駅		合 計	
		自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク
回数	R 5	5		5		5		5		20	
	R 4	5		5		5		5		20	
	R 3	7		6		11		6		30	
台数	R 5	31	0	12	1	26	0	7	0	76	1
	R 4	30	0	14	0	18	0	14	0	76	0
	R 3	47	0	24	0	29	0	17	0	117	0

② 自転車駐車場整備

市では、駅周辺に自転車及び原動機付自転車の駐車場を整備し、放置自転車等の解消を推進しています。

【朝霞市自転車駐車場一覧】

(令和6年3月末現在)

有料自転車駐車場			収容台数
北朝霞駅・朝霞台駅	北朝霞駅東口地下自転車駐車場	定期利用	2,799
		一時利用	554
	北朝霞駅東口第一原動機付自転車駐車場	定期利用	205
	朝霞台駅南口地下自転車駐車場	定期利用	2,130
	朝霞台駅南口第一自転車駐車場	定期利用	135
		一時利用	210
	朝霞台駅南口第一原動機付自転車駐車場	定期利用	79
朝霞駅	朝霞駅東口立体自転車駐車場	定期利用	756
		一時利用	112
	朝霞駅東口地下自転車駐車場	定期利用	692
		一時利用	156
	朝霞駅東口原動機付自転車駐車場	定期利用	78
	朝霞駅南口原動機付自転車駐車場	定期利用	142
		一時利用	44
	朝霞駅南口地下自転車駐車場	定期利用	3,613
		一時利用	696

(5) あき地・空き家の環境保全

あき地に雑草等が繁茂し放置されると、火災や犯罪の発生原因となってしまうことはもちろんのこと、清潔な生活環境も保持することができません。

市では、昭和44年12月25日に「朝霞市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、管理不良な状態にあるあき地の所有者、管理者に対して、あき地が不良状態にならないよう指導しています。

雑草の処理については、所有者自身が行うことが原則のため、市ではあき地に繁茂する雑草を除去する際の肩掛式刈払機を無料で貸出しています。なお、人手不足や遠距離にお住まいの場合など、処理できない場合もあるので、委託料を納入された所有者に対しては、市で業者委託を行い、雑草の除去を行っています。

あき地と同様に、空き家等についても適切な管理が行われていない場合、防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがありますので、「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者、管理者に対して、適正な管理をするよう助言しています。

【あき地に係る対象箇所数・対応済件数】

年度	対象箇所数	対応済延べ件数 (うち市委託件数)
令和5年度	23	20(0)
令和4年度	20	20(0)
令和3年度	17	28(0)

【空き家に係る対象箇所数・対応済件数】

年度	相談件数	対応済延べ件数
令和5年度	34	34
令和4年度	30	30
令和3年度	37	37

刈払機の貸出し

市では、あき地に繁茂する雑草を除去するため、肩掛式刈払機を無料で貸出ししています。なお、台数に限りがありますので、事前に電話等でご連絡ください。



【刈払機貸出し件数】

年度	件数
令和5年度	23
令和4年度	36
令和3年度	52

問合せ／環境推進課 環境推進係
048-463-1504

(6) 鳥獣・害虫被害の防止

鳥獣等は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」等により、むやみに捕獲や駆除することができないものや、駆除が可能となっているものなどが定められています。このため、市民から寄せられた相談については、現地の状況や相談内容によって多様な対応が求められています。

また、公共施設や市の管理する樹木に発生する害虫に対しては、環境への影響を考慮し、枝の剪定や必要最小限の弱毒性殺虫剤の散布等の方法により駆除をすることとしています。

【鳥獣・害虫相談件数】

年度	カラス	ハト	ムクドリ	ヒヨドリ	ハクビシ	アライグマ	犬	猫	その他	合計
令和5年度	13	22	5	1	12	43	20	31	66	213
令和4年度	7	22	5	3	14	46	13	47	77	234
令和3年度	10	13	7	2	6	25	14	55	60	192

※その他は、蚊、ユスリカ、毛虫、クモ、カメ、ツバメ等

○ スズメバチの巣の駆除

市では、平成30年度から、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣の駆除を始めました。

年度	駆除件数（件）
令和5年度	37
令和4年度	28
令和3年度	38

巣を作るスズメバチ⇒
(マーブル模様が特徴)



【ハチの巣の相談・駆除件数】

年度	スズメバチ	アシナガバチ	ツチバチ ミツバチ	その他 (不明)	総計
令和5年度	91	57	8	25	181
令和4年度	73	108	12	37	230
令和3年度	89	53	5	23	170

※民地のスズメバチ以外のハチの巣の駆除については専門の業者「埼玉県ペストコントロール協会」（次ページ参照）を紹介することとしています。

注 意！

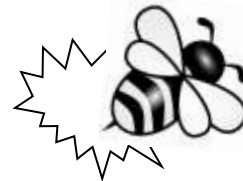
ハチにご注意ください！

春先から夏にかけて、ハチの行動が活発になり、秋口には攻撃性が高まります。

巣を発見した場合は、近づきすぎたり、振動を与えたりして、巣にいる蜂を刺激しないようにしましょう。また、スズメバチと遭遇したら、白いタオルなどで頭を覆い、落ち着いてその場から離れましょう。（※スズメバチは、人間やクマなど天敵の弱点である頭部など、黒色の部分を狙う習性があります。）

万が一刺されてしまった場合には、すぐに患部を水で洗い流した後、保冷材等で冷やしてください。強いアレルギー反応を起こすことがあるので、早めに医師の診察を受けましょう。

《ハチの巣の出来やすい場所》



《ハチの巣の防止策！》

巣の出来やすい場所に、あらかじめ殺虫剤などを吹きかけておくと効果があると言われています。（殺虫剤等をかけて問題ない場所か確かめてから行ってください。）

《ハチの相談窓口》

（公社）日本ペストコントロール協会の構成団体「埼玉県ペストコントロール協会」
（電話：０４８－８５４－２８９０）で害虫駆除についての無料相談を実施しています。また、企業やマンション・アパート、駐車場の敷地内などについては、管理会社等に対応をご相談ください。

注意！

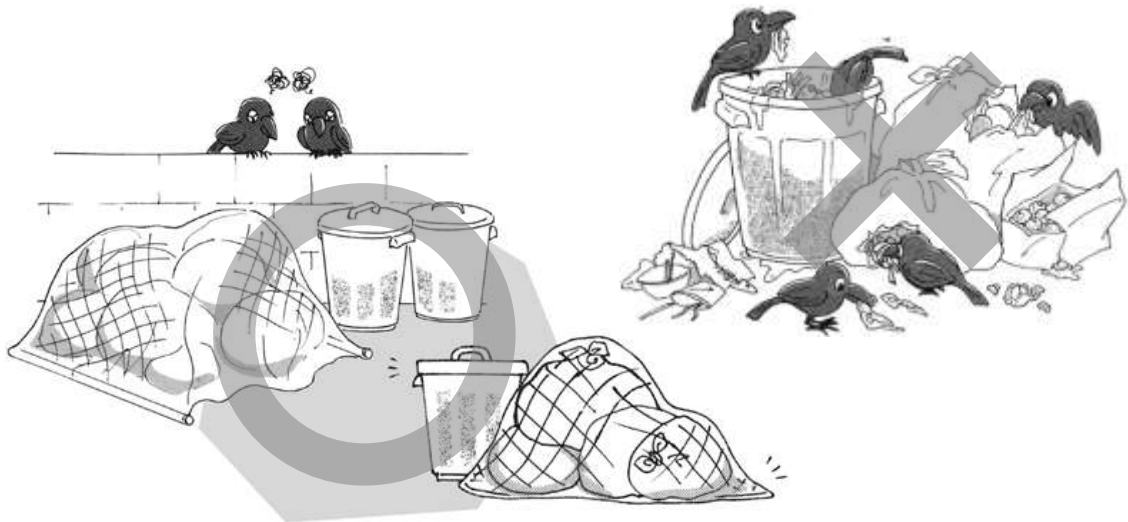
カラスの被害を防ぐために

毎年、春から夏にかけて、「カラスに襲われる」などの相談が多く寄せられます。この時期、カラスは繁殖期を迎え、巣やひなに近づいた人間を威嚇することがありますので、気をつけましょう。

《カラスを寄せつけない、巣を作りにくくする対策》

①ごみの出し方に注意する。

- ・収集日当日の決められた時間内にごみを出す。
- ・生ごみをごみ袋の奥に入れ、きちんと閉じ、外から見えないように工夫をする。
- ・クリーンネット（資源リサイクル課で貸出）で、ごみがはみ出さないようにする。



②食料を与えない

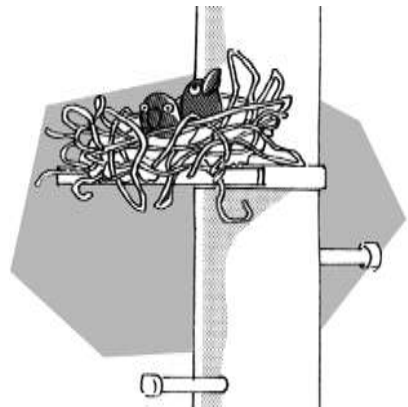
- ・庭やベランダに置くペットの餌を取られないように注意する。（すきを狙って、カラスが横取りします！）

③巣材を与えない

- ・針金ハンガーは出しっぱなしにしない。（鉄塔や電柱に巣が出来ると、停電などの原因になります。）

④巣を作る場所をなくす

- ・庭木の二股、三股になっている枝木をせん定する。



《巣を発見した時の対策》

- ・カラスが警戒する行動を見せたら、巣やひなから離れましょう。
- ・やむを得ず通る場合は帽子や傘で頭を守りましょう。
- ・卵を産む前に取り払う。樹木に作られている場合は枝ごと落とす。



※なお、カラスに限らず、卵やひなのいる巣は、鳥獣保護法により、むやみに壊すことは禁止されています！！

○ 駅周辺のムクドリ対策について

近年、7月～8月頃をピークに繁殖期を終えたムクドリが、朝霞台駅・北朝霞駅や朝霞駅周辺に数千羽と集まるため、糞害や鳴き声などの被害で悩まされており、樹木の剪定や忌避音（ムクドリが天敵に追われている時の鳴き声）などによる追い払いで対応しておりました。

令和2年度からは新たなムクドリ対策として、鷹匠による追い払いを実施し、駅周辺の環境改善に努めています。令和5年度は2回実施し、ムクドリの鳴き声や糞などの被害を軽減することができました。



△北朝霞駅周辺に集まるムクドリ

年度	実施回数（実施日）
令和5年度	2回（7月18日、11月22日）
令和4年度	2回（7月11日、11月9日）
令和3年度	2回（7月19・20日）



限りある資源を大切にし、環境に負担をかけないまち

3-1 クリーンなエネルギーをつくる

1 再生可能エネルギーの普及促進

【創エネ・省エネ設備設置費補助】

市では、環境に配慮した創エネ・省エネ設備の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制と雨水の有効活用および河川への流出抑制を図るため、省エネ・省エネ設備（太陽光発電システム・家庭用燃料電池・定置用リチウムイオン蓄電池・雨水貯留槽・HEMS・V2H）の設置費用の一部を補助しています。

※雨水貯留槽に関しては、56ページに掲載しています。

(1) 住宅用太陽光発電設備設置の推進

市では、平成13年度から「住宅用太陽光発電システム」の設置に対し設置費の一部を補助し、環境への負荷の少ないクリーンエネルギー導入の促進を図っています。

補助制度開始当初から令和5年度までに計1,040件の補助を行いました。

【住宅用太陽光発電システム設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和5年度	出力1kW当り3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	25件	2,454,000円	90.44kW
令和4年度	出力1kW当り3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	25件	2,354,000円	113.95kW
令和3年度	出力1kW当り3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	14件	1,326,000円	52.46kW

【発電量推計値によるCO₂削減量】

年度	最大出力合計値 (kW)	年間発電量推計値 (kWh)	1年間のCO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
令和5年度	90.44	108,528	49.60
令和4年度	113.95	136,740	62.49
令和3年度	52.46	62,952	34.69
平成13～ 令和5年度 までの累計	3,996.77	4,796,124	2,618.62

※樹齢50年の杉の木1本で、年間約14kg-CO₂の二酸化炭素を吸収しています。

※地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定に伴い、令和4年度の係数は、各年度の環境省公表の排出係数に変更し、「551g-CO₂」から「457g-CO₂」に変更したため、1年間のCO₂削減量は「75.34t-CO₂」から「62.49t-CO₂」としました。

○ 家庭用燃料電池（エネファーム）設置の推進

市では、平成30年度から「家庭用燃料電池（エネファーム）」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和5年度	限度額5万円	0件	0円	0kW
令和4年度	一律5万円	0件	0円	0kW
令和3年度	一律5万円	0件	0円	0kW

○ 定置用リチウムイオン蓄電池設置の推進

市では、平成30年度から「定置用リチウムイオン蓄電池」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

補助制度開始当初から令和5年度までに計159件の補助を行いました。

【定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大容量合計値
令和5年度	限度額10万円	34件	3,400,000円	240.5 kWh
令和4年度	一律10万円	25件	2,526,000円	218.1 kWh
令和3年度	一律10万円	32件	3,200,000円	244.4 kWh

※令和4年度は、1件予算残額の範囲内で交付したため、補助金交付総額に端数が生じている。

○ HEMS[＊]設置の推進

市では、令和5年度から「HEMS」（ホームエネルギーマネジメントシステム）の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【HEMS設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額
令和5年度	限度額1万円	4件	40,000円

○ ^{フィット・エイチ}V2H* 設置の推進

市では、令和5年度から「V2H」（ビークル・トゥ・ホーム）の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【V2H設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額
令和5年度	限度額10万円	2件	200,000円



創エネ・省エネ設備設置費補助金ホームページ

2 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進

(1) 公共施設の太陽光発電等の導入

市では、地球温暖化対策の一環として、環境への負荷の少ない「太陽光発電設備」の公共施設への導入を推進しています。令和5年度までに設置した主な施設は表のとおりです。また、市内の公園施設（トイレ、照明設備、時計等）においても一部設置しています。

太陽光発電設備設置施設	最大出力値	太陽光発電設備設置施設	最大出力値
市役所本庁舎	10.53kW	宮戸保育園	4.82kW
産業文化センター	19.60kW	溝沼学校給食センター	4.80kW
リサイクルプラザ	10.00kW	中央公園野球場	5.01kW
根岸台市民センター	5.01kW	朝霞第四小学校	10.00kW
膝折市民センター	5.00kW	朝霞第五小学校	10.00kW
総合福祉センター	57.40kW	朝霞第十小学校	95.55kW
溝沼複合施設	10.02kW	朝霞第一中学校	20.00kW
内間木公民館	16.96kW		

○ 小水力発電

水道庁舎において、安定した流量・圧力で流入する埼玉県からの水道用水を活用して、発電用水車を回転させる方法で小水力発電を実施しています。

年度	小水力発電量
令和5年	467,442kw
令和4年	469,086kw
令和3年	459,380kw

3-2 省エネルギー・省資源をすすめる

1 環境に配慮した行動の推進

(1) エコライフ・省エネルギーの普及・促進

① 省エネ・省資源行動の普及促進

市では、脱炭素社会の実現に向け、国が取り組んでいる「デコ活」や、埼玉県の「エコライフDAY・WEEK」の実施等を、広報あさかやSNSによる周知啓発で、市民、事業者の省エネ・省資源につながる環境配慮行動を促進しています。

「デコ活」等の周知啓発を推進していきます！

「デコ活」とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を意味する“活”を組み合わせた新しい言葉です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です



 クールビズ、 ウォームビズ を推進します。	 「統一省エネルギー ラベルの星の多い家 電への買換え」や 「LED 照明への買換 交換」を促進します。	 公共交通機関の利 用、自転車の利用 を促進します。エコ ドライブを推進しま す。	 「地球」にやさし いエコカーの普 及を促進しま す。	 住宅の省エネ・脱炭素化推 進のため、高断熱・省エネ住 宅への買換えや省エネリフ ォームの普及を促進します。
--	--	---	---	---

(資料：環境省ホームページ)

また、職員一人ひとりが環境に配慮した暮らし方に取り組むエコライフDAY・WEEKを夏、冬に実施し、CO₂削減量効果を確認するエコライフチェックを行いました。

この結果、令和5年度は、夏冬合わせて18.8t（エコライフDAY 4.3t、エコライフWEEK 14.5t）のCO₂を削減することができました。

年度	エコライフDAY・WEEKチェックシート 回収率
令和5年度	91.3%
令和4年度	94.1%
令和3年度	95.2%

② 地域リサイクル活動の推進

ごみの減量化・再資源化を推進するため、家庭の排出段階から抑制し、リサイクルへ直接回すことにより、ごみ処理施設への負担及び処理経費を節減するため、回収量に応じて補助金を交付し、市民の方々による自主的な地域環境保全活動を援助しています。

【令和5年度地域リサイクル活動実績】

登録団体数	回 収 品 目 及 び 回 収 量			
	紙 類	布 類	金 属 類	び ん 類
159団体	864,585kg	77,359kg	50,240kg	0kg
回収量合計	992,184kg			



※冊子「資源とゴミの分け方・出し方」

③ 建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造及び設備に講じられた住宅の普及の促進を目的として、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日に施行されました。そのため、朝霞市でも耐久性や耐震性が高く、省エネルギー性能に優れた長く住み続けられる優良な住宅の建設を促進するため、長期優良住宅認定手続きの普及・啓発に努めています。

また、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることから、平成24年12月4日に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、住宅ローン減税等の税制上の優遇や容積率緩和等がある低炭素建築物の認定制度が創設されました。低炭素化のための措置を講じられた建築物の建設を促進するため、低炭素建築物の認定手続きの普及・啓発に努めています。

さらに、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、平成28年4月1日に「建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律」が施行されました。建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅の認定手続きの普及・啓発に努めています。

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
長期優良住宅の認定数	53件	70件	48件
低炭素建築物の認定数	1件	12件	14件
建築物省エネ住宅の認定数	0件	2件	0件

(2) 地球温暖化対策実行計画の推進

① 朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

近年の地球温暖化対策としては、その進行を抑制することを目的として、温室効果ガス排出量を削減するための緩和策に取り組むことが重要であるとともに、世界各国で発生している気候変動が一因と考えられる異常気象を踏まえ、気候変動による被害の防止・軽減を図ることを目的とした適応策が求められています。

日本では、令和2年10月、地球温暖化対策における新しい長期目標となる「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。さらに、令和3年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（平成25年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

本市においても市域全体の温室効果ガス排出量を削減するため、第3次朝霞市環境基本計画に内包する「朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間及び削減目標】

計画期間	削減目標
令和4年度～令和12年度 (9年間)	温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として 46%削減

② 第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年4月施行）に基づき、市における温室効果ガスの排出の抑制と安定化に向けた実効性のある具体的な取り組みを着実に実施していくため、「朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。この計画では、市庁舎をはじめとする公共施設において、市の職員が直接実施する事務及び事業のすべてを対象に期間を定めて温室効果ガスの排出量削減目標を定めています。第1次計画では、基準年度（平成12年度排出量）比で1.0%の増加、第2次計画では、基準年度（平成19年度排出量）比で1.09%の増加となりました。第3次計画では、平成25年度を基準として、平成27年度から令和3年度までの7年間で、温室効果ガス総排出量を計7%（年平均1%）削減することを目標としていましたが、基準年度比で1.06%の増加となりました。

第4次計画では、平成25年度を基準として、令和4年度から令和12年度までの9年間で、温室効果ガス総排出量を計38%以上削減することを目標としています。なお、第4次計画からは、廃棄物の焼却処理等に伴って発生する非エネルギー起源のCO₂も対象となっています。

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間及び削減目標】

計画期間	削減目標
令和4年度～令和12年度 (9年間)	温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として 38%以上削減

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の削減目標値】

項 目	平成25年度 排出量の実績値 【基準年度】 t-CO ₂	令和12年度 排出量の目標値 【目標年度】 t-CO ₂	令和12年度 削減目標値 t-CO ₂
温室効果ガス 【CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC】	16,879	8,271	8,608 (51%)
温室効果ガス 【非エネルギー起源 CO ₂ 】	9,615	8,173	1,442 (15%)
合計	26,494	16,444	10,050 (38%)

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実績値】

年度	エネルギー起源		非エネルギー起源		計	
	排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)	排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)	排出量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
令和5年度	14,712	12.8	8,581	10.8	23,293	12.1
令和4年度	14,253	15.6	11,057	△15.0	25,310	4.5
平成25年度 【基準年度】	16,879	—	9,615	—	26,494	—

③ 温室効果ガスの排出抑制への取り組み

市では、計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減目標を達成するため、各種取り組みを主体的かつ積極的に推進し、庁内推進組織の設置や職員に対する研修の実施、地球温暖化に関する情報提供、温室効果ガスの排出量削減目標に対する進捗状況の点検と広報あさか及び市ホームページで公表を行っています。

排出を直接抑制するためのおもな取り組み	排出の抑制に配慮したおもな取り組み
・電気使用量の削減 冷暖房の適切な使用、不必要な照明の消灯、その他の節電 ・燃料使用量の削減 公用車の使用の抑制及び適正な運転や管理、公用車の買い換え時の低公害車等の導入	・環境に配慮した物品の購入・紙類の使用量の抑制 ・リサイクルの推進・廃棄物の削減 ・水道水の節約 ・環境に配慮した建設工事の推進 環境配慮型施工方法の採用、建設副産物の抑制対策、再生可能エネルギー及び省エネシステムの推進

④ 「埼玉県地球温暖化対策推進条例」への対応

「埼玉県地球温暖化対策推進条例」は、県民、事業者、環境保全団体、行政など各主体が連携しつつ取り組むべき具体的な対策を定め、地域総ぐるみで地球温暖化対策を推進するために平成21年に施行され、事業者単位で合算してエネルギー使用量が原油換算で1,500㎏以上の事業者に対して、報告の作成を義務付け、事業所ごとに削減目標を定めています。

朝霞市では、市、教育委員会、クリーンセンターの3つに分けて報告を行っています。

⑤ 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」
(省エネ法) 等への対応

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(旧: エネルギーの使用の合理化等に関する法律)」は、エネルギー使用の合理化をより一層推進するために、令和4年に改正、令和5年4月から施行され、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上の特定事業者に対して、エネルギー使用量(エネルギー原単位)の報告及び年間1%以上の削減を求めています。

市、教育委員会が特定事業者となり1,500kℓを越えるクリーンセンターがエネルギー管理指定工場等に指定され、国に対し、エネルギー使用量の報告等を行っています。

⑥ 地球温暖化対策等の促進

市では、市民や事業者に地球温暖化防止に向けた取り組みや活動を行っていただくための啓発や支援等を行っています。

- ・創エネ・省エネ設備設置費補助事業(再掲P47~49・56)
- ・地域リサイクル活動推進補助事業(再掲P52)
- ・省エネエアコン買替え促進補助事業

省エネエアコン買替え促進補助事業

令和5年度は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、省エネエアコンの買替え促進補助事業を実施しました。

- 1 実施期間：補助対象期間
令和5年7月5日から令和6年1月31日まで(令和5年9月30日から延長)
申請受付期間
令和5年7月5日から令和6年2月16日まで(令和5年10月16日から延長)
- 2 補助金額：補助上限額 80,000円
〔補助基本額：20,000円／加算額：市内店舗：30,000円／市内個人店舗：60,000円〕
- 3 対象者 申請書提出時点で朝霞市の住民基本台帳に記録されており、市税の滞納がない方
- 4 交付件数 601件 27,644,000円

・市内店舗	379件	18,950,000円
・市内個人店舗	71件	5,674,000円
・市外店舗	151件	3,020,000円
- 5 買換えの効果
節電効果の高い省エネエアコンに買換えたことにより、購入者自身電気代の軽減が図られました。一般的には(一般財団法人家電製品協会のホームページ、東京電力ホームページによる)1台あたり、4,000円の節電効果があるといわれています。市民全体では約240万円(4,000円×601台=2,404,000円)の効果があり、杉の木換算(林野庁)では約4,000本分のCO₂削減効果があったと思われます。

2 水の有効利用

(1) 節水の啓発

市では、水は限りある大切なものとして、広報あさかやポスターなどを活用し、水の有効利用に関する普及を進めて、節水意識の向上を図っています。

【市内の水道給水量】

年度	給水量	1人1日平均給水量
令和5年度	1,529万 m^3	287 ℓ
令和4年度	1,520万 m^3	289 ℓ
令和3年度	1,552万 m^3	295 ℓ

(2) 雨水の利用

市では、新たに設置する公共施設において、雨水を利用したトイレの洗浄や樹木等への散水と上水道の節約を目的とした雨水利用設備を導入するよう努めています。令和5年度までに導入した施設は下表のとおりです。

【雨水や再生水を利用した施設】 20施設

施設名	施設名
根岸台市民センター	北朝霞駅東口地下自転車駐車場
膝折市民センター	朝霞駅南口地下自転車駐車場
産業文化センター	朝霞駅東口地下自転車駐車場
リサイクルプラザ	朝霞駅南口公衆トイレ
溝沼複合施設（溝沼保育園含む）	朝霞第一小学校
さくら保育園	朝霞第四小学校
宮戸保育園	朝霞第五小学校
仲町保育園	朝霞第十小学校
新高橋ふれあい広場トイレ	朝霞第一中学校
博物館	溝沼学校給食センター

※再生水とは雨水以外の排出水を循環させるなどで再利用させているもの

また、雨水の再利用を推進するため、平成27年度から住居に設置する雨水利用設備に対して、その費用の一部を補助しています。補助制度開始当初から令和5年度までに計29件の補助をしました。

【雨水貯留槽設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	設置容量 合計値
令和5年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置 基数を乗じた額（限度額）10万円	1件	6,000円	115 ℓ
令和4年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置 基数を乗じた額（限度額）10万円	1件	20,000円	200 ℓ
令和3年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置 基数を乗じた額（限度額）10万円	2件	36,000円	300 ℓ

3-3 地球に負荷の少ないまちをつくる

1 環境に配慮した移動手段の推進

(1) 歩道、自転車利用環境等の充実

市では、歩行者の安全を確保するため、主要道路（市道）の歩車道分離等の整備を進めるほか、遊歩道の路面清掃や定期除草を実施しています。

【歩道整備状況】

年度	歩道整備延長
令和5年度	69.0m
令和4年度	237.1m
令和3年度	89.0m

① 放置自転車対策の推進

自転車は、通勤・通学・買い物等の手軽な手段として、無公害性、経済性等により年々その利用が高まっています。その一方で、これらの自転車が駅周辺の道路や公園等の公共の場所に放置され、歩行者への通行妨害、街の美観が損なわれる等の原因となっています。

このため、市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定するなどして、自転車の放置防止に努めています。

<自転車等放置禁止区域>

朝霞駅南口・東口周辺



朝霞台駅・北朝霞駅周辺



志木駅周辺



② 自転車利用環境の整備、交通安全意識の高揚

市では、歩車道の分離、自転車通行帯、カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設の設置、無電柱化、放置自転車対策などを行い、安全な道路環境を整備するとともに、交通安全教室や街頭キャンペーンなどにより、交通安全意識の啓発や自転車利用者のマナー向上に努めています。また、駅周辺に自転車駐車を整備し、放置自転車等の解消を図っています。

道路整備にあたっては、「道路整備基本計画」に基づき、歩道整備や道路のバリアフリー化を重点的にを行い、その他の生活道路等については、歩行者等に配慮した交通安全施設の充実（グリーンベルトの設置など）に努めます。

また、安心して歩ける歩行空間の確保に向け、歩道上の障害物（看板や放置自転車等）対策、ガードレールなど安全施設の整備や自転車通行帯の設置に努めます。

令和5年度は、市内小学校、保育園及び幼稚園を対象に交通安全教室を実施しました。また、放置自転車等の課題、自転車利用の促進、公共交通の機能の補完、地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとして、シェアサイクル事業を民間事業者と協定を締結して現在は、本格実施しています。

(2) 次世代自動車の普及促進

市では、「朝霞市低公害車導入指針」を平成19年から施行し、大気環境の保全や環境負荷*の低減、及び地球温暖化の防止を図るため、有害物質や温室効果ガス*の排出が少ない車両や、燃費性能に優れた車両を公用車として積極的に導入しています。

令和5年度は、計10台の低公害車（うち、電気自動車2台）を導入しました。

電気自動車（EV）用急速充電器をご利用ください！

市では、大気環境の改善や地球温暖化対策の一環として、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及を推進するため、市役所の駐車場内に電気自動車用の急速充電器を設置しています。

なお、平成25年度から設置していた一般駐車場内の急速充電器（1基）は令和3年11月1日に老朽化のため撤去し、新たに令和4年2月1日から市役所公用車駐車場内に急速充電器1基（2台同時充電可能）を設置しました。

新) 電気自動車用急速充電器（充電カード式）令和4年2月1日～

利用可能日：毎日（年末年始を除く）

利用時間：24時間

利用料：充電カードあり…充電カード発行元が設定する料金
充電カードなし…1回550円（税込み）



旧) 電気自動車用急速充電器（硬貨式）～令和3年10月31日

利用可能日：毎日（年末年始を除く）

利用時間：午前8時から午後9時まで

利用料：1回500円



【市設置電気自動車（EV）用急速充電器利用状況】

年度	利用可能日数	充電量（kWh）	充電回数	うち一般充電回数
令和5年度	360	15,993.6	1,737	1,727
令和4年度	359	9,882.3	1,086	1,072
令和3年度	計	267	計	148
	新	59	新	122
	旧	208	旧	26

問合せ／環境推進課 環境対策係 048-463-1512

2 コンパクトで利便性の高い生活環境整備

(1) 広域交通ネットワーク形成

公共交通空白地区を改善し、市内の面的な公共交通ネットワークの形成など、市民や交通事業者等と一体となって「守り、支え、育てる」持続可能な公共交通の構築に努めます。

(2) 公共交通機関の利用環境の充実

① 鉄道利便性向上

市では、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会を通じて、鉄道事業者に対し、駅における安全性の確保や駅施設のバリアフリー化など、安全で快適に利用できる公共交通の利用環境の向上を図るための要望をしており、令和5年度は、鉄道事業者への要望を2回行いました。

② 路線バス、市内循環バスの利便性向上

市では、公共交通の不便な地域の解消を図ることなどを目的に、市内循環バスを運行しています。令和5年度は延べ386,520人の利用がありました。

地域特性に応じた効果的・効率的な地域公共交通を実現するため、「朝霞市地域公共交通計画」に基づき、公共交通空白地区の改善に向けた新たな公共交通の導入の検討や路線バス初乗り運賃との均衡を図るための運賃改定等、各種施策を推進しました。

	市内循環バス利用者数（年）
令和5年度	386,520人
令和4年度	379,307人
令和3年度	334,493人

(表紙)



← ↓朝霞市内循環バス マップ&時刻表は、朝霞市役所で配布しています。
(路線図みほん)



3-4 資源を大切に、繰り返し使う

わたしたちが、社会生活を営むうえで日々大量に発生する廃棄物（ごみ）があります。この「ごみ」といかにつきあっていくかが、現在、大きな課題の一つとなっています。

令和5年度のごみ排出量は、家庭ごみ、事業ごみともに減少し、総排出量は前年度から1,240t減少して、36,585tになりました。しかしながら、家庭ごみ、事業ごみともに排出量目標値よりも多くごみを排出しており、この状態が続くと、ごみ処理施設に経常的な負担をかけるばかりでなく、わたしたちの生活環境に多大な影響を及ぼすことになります。

たとえば、ごみ処理施設の老朽化、最終処分場の不足、ごみ処理経費の増加、ごみ焼却時におけるダイオキシン類の発生等、財政負担や人体および生態系への影響が出てきています。

地球の資源が有限である以上、まず廃棄物の発生を減らし、それでも排出せざるを得ない廃棄物でもリサイクルできるものは「再資源」として活かしていくことがとても大切です。

市では、ごみ問題の解決に向け、市民、事業者、行政がそれぞれの役割の中で、「リデュース」（廃棄物を出さない）、「リユース」（再使用する）、「リサイクル」（再資源化する）という、ごみ減量の大切なキーワード「3R」を柱に、さまざまな事業を実施しています。

1 廃棄物の排出抑制の推進

（1） 3Rの推進

市では、ごみ問題に対する市民の意識啓発の高揚を図るため、「資源とゴミの分け方・出し方」など各種啓発パンフレットを作成、配布しているほか、啓発用DVD「Eco City あさか〜3Rはごみを減らすキーワード〜」を作製して、貸出しを行っています。

令和5年度は、広報あさかやホームページに啓発記事を掲載したほか、11月に分別キャンペーン月間を設け、適正な分別を啓発しました。

海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、令和2年7月1日よりレジ袋の有料化が始まりました。レジ袋の素材であるプラスチックの削減を図るため、マイバックの持ち歩きを啓発します。

リサイクルプラザでは、ごみの減量、再資源化や環境に関する情報発信の拠点として、家庭で不用になったものをゴミにしないで再利用するよう、リサイクルショップの運営、家具類の再生販売、不用品情報交換などの事業の他、賞味期限切れ前の食品（常温で保存が可能なもの）を回収し、市内の子ども食堂で活用していただく食品ロス削減事業や、家庭で不用となった市内中学校の制服や体操着を、市民ボランティア団体「朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会」の事業を通じて必要としている方に再利用していただくスクールグッズシェアリングを実施しています。

（2） 生ごみの減量化

ごみの約7割は燃やせるごみです。中でも大半を占めるのは、生ごみや紙ごみです。市では、生ごみの減量施策として、家庭での水切りを推進しています。令和5年度は、10月の3R推進月間事業において、水切りネットを公共施設で配布し、啓発に努めました。

また、公設保育園や学校給食センターなどでは、給食の生ごみの回収を堆肥化のできる業者へ委託し、ごみの減量化・資源化を推進しています。令和5年度は、学校給食センター・朝霞第四小・五小・八小では83.095t、総合福祉センターでは1.865tの給食生ごみを回収し、堆肥化しました。

(3) 食品ロス削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本の食品ロスの量は年間472万t（令和4年度推計値※農林水産省）になります。これは日本人1人あたりに換算すると1年で約38kg、1人あたり毎日、おにぎり約1個のご飯の量を捨てていることになります。食品を作るためには多量のエネルギーを消費し、廃棄の際には運搬や焼却で余分な二酸化炭素を排出します。そのため、朝霞市では大切な資源の有効活用や環境負荷に配慮するため、食品ロス削減の啓発を行い、給食の食べ残しを減らす取り組みや生ごみのたい肥化などを進め、食品ロス削減を推進します。また、家庭で不要になった賞味期限切れ前の食品（常温で保存が可能なもの）をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂で活用していただく食品ロス削減事業（フードドライブ）を推進します。

(4) 廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実

リサイクルプラザでは、市民ボランティア団体「朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会」が市との協働で講座等の事業を計画します。この協議会は、市民が主体的に事業を企画・立案し、活動しています。

令和5年度は、「親子で作ろう！エコガラスde写真立て」「古布de鍋敷きづくり」「お片付けde良いことだらけの新年を！」「食品リサイクルと肥料・土のはなし～おもしろ地域SDGs～」を実施しました。

(5) 事業者に対する適正排出・適正処理の指導

① 事業活動における廃棄物の減量化、資源化

市では、事業ごみの減量化、資源化を図るため、事業系ごみ削減キャンペーンの実施や、ホームページ、事業用パンフレットの配布により、事業者への意識啓発を図っているほか、大規模事業者の立入調査を行い、ごみの減量・再資源化を推進しています。

また、クリーンセンターでは、搬入ごみを検査し、分別が守られていない事業者に対して指導を行っています。

【ごみ処理状況の推移】

年度	人口（人）	年間総 排出量 （t）	内 訳（t）		処理量内訳（t）		1人当たり家庭ごみ （集団資源回収を除く） 排出量（g/日）
			家庭ごみ	事業ごみ	焼 却	その他	
R5	145,531	36,585	29,344	7,241	26,508	10,077	532
R4	144,287	37,825	30,453	7,372	27,103	10,722	558
R3	143,926	38,563	31,430	7,133	27,382	11,181	577

総排出量＝収集量＋直接搬入量、人口は各年度末現在

2 資源化の推進

(1) 地域リサイクル活動の推進（再掲P52）

(2) 廃棄物の資源化の促進

市では、廃棄物のリサイクルを推進するために分別収集及び集団資源回収に取り組んでいます。ごみの分別については、啓発冊子や分別看板の配布、広報あさかやホームページを活用した啓発のほか、分別キャンペーン月間、ごみ集積所監視パトロールを実施し、適正な分別排出指導を行っています。

また、市民団体等による集団資源回収活動に対し、朝霞市地域リサイクル活動推進補助金を交付することで、再資源化に対する意識の高揚を図っています。令和5年度のリサイクル率は25.2%でした。

※リサイクル率

$$= (\text{集団資源回収量} + \text{搬入された資源の量}) \div \text{ごみ排出量} \times 100$$

$$= (992,184\text{kg} + 8,232,068\text{kg}) \div 36,584,850\text{kg} \times 100 \div 25.2\%$$

【分別容器・クリーンネット配付事業】

ごみの分別徹底と収集の効率化を図るため、ごみ集積所用のごみ排出用分別容器やクリーンネットを配付しています。また、分別容器の移動をスムーズにするためのキャスターを提供しています。



※ごみ排出用分別容器



※クリーンネット

【資源化状況の推移】

年度	集団資源回収量 (t)	資 源 化 量 (t)													再生利用率 (%)
		新聞	雑がみ	布類	ダンボール	か ん		ペットボトル	紙パック	磁性物	びん	プラスチック	アルミがら	廃家電・自転車等	
						アルミ	スチール								
R 5	992	357	1,053	446	1,255	234	111	346	6	539	934	2,701	24	226	31.7
R 4	1,046	430	1,090	510	1,290	232	128	379	6	509	923	2,361	26	336	30.9
R 3	1,120	452	1,136	562	1,347	249	95	414	3	623	988	2,796	25	296	32.6

※ 集団資源回収量＝リサイクル活動団体による紙類・布類・金属類・びん類の集団資源回収量

再生利用率＝（集団資源回収量＋直接資源化量＋中間処理後再生利用量）／総排出量×100

① リサイクル家具等の活用

市では、市内の家庭で不用になって処分しようとしている家具類を引き取り、リサイクルプラザのシルバー工房で補修後、毎月抽選による展示販売を行っています。令和5年度の販売点数は362点でした。

② リサイクル自転車活用

市では、地球にやさしいリサイクル活動の一環として、撤去された放置自転車を整備し、再利用自転車として販売しています。

また、リサイクルが不可と判断された自転車については、鉄材料の再資源化を行うリサイクル業者に売却しました。

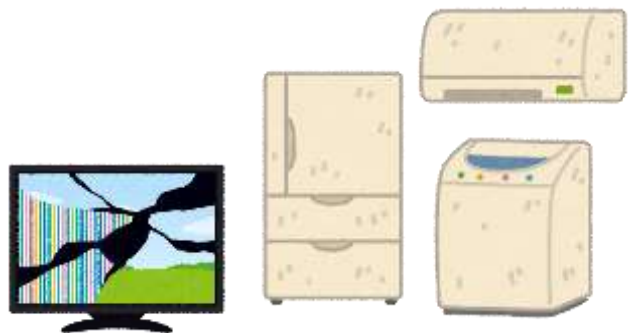
家電リサイクル法対象品目の処分方法

家電リサイクル法で決められた対象機器の「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目はメーカー等が回収し再資源化するため、廃棄方法が法律で定められており、粗大ごみとして出すことはできません。また、処分にはメーカーごとに決められたリサイクル料金がかかります。処分方法は以下の3つのいずれかになります。

- ①家電販売店や買い替え店に引取りを依頼する（リサイクル料金と回収を依頼する場合は収集運搬料金がかかります）。
- ②市の許可業者に依頼する（リサイクル料金と収集運搬料金がかかります）。
- ③ご自身で指定引取場所へ持ち込む（リサイクル料金がかかります。お持ち込みされる前にご自身でリサイクル券を準備してください。リサイクル券については、一般社団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページをご参照ください）。



一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター
ホームページ



3 廃棄物の適正処理の推進

（１） 適正処理の推進

- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」は、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）を使用する建設工事について、事前の届出（工事着手の7日前まで）など分別解体や再資源化などを促進するための措置を定めるとともに、資源の有効な利用や廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全や国民経済の健全な発展に寄与することを目的に制定されました。一定規模以上の建築物を解体等する場合に、分別解体の適正処理についての指導に努めます。

- ・ごみの減量・再資源化を図るため、市民・事業者等に対しごみの減量・分別についての啓発活動を行っております。

特に事業ごみについては、適正排出や再資源化について、事業者に指導を行っています。
市民には、増加している外国人居住者への適正排出の指導、啓発の強化を行うなど、正しい分別についての啓発活動等を行っています。

【ダイオキシン類測定分析】

クリーンセンター内における排ガス・焼却灰・飛灰中のダイオキシン類の測定分析を実施し、その結果について、広報あさかにて公表しました。

【令和5年度ダイオキシン類測定分析結果】（令和5年9月7日、令和5年10月25日測定）

	排 ガ ス (ng-TEQ/m ³ N)	飛 灰 (ng-TEQ/g)	焼 却 灰 (ng-TEQ/g)
1 号 炉	0	2.0	0
2 号 炉	0.00027	1.6	0.00023
排出基準値	5	3	3

ng：10億分の1g

TEQ：ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表す記号

m³N：温度0℃、1気圧に換算した気体の立法メートル単位の体積

- ※ 排ガスの排出基準値（焼却能力が2～4 t／時の基準値）は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- ※ 飛灰・焼却灰の排出基準値は、「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準値及び測定の方法に関する省令（平成12年1月14日厚生省令第1号）」による。（平成14年12月1日から適用）

【朝霞市廃棄物減量等推進審議会の開催】

ごみの減量化・再資源化を推進するにあたって、平成6年4月から市長の諮問機関として、市民、事業者、行政がお互いの立場からごみの減量に有効な方法を見出すために開催しています。

この審議会は、市長が委嘱する10名の委員で構成されており、これまで、市長からの諮問に対し数々の審議を行っております。

令和5年度朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員

区 分	所属団体役職等	氏 名
第1号委員 知識経験を有する者	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長	ながよし ゆういち 永吉 雄一
	朝霞市市議会議員	いしはら しげる 石原 茂
	法政大学経済学部教授	◎ まつなみ じゅん や 松波 淳也
	全国都市清掃会議総務部長	かわ い かずひろ 河井 一広
第2号委員 関係団体を代表する者	朝霞市商工会女性部	えんどう こ 遠藤 なみ子
	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会	ひらつか ち か こ 平塚 知嘉子
	朝霞市自治会連合会副会長	○ やまうち ぜんしろう 山内 善四郎
	朝霞地区四市廃棄物処理協会	おおむら そうてつ 大村 相哲
第3号委員 公募による市民	市民公募者	はら けんじ 原 賢治
	市民公募者	まきしま めぐみ 巻島 恵

(敬称略) ◎会長 ○副会長

令和5年度朝霞市廃棄物減量等推進審議会活動報告

回 数	開催日・開催場所	会 議 内 容
第1回	令和5年5月31日(水) 朝霞市役所別館2階 全員協議会室	(1) 会長の選任について (2) 副会長の選任について (3) 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について(令和4年度実施分)(案) (4) その他
第2回	令和5年8月2日(水) 朝霞市リサイクルプラザ 3階 活動室	(1) ワークショップの実施報告について (2) ごみ処理基本計画の施策検討について (3) ごみ処理広域化について (4) その他
第3回	令和5年10月31日(火) 朝霞市リサイクルプラザ 3階 活動室	(1) 環境団体ヒアリングの結果報告について (2) ごみ処理基本計画の素案について (3) パブリック・コメントの実施について (4) 市民説明会の実施について (5) その他
第4回	令和6年1月19日(金) 朝霞市リサイクルプラザ 3階 活動室	(1) 市民説明会及びパブリック・コメント結果報告について (2) ごみ処理基本計画の最終案について (3) 令和6年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画(案)について (4) ごみ処理広域化の進捗状況について (5) 災害廃棄物処理計画について (6) その他

3-5 気候の変化に備える

世界の気候変動の影響評価を行う政府間組織「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告によると、厳しい地球温暖化対策を最大限実施した場合でも、世界の平均気温は上昇し、今後、気候変動の影響リスクが高くなることが予測されています。

近年、日本では、大型台風の出現頻度や短時間豪雨の増加が生じており、その多くで気候変動の影響が指摘されています。これらの影響に備えるための「適応策」を進めることが不可欠となっています。

本市においても、気候変動による影響は、今後も様々な分野で顕在化すると考えられ、真夏日や熱帯夜の増加による熱中症リスクへの対策、大雨に伴う水害への対策、市街地でのヒートアイランド対策など、分野横断的に対策を進めています。

1 気候変動に関する影響の把握と普及啓発

(1) 気候変動に関する影響の把握

水質や動植物のモニタリング調査などにより、気候変動の影響と考えられる変化を把握します。

(2) 適応策に関する普及啓発

地球温暖化は地球全体での平均気温の上昇のみならず、海水の膨張や氷河の融解による海面上昇、大雨や台風の頻発など、様々な気候変動を生じさせつつあると考えられており、猛暑や数十年に一度といわれる大型台風・集中豪雨が発生し深刻な被害をもたらしています。そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策に加え、すでに生じている気候変動の影響を回避・軽減するための対策に取り組む必要があります。なお、気候変動の影響は、地域の特性によって大きく異なるため、地域の実情に応じた施策を計画に基づいて展開することが重要となっていることから、市では、第3次朝霞市環境基本計画に内包する「朝霞市気候変動適応計画」を策定しました。この計画を踏まえ、気候変動の影響や適応の必要性、適応策について、広報やホームページ等により普及啓発を行います。

【朝霞市気候変動適応計画】

計画期間	令和4年度～令和13年度 (10年間)
------	------------------------

2 気候変動への適応策の推進

(1) 農業分野

日照不足や高温等の気象条件、自然災害に対する管理・技術対策、病害虫発生予報など、県で作成した資料をホームページに掲載し、農業者へ周知します。

また、気候変動による農作物への影響について、県や農協などから情報の収集に努めます。

(2) 水環境・水資源分野

気候変動の影響などで市内の湧水に変化が生じる可能性があるため、市民団体と共同で斜面林から湧き上がる湧水の水量などの把握に努めます。

気候変動により河川水質に変化が生じる可能性があるため、河川水質等の水質調査を行います。

市指定文化財の湧水地において、水質調査や敷地内の除草・剪定を行い、維持管理を図ります。広沢の池では日常的な巡回のほか、増水時には排水を、渇水時には給水を行います。

(3) 自然生態系分野

気候変動に伴い様々な外来生物が埼玉県内に定着しています。その中で私たちや日本古来の在来生物に影響を与える生物がいます。例えば、オーストラリア原産のセアカゴケグモのメスは毒を持っていて、咬まれると脱力感、筋肉痛、頭痛などの全身症状が現れることがあるので注意が必要です。また、アジアに広く分布しているクビアカツヤカミキリは桜や桃の木を、中国や朝鮮半島原産のツヤハダゴマダラカミキリはリンゴやナシの木の樹木内部を食害します。被害が進行すると樹が壊死し、倒木等が生じる危険性があります。市では、外来生物の定着による在来生物への影響を把握するため、市民・市民団体からの情報の収集に努めるとともに、防除等の啓発についてホームページ等を通じて行っています。令和5年度現在では、該当する情報はありませんでした。

(4) 自然災害分野

地域の環境特性等に配慮した適正な土地利用の推進や防災対策、災害軽減対策に努めています。

○地震対策

崖に新設される建築物や擁壁に関して、「建築基準法」及び「埼玉県建築基準法施行条例」に基づく指導、助言を行い、崩落を助長するような行為が行われないように努めています。

建築物の耐震化の促進、避難経路・避難場所の確保、防火帯としてのオープンスペースの確保など地震時対策の徹底に努めます。市では建築物の耐震化対策として、昭和56年5月31日以前の旧耐震設計基準の既存建築物所有者に対して、耐震診断及び耐震改修補助を行っています。令和5年度は、耐震診断6件、耐震改修3件の補助を行いました。

また、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の未然防止対策として、ブロック塀等の所有者及び管理者に対して、撤去費用に補助を行っています。令和5年度は、13件の補助を行いました。

公共施設においては、平成28年3月に策定した「朝霞市公共施設等総合管理計画」（令和4年2月追補）及び令和3年2月に策定した「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」に従って、計画的に耐震化を進めています。令和5年度は、武道館の耐震等改修設計、また内間木支所の耐震診断を実施しました。

○地形改変行為（切土・盛土）に対する指導

市では、農地改良等の行為が適正に行われるよう、法令等に定めるもののほか「農地改良等に関する指導要綱」により必要な事項を定め、農地の所有者に対し適正指導を行っています。また、切土・盛土のある開発行為が存する場合は、都市計画法の技術基準に基づき、擁壁の設置等その他安全上必要な措置が講じられるよう指導しています。

○浸水対策

平成21年に施行した「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づいて、一定規模以上の開発事業等を行う際は、雨水流出抑制施設（浸透・貯留施設等）の設置、切土・盛土の隣接地及び開発区域に接する公共施設に被害を及ぼさないよう安全対策、10%以上の緑化施設の整備など適切な運用を図るよう事業者に対して助言又は指導、協議を行っています。

	公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数
令和5年度	12箇所
令和4年度	12箇所
令和3年度	12箇所

○水害対策

下水道の排水能力を上回る局地的な豪雨が多発するとともに、下水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的に更新事業を進めます。

	雨水管整備率
令和5年度	93.5%
令和4年度	94.6%
令和3年度	94.6%

市には、荒川、新河岸川、黒目川、越戸川の4河川が流れており、歴史的に人と水との関わりは深く、古くから水の恩恵を受けてきました。しかし、一方では水害も多く、江戸から昭和にかけて何度も水害に見舞われてきています。

このような歴史を踏まえて、本市では水害による被害を最小限に食い止めるための総合治水対策の一環として、雨水が河川や下水道に短時間に流入しないように、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」による指導を行い、雨水流出の抑制に努めています。

（再掲P2）

	開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合
令和5年度	100%
令和4年度	100%
令和3年度	100%

台風や局地的な大雨で、市内でも家へ浸水するなどの被害が生じる場合があります。被害を受けた場合、通常、洗浄と乾燥により対応しますが、汚水が混入した場合などは、感染症予防のため消毒を行います。

また、段丘斜面については、斜面林の保全・維持管理に努めていきます。

市街地の緑は、雨水を地下水に浸透させ、浸水被害の軽減等の機能を有することから、緑地の保全と都市緑化の推進に努めます。

○震災発生に備える

「地域防災計画」に基づき、震災や風水害、大規模事故災害が発生した場合、地域住民や事業所等へ被害情報等の災害情報を提供します。

また、ハザードマップや市民参加による危険箇所の確認結果に基づき、防災に関する情報の提供、防災意識の啓発普及を行います。

市では、火災防止対策として、地域ぐるみで防災活動にあたる自主防災組織の結成を奨励しております。また、延焼火災の遮断として有効な機能を持つ避難場所の確保のため、農地・公園・緑地の保全に努めています。

注 意！

台風や大雨による浸水被害を受けたときの消毒

台風や大雨による浸水によって、泥などの汚れが臭いものになる可能性があります。そこで、被害を受けたときは、できる限り泥を洗い流し、よく乾燥させることが大切です。

通常は、洗浄と乾燥で十分ですが、汚水が混入した場合などは、感染症予防のため消毒を行いましょう。なお、泥などの汚れが残ったままでは、消毒薬の効果が期待できなくなりますので、消毒の前に洗浄と乾燥をしっかり行うのが大切です。



《家の中の消毒》

消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム^{じあえんそさん}0.02パーセント溶液）にタオルやふきを浸し、軽くしぼったもので拭いて消毒をします。次亜塩素酸ナトリウムは、漂白作用があるので、色落ちしては困る場所は避け、金属やゴムについては仕上げに水拭きをします。次亜塩素酸ナトリウム溶液は、家庭用の漂白剤でも同様の効果があります。製品によって濃度が異なりますので、水で薄める時は製品の使用方法を確認してください。

《家まわりの消毒》

家のまわり（屋外）を消毒するときには、クレゾールをまく方法がありますが、この薬品は臭いが強いので使用には気をつけましょう。クレゾールは、薬局等でお買い求めの上、使用上の注意をよく確認してください。



手洗いを忘れずに！！

洗浄と乾燥、消毒をしたら、ご自身の感染症予防のために、必ず石けんなどで手を洗いましょう。

- ◎ ご自身で消毒することが困難な場合、状況によっては市職員を派遣し消毒いたします。

問合せ：環境推進課 048-463-1504



【市が実施した消毒件数】

年度	内訳	合計件数
令和5年度	集中豪雨40件（R5.6.3）	40件
令和4年度	—	0件
令和3年度	—	0件

ペット同行避難

災害時のペットの避難について、市では「朝霞市地域防災計画」において、飼い主とペットが安全に避難し、避難所では別々の場所で過ごす「同行避難」とすることとなっております。

※避難所で人とペットが同じスペースで一緒に過ごす「同伴避難」ではありません。

避難時の諸注意や日頃の備え等について、広報や市ホームページで周知すると共に「ペット防災手帳」を作成し、環境推進課窓口で配布している他、市ホームページにも掲載し、自由にダウンロードして活用できるようにしています。

また、令和5年度は、市の総合防災訓練に合わせて、9月30日（土）朝霞第三小学校を会場に「ペット同行避難訓練」として、初めて実際にペットを同行しての避難訓練を実施しました。

当日は、「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している公益社団法人埼玉県獣医師会南支部の獣医師や彩の国動物愛護推進員の方にご協力いただき、災害時なんでも相談会やデモンストレーションを行った他、屋外と屋内のペットの避難所の見学やマイクロチップの読取体験等を実施しました。参加者は飼い主15名とペット11頭でした。



マイクロチップ読取体験

（５） 健康分野

暑さ指数（WBGT）等の気象情報を提供するとともに、クールオアシスの設置等を進め、広報あさか、市ホームページ等で熱中症に関する注意喚起を行っています。

また、埼玉県に熱中症警戒アラートが発令された際には、所管施設へ情報提供を行っているほか、市ホームページ、X（旧：ツイッター）、フェイスブックや防災行政無線により広く周知するよう努めます。

年度	熱中症警戒アラート等の発令に伴う情報発信 （注意喚起）
令和5年度	100%
令和4年度	100%
令和3年度	100%

気温が高くなり光化学スモッグ注意報が発令された時は、所管施設への情報提供を行っているほか、X（旧：ツイッター）や防災行政無線により迅速な周知を図ります。また、光化学スモッグが発生しやすい時期になる前に、広報あさかで市民に対し、光化学スモッグについての注意喚起の啓発に努めます。

(6) 市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等）

市では、公共施設でのヒートアイランド対策として、夏は遮断、冬は保温の効果がある屋上緑化*や壁面緑化*、緑のカーテン*の設置を進めています。緑は、蒸発散作用による気温低減効果があるほか、NO_x（窒素酸化物）等の大気汚染物質を吸収し、酸素を供給するなどの大気浄化機能があります。

市では、「朝霞市みどりの基本計画」と連携を図り、公共施設の建設・改修の際には植栽地を確保するなど、市内の公共施設の景観向上を図るとともに、市民の緑とのふれあいの機会を増やすために緑化を推進しています。

令和5年度の屋上緑化及び壁面緑化・緑のカーテン設置施設は下表のとおりです。

（再掲P10）

屋上緑化設置施設	面積	屋上緑化設置施設	面積
市役所本庁舎	216.00㎡	中央公民館	65.00㎡
朝霞市斎場	30.00㎡	朝霞第一中学校	544.52㎡
溝沼複合施設	235.87㎡	朝霞第四小学校	1,232.55㎡
宮戸保育園	80.00㎡	朝霞第五小学校	485.80㎡
仲町保育園	120.00㎡	朝霞第七小学校	100.00㎡
朝霞駅南口原動機付 自転車駐車場	111.00㎡	根岸台市民センター	77.60㎡
		膝折市民センター	185.00㎡
泉水浄水場第3配水池	5,260.00㎡	岡浄水場配水池	1,295.00㎡

（再掲P10）

壁面緑化・緑のカーテン 設置施設	面積	壁面緑化・緑のカーテン 設置施設	面積
市役所本庁舎	117.00㎡	中央公民館	153.60㎡
内間木支所	12.00㎡	東朝霞公民館	80.00㎡
浜崎保育園	1.00㎡	西朝霞公民館	59.40㎡
東朝霞保育園	6.00㎡	南朝霞公民館	40.30㎡
溝沼保育園	4.64㎡	北朝霞公民館	10.24㎡
根岸台保育園	18.00㎡	内間木公民館	46.60㎡
北朝霞保育園	16.20㎡	朝霞第四小学校	506.28㎡
栄町保育園	6.00㎡	朝霞第五小学校	386.48㎡
泉水保育園	1.00㎡	朝霞第八小学校	109.00㎡
さくら保育園	12.00㎡	総合体育館	54.00㎡
きたはら児童館	3.78㎡	武道館	30.00㎡
保健センター	16.00㎡		

- ・健全な水循環の形成や緑地の保全と維持管理、親水空間の保全と創出、都市の緑化等の施策を総合的・計画的に進めていきます。
道路や歩道の整備に際しては、街路樹や緑地帯の確保等道路の緑化、透水性舗装やブロックの活用など環境に配慮した道路環境の整備に努めます。
- ・気候変動等の影響により渇水が続いた場合は、市民や事業者に対して節水の呼びかけを行います。また、必要に応じて給水制限を行います。
- ・地球温暖化の影響により、気候の変化が大きくなっております。地球温暖化対策として過度な冷暖房に頼らず快適に過ごせる軽装や取り組みを促すライフスタイル「クールビズ（COOL BIZ）」や「ウォームビズ（WARM BIZ）」に取り組んでいただくよう周知を行います。

環境目標4 パートナリーシップによる環境活動の推進



みんなで環境を学び、考え、取り組むまち

4-1 環境についてみんなで学ぶ

1 環境教育や環境学習の機会の提供

市民一人ひとりが日常生活と環境との関わりについて理解し、生活環境の保全や自然保護に配慮した環境教育を推進していくために、学校、教育委員会及び市がそれぞれの役割で、効果的な環境教育基盤の整備に努めています。

(1) 環境教育や環境学習の機会の提供

① 環境教育

市では、地域にある様々な環境を活かした環境教育を推進しています。

○ 市内学校での教育

各小中学校では、環境教育全体計画・環境教育年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して、よりよい環境づくりのために主体的に行動する子どもの育成を図っています。

教科の学習では、生活科での植物栽培、理科での自然現象における科学的な探究活動、社会科でのくらしとごみの学習、家庭科での持続可能なくらしの学習、総合的な学習の時間での学校のまわりの自然を調べる学習等を行い、さらに授業以外にも牛乳パックリサイクル等、児童生徒や地域の特色に応じた環境教育活動を行っています。

○ 「こどもエコクラブ」

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の輪を広げることを目的としています。

参加料や会費は無料で、こどもエコクラブに団体登録すると、活動に役立つツールがもらえたり、自分たちの活動をPRすることができたり、活動を続けることで「アースレンジャー認定証」を手に入れることが出来ます。

【登録方法】

一緒に活動する仲間（3歳～18歳）と、活動を支える大人（18歳以上）を集めてクラブをつくり、登録します。※子ども1人+大人1人から登録可能です。下のQRコードを読み取り、新規・継続登録フォーム（こどもエコクラブホームページ）で登録するか、JEC登録用紙を環境推進課までFAX（048-467-0770）でお申込みください。



こどもエコクラブホームページ

○ 「あさか環境かるた」で環境学習しましょう！

地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を解決するためには、一人ひとりが考え、行動を起こす必要があります。そこで子どもから大人まで分かりやすく、楽しみながら環境について学んでもらえるよう、「あさか環境かるた」を作成し、市ホームページに掲載しています。

ホームページには文字ごとに、市や県、国などの関連するホームページなどのリンクが掲載されているので、環境に関する学習を深めることができます。

また、実際に「あさか環境かるた」を印刷して、かるたとして遊びながら学習することもできます。

かるたの白紙様式もあるので、自分のオリジナル環境かるたを作成することもできます。

あなたにあった学習方法で楽しく環境について学び、生活に活かしてみてください。



あさか環境かるたホームページ



読み札



絵札



解説

② 環境教育の支援

市では、市民が自ら企画実施する学習講座において、経費の一部を補助し、学習機会の形成を促すとともに、市と市民との協働による生涯学習活動の推進を図っています。令和5年度は、環境学習に関するものとして、1団体に対し、補助金を交付し活動を支援しました。

③ 環境学習への支援

例年、夏休みに開催される「黒目川・川まつり」(黒目川・川まつり実行委員会主催)は、身近な環境である黒目川に親しみながら、川の水を守ることの大切さなどを学ぶ場として、市も協力しています。

④ 市民団体の環境保全活動支援

○ 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との協働

市のごみの減量化・再資源化をより一層推進するための情報拠点として、リサイクルプラザが平成12年7月に開所しました。開所当時から現在に至るまで、その事業運営については、行政と市民の「協働」という観点から、市民団体である「朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会」が担っています。

【令和5年度の主な取り組み】

総会	1回	スタッフ全員から企画提案された事業を検討し、年間の活動内容を決定します。スタッフの意見はこの場に集約されるようになっています。
スタッフ会議	11回	会議での協議事項や継続事業などについて全員で話し合い、決定しました。
スクールグッズ シェアリング	12回	ランドセルやピアノカ、辞書、彫刻刀セットなど、進級・進学に伴い不用となった学用品を収集し、必要な方へお渡ししました。

○ あさか環境市民会議との協働

市の環境に関する施策を総合的、計画的に推進していくために策定した「朝霞市環境基本計画」に基づく「(仮称) 朝霞環境フォーラム」の設立準備委員会が平成15年12月に発足しました。その後、この会の名称を「あさか環境市民会議」とすることとし、設立後は独立した団体として市民等が中心となって運営することが決定されました。

平成16年6月20日には設立総会が開催され、「あさか環境市民会議」が発足し、活動を実施しています。

令和5年度は、斜面林の保全活動や、団体自らが実施する事業等への支援や情報提供などを行い、自主的活動の支援をしました。

【令和5年度の主な取り組み】

運営会議	12回	市民会議の運営について具体的に検討しています。また、視察研修や各取り組みの開催内容等についても、この場で話し合われています。会員の意見はこの場に集約されるようになっています。
定期総会	1回	令和5年5月14日(日)に第20回定期総会を対面及び書面にて開催。前年度の事業報告及び決算報告、また、今後の事業計画、予算案について審議を行い、会員に承認されました。
視察研修	0回	コロナウイルス感染拡大防止のため実施しませんでした。
自然に関する取り組み	33回	岡斜面林、宮戸斜面林、根岸台自然公園・根岸台里山再生林において、雑木林の枝打ち、間伐、下草刈りなどの保全活動を実施するとともに、生息する昆虫や動植物の観察会を実施しました。
生活環境に関する取り組み	4回	6月に身近な水環境の全国一斉調査、11月に秋のプラごみゼロ&クリーンエイドと、あさか環境まち歩き「黒目川エコ探検」、1月にガンカモ全国一斉調査を実施しました。
広報に関する取り組み	都度	市民会議が運営するホームページに活動予定及び、里山活動のブログを更新しました。



あさか環境市民会議ホームページ



市ホームページ（あさか環境市民会議）

⑤ 環境情報の収集と発信

環境問題に対する理解を深めていただくため、広報あさかや市のホームページに環境関連の記事を掲載するとともに、年次報告書「朝霞の環境」及び「朝霞市環境基本計画実施計画」を作成し、その周知と啓発に努めました。

年度	環境政策に係る報告書の発行
令和5年度	2種類（朝霞の環境及び朝霞市環境基本計画実施計画4年度実績版）
令和4年度	2種類（朝霞の環境及び朝霞市環境基本計画実施計画3年度実績版）
令和3年度	2種類（朝霞の環境及び朝霞市環境基本計画実施計画2年度実績版）

⑥ 環境美化活動功労者を表彰

多年にわたり地域の環境美化・清掃美化に尽力された個人・団体の功績をたたえ、令和5年度は6人に対し、環境美化活動功労者として市から感謝状を贈呈しました。

【令和5年度 環境美化活動功労者】（敬称略）

氏名	活動年数
かんばら まさじ 神原 政二	35年
まつなわ まさお 松縄 正雄	25年
やまぐち はるみ 山口 はるみ	10年
ごとう おさむ 後藤 修	10年以上
やました けんぞう 山下 兼三	7年
しぶや のぼる 渋谷 昇	9年



環境美化活動功労者の皆さん

【環境美化活動功労者数】

年度	団体数・人数
令和5年度	6人
令和4年度	—
令和3年度	3人・2団体

⑦ 環境美化ポスターの募集&入選者表彰

子どもたちに環境美化に対して関心を持ってもらうため、市内の小学3年生・6年生を対象に、「ポイ捨て」対策、「路上喫煙」対策、そして「犬のフン尿」対策というテーマでポスターを募集しました。

令和5年度は、251点の応募があり、12点の入選作品が選ばれ、令和5年11月7日（火）に表彰式を行いました。入選作品は、令和5年12月中は産業文化センター2階ホール（図書館分館前）、令和6年1月中は市役所1階ロビー市民ホールに展示しました。

また、入選作品を啓発看板にして市内（朝霞駅、北朝霞・朝霞台駅周辺、黒目川各橋、ドッグラン）に設置し、市民の環境美化意識の向上を図りました。

【環境美化ポスター 応募数】

令和5年度	251点（3年生 149点、6年生 102点）
令和4年度	229点（3年生 130点、6年生 99点）
令和3年度	226点（3年生 146点、6年生 80点）



入選された児童の皆さん

【環境美化ポスター 入選作品】



①高橋 幸愛さん(朝三小3年)



②中橋 鈴奈さん(朝五小3年)



③漬 七海さん(朝七小3年)



④木村 大智さん(朝八小3年)



⑤渡部 隼さん(朝九小3年)



⑥吉原 幸里さん(朝十小3年)



⑦才川 瑛士さん(朝二小6年)



⑧高橋 美菜さん(朝三小6年)



⑨藤田 かなさん(朝三小6年)



⑩志堅原 結那さん(朝七小6年)



⑪中田 和花さん(朝九小6年)



⑫湯本 咲仁さん(朝十小6年)

2 環境情報の発信と普及啓発

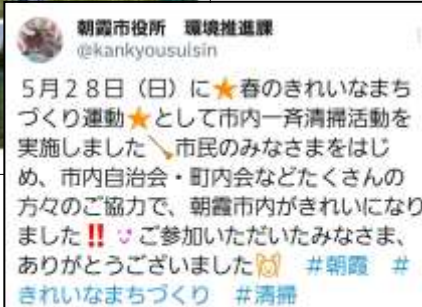
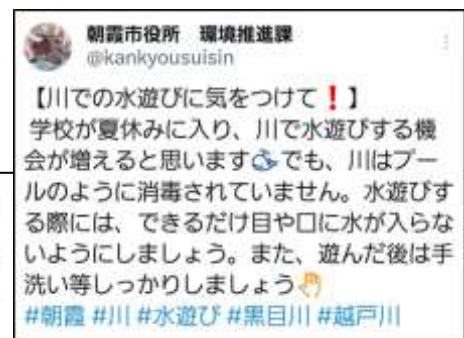
(1) 環境情報の収集と発信

① きれいなまちづくり運動（再掲P34）

② イベント等の収集と発信

環境推進課では環境に関する学びやイベント等の情報収集を行い、広報あさか・ホームページ・X（旧：ツイッター）を通じて市民の方へ周知を行っています。

令和5年度は、きれいなまちづくり運動のお知らせや報告、環境月間に関すること、あさか環境かるた、ボランティア団体のイベント等について、広報あさか31回、X（旧：ツイッター）99回、周知を行いました。



③ 文化財施設での活動

国指定重要文化財「旧高橋家住宅」では、建造物とその周囲に広がる畑や屋敷林・雑木林といった歴史的景観を保全しながら、農業体験や自然観察などの体験学習を実施しています。また、季節ごとの年中行事に関する展示などを行い、地域に古くから伝わる文化を広く紹介しています。

朝霞市博物館では、常設展示で朝霞の歴史・文化に関する情報提供を行っているほか、博学連携事業にて市内小学校へ朝霞の昔の暮らしや道具などについて情報提供を行っています。

また、広報やホームページなどに指定文化財や関連情報を掲載して、情報発信を図っています。

④ リサイクルプラザでの環境学習・活動事業等の普及（再掲P 62）

⑤ 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との連携充実・支援

（再掲P 62・75）

	リサイクルプラザでの講座参加者数
令和5年度	89人
令和4年度	45人
令和3年度	75人

4-2 環境活動にみんなで参加し行動する

1 市民団体の環境保全活動支援

(1) 環境に関する有識者等の活用

○ ペット同行避難訓練

「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している公益社団法人埼玉県獣医師会南支部の獣医師及び、彩の国動物愛護推進員の方に講師として協力いただき、ペット同行避難訓練で講義いただきました。

講座名称	講師	開催日時・会場	参加者数
クレートトレーニング デモンストレーション	彩の国動物愛護推進員	[日時] 令和5年9月30日(土) 午前10時30分～ [会場] 朝霞第三小学校	15名
災害時なんでも相談会	公益社団法人埼玉県獣医師会南支部 獣医師		(ペット) 11頭

※ペット同行避難に訓練について掲載(P71)



△災害時なんでも相談会



△クレートトレーニング

○ 地球温暖化対策講演会

市では、毎年、各課から選任されるエコアクションリーダーを対象とした地球温暖化対策研修会を行っております。

令和5年度は市全体の温室効果ガス排出削減を目指し、参加者の地球温暖化対策への意識を高めることや、対策の具体的な知識を得ていただくため、市民も参加した「地球温暖化対策講演会」として、県環境科学国際センターの方を講師にお迎えして実施しました。



講座名称	講師	開催日時・会場	参加者数
地球温暖化(影響と対策)	埼玉県環境科学国際センター 温暖化対策担当 嶋田 知英	[日時] 令和6年2月1日(木) 午後2時～午後3時30分 [会場] コミュニティセンター	73名 (市民等) 14名

(2) 市民団体の環境保全活動支援

① あさか環境市民会議との協働（再掲P 76）

② 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との協働（再掲P 62・75）

③ 市民活動への支援

豊かで活力ある地域社会の実現を目指して、社会に貢献しようとする市民の自主的な活動（市民活動）を行う団体に対して、その経費の一部を市民活動団体支援補助金で補助することによって、市民活動の活性化を支援しています。

【朝霞市コミュニティ協議会の取り組み】

朝霞市コミュニティ協議会では、清掃活動を通して黒目川沿いの景観保全をはじめ、住み良いまちづくりと地域への愛着を深めることを目的に、年1回、黒目川堤防清掃活動を実施しています。令和5年度は、令和6年3月10日（日）に実施し、865人が参加、約320kgのごみを回収いたしました。

④ 環境基本計画の推進

○ 環境基本計画の概要

市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として、令和4年3月「第3次朝霞市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とし、市、市民・市民団体、事業者の相互の連携と協働により、「住み良い環境づくり」の実現を目指すものです。

○ 環境基本計画実施計画

この実施計画は、「第3次朝霞市環境基本計画」に定めた基本理念、環境目標、施策の方向、施策の展開に基づいて、市が今後実施すべき環境行政施策を具体化し、年度別の目標を示した計画です。

⑤ 朝霞市環境審議会

「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき、市長の諮問機関として「朝霞市環境審議会」を設置しています。審議会は、市長が委嘱する16名以内の委員で構成されており、環境基本計画に関する事項及びその他環境保全等に関する基本的事項についての調査審議を、原則として公開制で行っています。

【朝霞市環境審議会（令和５年度）】

回 数	開催日・開催場所	会 議 内 容
第１回	令和５年７月２６日 朝霞市役所別館２階 全員協議会室	(１) 朝霞の環境（令和４年度環境推進課所管分）について (２) その他
第２回	令和５年１１月２２日 朝霞市役所別館２階 全員協議会室	(１) 朝霞の環境（令和４年度年次報告書）（案）について (２) 第３次朝霞市環境基本計画実施計画 （令和４年度実績版）（案）について (３) その他

朝霞市環境審議会委員名簿（令和５年度）

（敬称略）◎会長 ○副会長

区 分	所属団体役職等	氏名
第１号委員 市議会の議員	朝霞市議会議員	ごん 純一 ^{じゅんいち}
	朝霞市議会議員	みやばやし さとみ 宮 林 智美
第２号委員 学識経験のある者	一般社団法人 持続可能社会推進コンサル タント協会 参与 前芝浦工業大学システム理工学部教授	◎ まつ むら たかし 松 村 隆
	朝霞市環境美化推進員 元社会教育指導員	○ おじま まち こ 小島 真知子
第３号委員 事業者を代表する者	本田技研工業(株) 二輪事業本部 ものづくりセンター	ながい ひろし 永井 広志
	(株) 武蔵野種苗園 埼玉支店 支店長	はせがわ つかさ 長谷川 司
第４号委員 市内の公共的団体を 代表する者	朝霞市商工会 理事	みずく ぼ こうのすけ 水久保 幸之助
	朝霞市自治会連合会 副会長 (霞ヶ丘親睦会会長)	お の けいぞう 小野 敬三
第５号委員 公募による市民	市民公募者	きむら とみえ 木村 富枝
第６号委員 市長が必要と認める 者	あさか環境市民会議 会計	くわ た やすひろ 栗田 泰博
	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会 会長	ひらつか ち か こ 平塚 知嘉子
	埼玉県西部環境管理事務所 副所長	ひら い たけし 平 井 毅
	朝霞警察署 生活安全課 課長代理	いわがみ かずひろ 岩上 和弘
	朝霞保健所 所長	ゆ お あきら 湯 尾 明

令和６年３月３１日現在

⑥ 朝霞市住み良い環境づくり連絡委員会

「第3次朝霞市環境基本計画」を総合的・計画的に推進するために、各部から選任された庁内の横断的組織であり、環境施策の総合調整を行うとともに、計画の推進状況を把握し、点検評価を行います。

2 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等

(1) 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等

自然環境や環境問題に関する市民団体等を把握し、情報の提供・交換・活用・協力等により、団体の活動支援並びに調査研究に努めていきます。

① 環境に関する市民団体

市内を中心に活動を行っている朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会やあさか環境市民会議などの環境保全団体の把握及び情報の提供・交換、活用するための調査研究に努めていきます。

市民や市民団体が活動しやすい環境整備を図り、情報の収集と発信など、環境保全を含む活動団体の育成と活動の推進に努めます。

市民・市民団体、事業者、地域や学校で活動している環境保全活動団体等との連携に努め、ネットワーク形成を支援します。

(2) グランドワーク活動

グランドワーク活動（住民・企業・行政がパートナーシップを組み、地域環境を改善するとともに、持続可能な地域社会を構築する活動）の体制強化を図り、市民団体の活動及び自主的活動の支援をしています。

第2章

資 料 編

1 大気関係

(1) 二酸化窒素調査結果 (調査地点は次ページ参照)

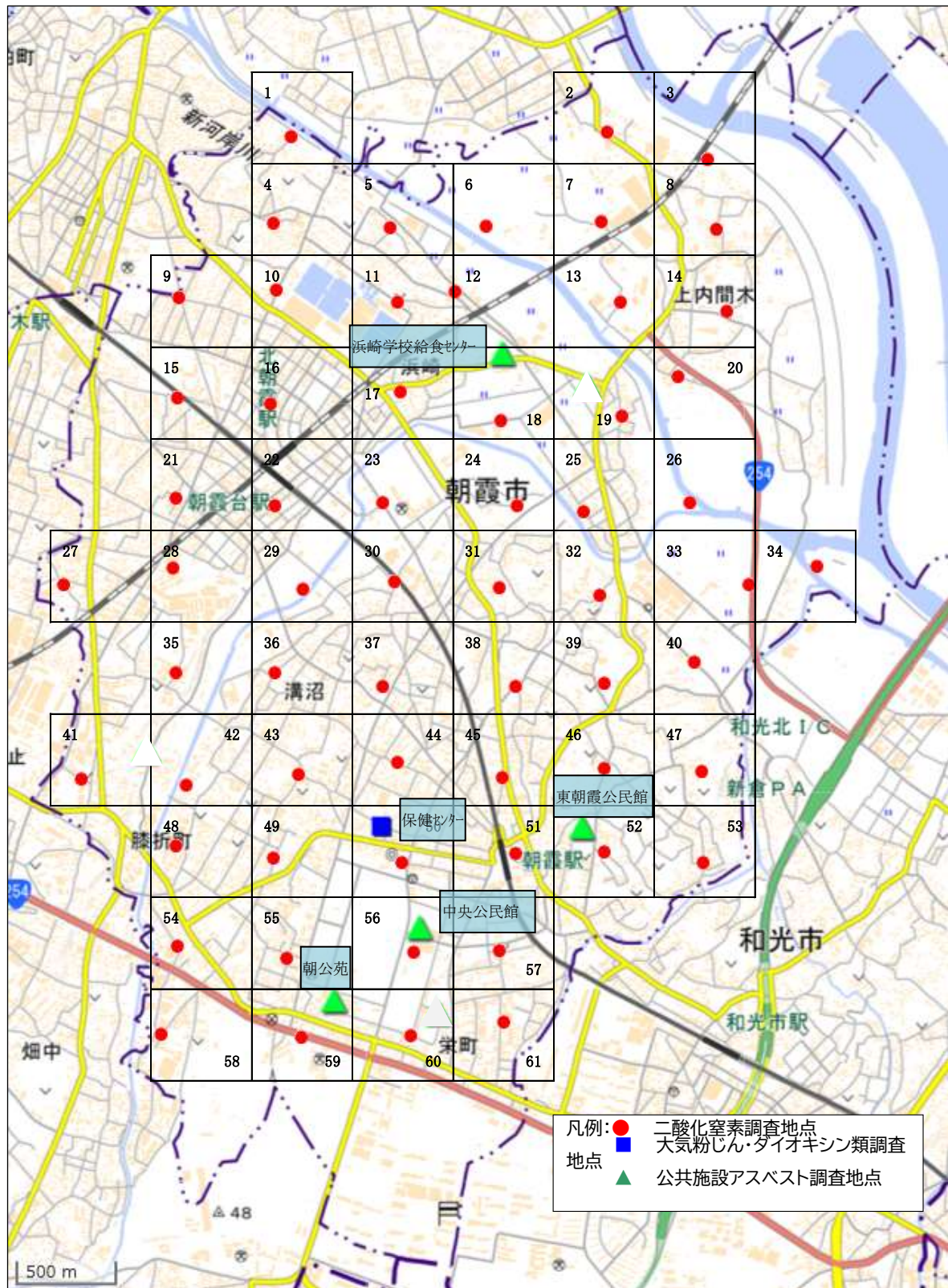
(単位: ppm)

調査地点番号	R5.7.21 ~7.30	R6.1.19 ~1.28	年度平均 (令和5年度)
1	0.0070	0.0090	0.0080
2	0.0210	0.0150	0.0180
3	0.0070	0.0080	0.0075
4	0.0070	0.0070	0.0070
5	0.0070	0.0090	0.0080
6	0.0050	0.0080	0.0065
7	0.0160	0.0130	0.0145
8	0.0070	0.0110	0.0090
9	0.0070	0.0100	0.0085
10	0.0100	0.0130	0.0115
11	0.0080	0.0100	0.0090
12	0.0060	0.0080	0.0070
13	0.0100	0.0120	0.0110
14	0.0090	0.0110	0.0100
15	0.0080	0.0100	0.0090
16	0.0090	0.0040	0.0065
17	0.0080	0.0100	0.0090
18	0.0090	0.0110	0.0100
19	0.0090	0.0120	0.0105
20	0.0090	0.0150	0.0120
21	0.0080	0.0120	0.0100
22	0.0070	0.0110	0.0090
23	0.0090	0.0140	0.0115
24	0.0080	0.0110	0.0095
25	0.0070	0.0110	0.0090
26	0.0070	0.0110	0.0090
27	0.0070	0.0100	0.0085
28	0.0090	0.0130	0.0110
29	0.0070	0.0040	0.0055
30	0.0080	0.0120	0.0100
31	0.0060	0.0110	0.0085
32	0.0070	0.0100	0.0085
33	0.0080	0.0110	0.0095
34	0.0140	0.0160	0.0150
35	0.0100	0.0130	0.0115
36	0.0070	0.0120	0.0095
37	0.0100	0.0150	0.0125
38	0.0080	0.0120	0.0100
39	0.0070	0.0100	0.0085
40	0.0090	0.0120	0.0105
41	0.0080	0.0120	0.0100
42	0.0070	0.0130	0.0100
43	0.0070	0.0150	0.0110
44	0.0060	0.0120	0.0090
45	0.0080	0.0110	0.0095
46	0.0080	0.0110	0.0095
47	0.0060	0.0100	0.0080
48	0.0080	0.0140	0.0110
49	0.0070	0.0130	0.0100
50	0.0070	0.0110	0.0090
51	0.0090	0.0110	0.0100
52	0.0070	0.0110	0.0090
53	0.0080	0.0110	0.0095
54	0.0090	0.0140	0.0115
55	0.0080	0.0120	0.0100
56	0.0060	0.0100	0.0080
57	0.0070	0.0110	0.0090
58	0.0090	0.0130	0.0110
59	0.0180	0.0190	0.0185
60	0.0070	0.0120	0.0095
61	0.0070	0.0100	0.0085

平均値	0.0083	0.0114	0.0099
最高値	0.0210	0.0190	0.0185
最低値	0.0050	0.0040	0.0055
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		

	夏	冬	年平均
0.06超 数	0	0	0
割 合	0.0%	0.0%	0.0%
0.04~0.06	0	0	0
割 合	0.0%	0.0%	0.0%
0.04未満	61	61	61
割 合	100.0%	100.0%	100.0%

<二酸化窒素調査地点 メッシュ地図>



二酸化窒素調査地点 周辺概要

調査地点 番号	用途地域	周 辺 概 要
1	第一種低層住居専用地域	新河岸川沿いで田畑が広がり、民家は少ない。
2	市街化調整区域	住居と工場が混在している地域で、発生源が近い。
3	市街化調整区域	荒川の土手沿いで、住宅及び倉庫等が点在している。
4	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地で、北側にテニスコートがある。
5	第一種低層住居専用地域	周辺は住宅地と畑で、南側に朝霞浄水場がある。
6	市街化調整区域	新河岸川沿いで、骨材乾燥炉を含む資材置き場が点在。
7	市街化調整区域	畑や駐車場が広がり、小さな工場が並んでいる。
8	市街化調整区域	周辺は住宅地で、その周囲に田畑がある。
9	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集した住宅地で、北西側にグラウンドがある。
10	第一種中高層住居専用地域	住宅地及び小さな工場と浄水場に囲まれて畑がある。
11	第一種中高層住居専用地域	周辺は畑に面した住宅地で、南西側に浄水場がある。
12	第一種住居地域	J R 武蔵野線脇に広がる畑地に面している。
13	市街化調整区域	朝霞市クリーンセンターに面した道路沿いで、周囲は空き地。
14	市街化調整区域	交通量の多い道路が近い住工混在で、畑も広がっている。
15	第一種住居地域	東武東上線に面した住宅地で、北側は林となっている。
16	商業地域	住宅と畑が混在しており、北朝霞駅が近い。
17	第一種住居地域	周辺は住宅地で、近くに県道がある。
18	市街化調整区域	周辺は、畑が広がっている。
19	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地で、近くに県道がある。
20	市街化調整区域	周辺は住宅地が点在し、空き地が多い地域。
21	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集した住宅地であるが、倉庫や工場も近接。
22	第一種中高層住居専用地域	西久保公園内であり、周辺は住宅地である。
23	市街化調整区域	東側に東洋大学、西側に畑や事業所が点在している。
24	第一種低層住居専用地域	畑に囲まれた小規模な住宅地。
25	第一種中高層住居専用地域	住宅地であるが交通量の多い県道がすぐ東側を通る。
26	市街化調整区域	周辺は水道局用地があり、新河岸川と黒目川が合流する。
27	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地と畑等で、物流倉庫等が点在する。
28	第一種住居地域	北側が第五小学校、南側が本田技術研究所の敷地である。
29	市街化調整区域	周辺は主に畑等であり、黒目川沿いに位置する。
30	第一種住居地域	住宅地の周囲が畑で、北側に東武東上線がある。

調査地点 番号	用途地域	周 辺 概 要
31	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地となっている。
32	第一種中高層住居専用地域	高台の住宅地脇で、南北に畑が広がっている。
33	市街化調整区域	第九小学校の境界部で周囲はほとんど畑となっている。
34	市街化調整区域	畑地として利用されている川に挟まれた土地。
35	準工業地域	周辺に工場が点在するが、特に大きな発生源はない。
36	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅と畑が広がっている。
37	第一種住居地域	周辺は住宅地であるが、交通量の多い道路に近接する。
38	第一種中高層住居専用地域	周辺は主に住宅地となっている。
39	第一種中高層住居専用地域	児童遊園地内で、北が畑で南が住宅地に挟まれた地域。
40	工業地域	周辺は、雑木林の高台と畑に面した開けた地域。
41	工業地域	周辺は畑や倉庫が主で、大きな工場は少し離れている。
42	工業地域	周辺は住宅地で、北側に第一小学校がある。
43	第一種中高層住居専用地域	周辺は住宅地となっている。
44	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集した住宅地。
45	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集した住宅地で、県道と東武東上線が近い。
46	第一種低層住居専用地域	周辺は住宅地と畑が混在している。
47	第一種低層住居専用地域	周辺は西が住宅地、東が畑となっている。
48	工業地域	周辺は、住居と倉庫等が混在している。
49	第一種中高層住居専用地域	周辺は比較的密集した住宅地で、東に県道が通っている。
50	近隣商業地域	市役所の敷地内で、商店街や公共施設がある中心街。
51	商業地域	朝霞駅に近い東側で、周辺は駅前商店街になっている。
52	第一種低層住居専用地域	住宅地と畑の混在する地域。
53	第一種低層住居専用地域	周辺は密集する住宅地。
54	第一種住居地域	周辺は密集する住宅地で、県道と国道254号に挟まれる。
55	第一種中高層住居専用地域	周辺は密集する住宅地。
56	市街化調整区域	朝霞中央公園内に位置する。
57	第一種中高層住居専用地域	南側は住宅と印刷工場、北側は畑が広がる。
58	工業地域	周辺は住宅地と小さな工場及び畑が混在している。
59	準住居地域	平成29年2月調査までは、国道254号沿道の朝霞幸町自排局に設置していたが、平成30年5月に自排局が廃止されたため、平成30年7月調査以降は国道254号を挟んだ向かいの上の原公園のフェンスに設置。
60	準住居地域	南が住宅地、北が第四中学校と市営球場になっている。
61	準工業地域	周辺は住宅地となっている。

令和6年3月31日現在

(2) 大気粉じん調査結果 実施日 (夏季) 令和5年7月25日～26日 (冬季) 令和6年1月23日～24日

項 目	調査地点	単 位	夏 季	冬 季	平 均	基準値
浮遊粉じん量	保健センター	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	33	3	18	—
亜鉛		ng/m^3	82	37	60	—
総クロム		ng/m^3	2.7	1.0未満	1.9	—
カドミウム		ng/m^3	0.100	0.050	0.080	—
鉛		ng/m^3	32.0	6.7	19.0	—
ニッケル		ng/m^3	2.80	1.30	2.10	25以下
バナジウム		ng/m^3	2.70	0.35	1.50	—
アスベスト		f/ℓ	0.056未満	0.056未満	0.056未満	10以下

(3) 公共施設アスベスト調査結果(無機質繊維濃度) (単位: f/ℓ)

調 査 地 点	実施日	敷地境界東側	敷地境界西側	敷地境界南側	敷地境界北側	基準値
中央公民館	12月20日	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	10以下
東朝霞公民館	12月21日	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	
浜崎学校給食センター	12月19日	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	
朝光苑	12月18日	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056	

(4) ダイオキシン類調査結果(大気) (単位: $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)

調査地点	実施日	夏季	冬季	年平均値	環境基準
保健センター	(夏季) 令和5年 7月21日～7月28日	0.010	0.014	0.012	年平均値 0.6以下
	(冬季) 令和6年 1月19日～1月26日				

(5) 常時監視測定結果(埼玉県実施調査)

大気汚染常時監視測定局 ※○のついているものが、その測定局で測定している項目

項目	測定局名		自動車排出 ガス測定局
	一般環境大気測定局	和 光	新 座
二酸化硫黄	—	○	—
一酸化炭素	—	—	—
浮遊粒子状物質	○	○	○
光化学オキシダント	○	○	—
二酸化窒素	○	○	○
微小粒子状物質	○	○	○
風向・風速	○	○	○

令和5年度環境基準達成状況 ※○は環境基準達成 ×は非達成 —は未実施

項目	二酸化硫黄		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント	二酸化窒素
	短期	長期	短期	長期	短期	長期	環境基準	環境基準
和 光	—	—	—	—	○	○	×	○
新 座	○	○	—	—	×	○	×	○
和光新倉	—	—	—	—	○	○	—	○

項目	微小粒子状物質	
	短期	長期
和 光	○	○
新 座	○	○
和光新倉	○	○

二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新 座	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000

二酸化硫黄の1日平均値の2%除外値の経年変化

(単位：ppm)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新 座	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001

(環境基準の評価)

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位：mg/m³)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
和 光	0.017	0.017	0.015	0.016	0.016
新 座	0.016	0.015	0.014	0.015	0.016
和光新倉	0.016	0.016	0.014	0.016	0.015

浮遊粒子状物質の1日平均値の2%除外値の経年変化

(単位：mg/m³)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
和 光	0.037	0.040	0.030	0.033	0.035
新 座	0.036	0.036	0.028	0.033	0.035
和光新倉	0.038	0.040	0.029	0.033	0.035

(環境基準の評価)

光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の経年変化

(単位：時間)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
和 光	391	347	350	330	372
新 座	318	287	315	358	358

二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
和 光	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012
新 座	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011
和光新倉	0.018	0.017	0.016	0.016	0.014

二酸化窒素の1日平均値の年間98%値の経年変化

(単位：ppm)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
和 光	0.032	0.032	0.030	0.030	0.030
新 座	0.030	0.031	0.027	0.028	0.028
和光新倉	0.032	0.033	0.031	0.030	0.031

(環境基準の評価)

微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位：μg/m³)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
和 光	11.2	10.8	9.6	10.4	10.2
新 座	11.0	11.0	9.1	10.4	10.4
和光新倉	10.7	10.7	9.4	10.3	9.8

(環境基準の評価)

微小粒子状物質の1日平均値の年間98%値の経年変化

(単位：μg/m³)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
和 光	23.7	26.4	20.3	20.7	22.4
新 座	22.6	27.5	18.0	20.4	23.0
和光新倉	22.1	28.1	19.2	20.7	21.5

(環境基準の評価)

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ 1 時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

環境基準による大気汚染の評価

(1) 短期的評価 (昭和48年 6月12日環大企第143号より抜粋)

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等、地域の大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としない。なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測(上記の評価対象としない測定値を含む。)が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、評価対象としない。

(2) 長期的評価 (昭和48年 6月12日環大企第143号より抜粋)

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を適確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要であるが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施する。1日平均値である測定値〔(1)の評価対象としない測定値を除く。〕につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わない。

(3) 98パーセント値評価 (昭和53年 7月17日環大企第262号より抜粋)

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合は達成されていないものと評価する。なお、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いない。また、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、評価の対象としない。

※二酸化窒素濃度が経年的に高い地点は、自動車等の交通量の多い国道254号線などの道路沿線であり、交通渋滞のほか、右折や信号待ちしている車両からの排出ガスの影響を受けていることが考えられます。本市では、主要道路で交通量調査を実施する一方、「広報あさか」を通じて、自動車利用の自粛や自転車及び公共交通機関の利用促進、低公害車への買い替え、エコドライブなどの協力を市民や事業者に呼びかけています。

(1) 河川水質調査結果【生活環境項目調査地点】 (調査地点はP.97参照)

項 目		単位	F 地点	越戸川上流	(越戸橋付近)		<指定なし>	平均値
採水年月日		—	R05. 06. 23	R05. 08. 21	R05. 12. 14	R06. 02. 08	—	—
天 候		—	曇	晴	晴	晴	—	—
気 温		℃	21. 2	32. 0	9. 0	7. 8	—	—
水 温		℃	19. 3	21. 9	15. 0	13. 4	—	—
透 視 度		cm	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100以上	100以上
流 量		m ³ /s	0. 189	0. 080	0. 085	0. 073	0. 107	0. 107
生 活 環 境	pH	—	7. 4	7. 5	7. 3	7. 3	7. 4	7. 4
	DO	mg/ℓ	11. 0	10. 0	10. 0	11. 0	10. 5	10. 5
	BOD	mg/ℓ	0. 6	0. 7	0. 5未満	0. 6	0. 6	0. 6
	SS	mg/ℓ	1未満	2	1未満	1未満	1	1
	亜 鉛	mg/ℓ	0. 011	0. 012	0. 018	0. 019	0. 015	0. 015
項 目	ノニルフェノール	mg/ℓ	0. 00006未満	0. 00006未満	0. 00006未満	0. 00006未満	0. 00006未満	0. 00006未満
	直鎖式芳香族カルボン酸塩	mg/ℓ	0. 0006未満	0. 0015	0. 0028	0. 0022	0. 0018	0. 0018
BOD負荷量		g/s	0. 11	0. 06	0. 04	0. 04	0. 06	0. 06
項 目 般	大腸菌群数	MPN/100ml	33, 000	23, 000	24, 000	22, 000	26, 000	26, 000
	大腸菌数	CFU/100ml	470	120	85	330	250	250

河川水質調査結果【生活環境・健康・要監視・一般項目調査地点】（調査地点はP97参照）

項 目		単位	B地点	新河岸川下流	(内間木橋付近)	<C類型>	平均値
採水年月日		—	R05.06.23	R05.08.21	R05.12.14	R06.02.08	—
天 候		—	曇	晴	晴	晴	—
気 温		℃	27.8	35.2	13.9	7.2	—
水 温		℃	20.5	29.8	15.6	12.4	—
透 視 度		cm	27.3	95.0	100以上	90.2	78.1
流 量		m³/s	45.7	16.9	10.4	8.6	20.4
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.4	7.4	7.1	7.0	7.2
	DO	mg/l	8.6	7.4	7.7	8.1	8.0
	BOD	mg/l	2.1	1.2	0.9	1.7	1.5
	SS	mg/l	28	7	1	3	10
	全 亜 鉛	mg/l	0.014	0.013	0.020	0.023	0.018
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.0013	0.0008	0.0016	0.0047	0.0021
項 目 般	大腸菌群数	MPN/100ml	130,000	94,000	79,000	330,000	27,000
	大腸菌数	CFU/100ml	5,700	1,200	1,200	3,000	2,800
BOD負荷量		g/s	95.97	20.28	9.36	14.62	35.06
健 康 項 目	カドミウム	mg/l	0.0003 未満	—	0.0003 未満	—	0.0003 未満
	全シアン	mg/l	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満
	鉛	mg/l	0.001	—	0.001未満	—	0.001
	六価クロム	mg/l	0.005 未満	—	0.005 未満	—	0.005 未満
	砒素	mg/l	0.001	—	0.001 未満	—	0.001
	総水銀	mg/l	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満
	アルキル水銀	mg/l	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満
	PCB	mg/l	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満
	ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	—	0.002 未満	—	0.002 未満
	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	—	0.0002 未満	—	0.0002 未満
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004 未満	—	0.0004 未満	—	0.0004 未満
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	—	0.002 未満	—	0.002 未満
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	—	0.004 未満	—	0.004 未満
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006 未満	—	0.0006 未満	—	0.0006 未満
	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	—	0.001 未満	—	0.001 未満
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.0002 未満	—	0.0002 未満	—	0.0002 未満
	チウラム	mg/l	0.0006 未満	—	0.0006 未満	—	0.0006 未満
	シマジン	mg/l	0.0003 未満	—	0.0003 未満	—	0.0003 未満
要 監 視 項 目	チオベンカルブ	mg/l	0.002 未満	—	0.002 未満	—	0.002 未満
	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	—	0.001 未満	—	0.001 未満
	セレン	mg/l	0.001 未満	—	0.001 未満	—	0.001 未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	2.2	—	6.8	—	4.5
	フッ素	mg/l	0.07	—	0.05	—	0.06
	ぼう素	mg/l	0.02	—	0.03	—	0.03
	1, 4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	—	0.005 未満	—	0.005 未満
	クロロホルム	mg/l	0.006 未満	—	—	—	0.006 未満
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	—	—	—	0.004 未満
	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	0.006 未満	—	—	—	0.006 未満
要 監 視 項 目	p-ジクロロベンゼン	mg/l	0.02 未満	—	—	—	0.02 未満
	イソキサチオン	mg/l	0.0008 未満	—	—	—	0.0008 未満
	ダイアジノン	mg/l	0.0005 未満	—	—	—	0.0005 未満
	フェニトロチオン	mg/l	0.0003 未満	—	—	—	0.0003 未満
	イソプロチオラン	mg/l	0.004 未満	—	—	—	0.004 未満
	オキシ銅	mg/l	0.004 未満	—	—	—	0.004 未満
	クロロタロニル	mg/l	0.005 未満	—	—	—	0.005 未満
	プロピザミド	mg/l	0.0008 未満	—	—	—	0.0008 未満
	EPN	mg/l	0.0006 未満	—	—	—	0.0006 未満
	ジクロロボス	mg/l	0.0008 未満	—	—	—	0.0008 未満
要 監 視 項 目	フェノブカルブ	mg/l	0.003 未満	—	—	—	0.003 未満
	イプロベンホス	mg/l	0.0008 未満	—	—	—	0.0008 未満
	クロロニトロフェン	mg/l	0.0001 未満	—	—	—	0.0001 未満
	トルエン	mg/l	0.06 未満	—	—	—	0.06 未満
	キシレン	mg/l	0.04 未満	—	—	—	0.04 未満
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	0.006 未満	—	—	—	0.006 未満
	ニッケル	mg/l	0.002	—	—	—	0.002
	モリブデン	mg/l	0.007 未満	—	—	—	0.007 未満
	アンチモン	mg/l	0.002 未満	—	—	—	0.002 未満
	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002 未満	—	—	—	0.0002 未満
目	エビクロロヒドリン	mg/l	0.00004 未満	—	—	—	0.00004 未満
	全マンガン	mg/l	0.08	—	—	—	0.08
	ウラン	mg/l	0.0002 未満	—	—	—	0.0002 未満

河川水質調査結果【生活環境・健康・要監視・一般項目調査地点】（調査地点はp.97参照）

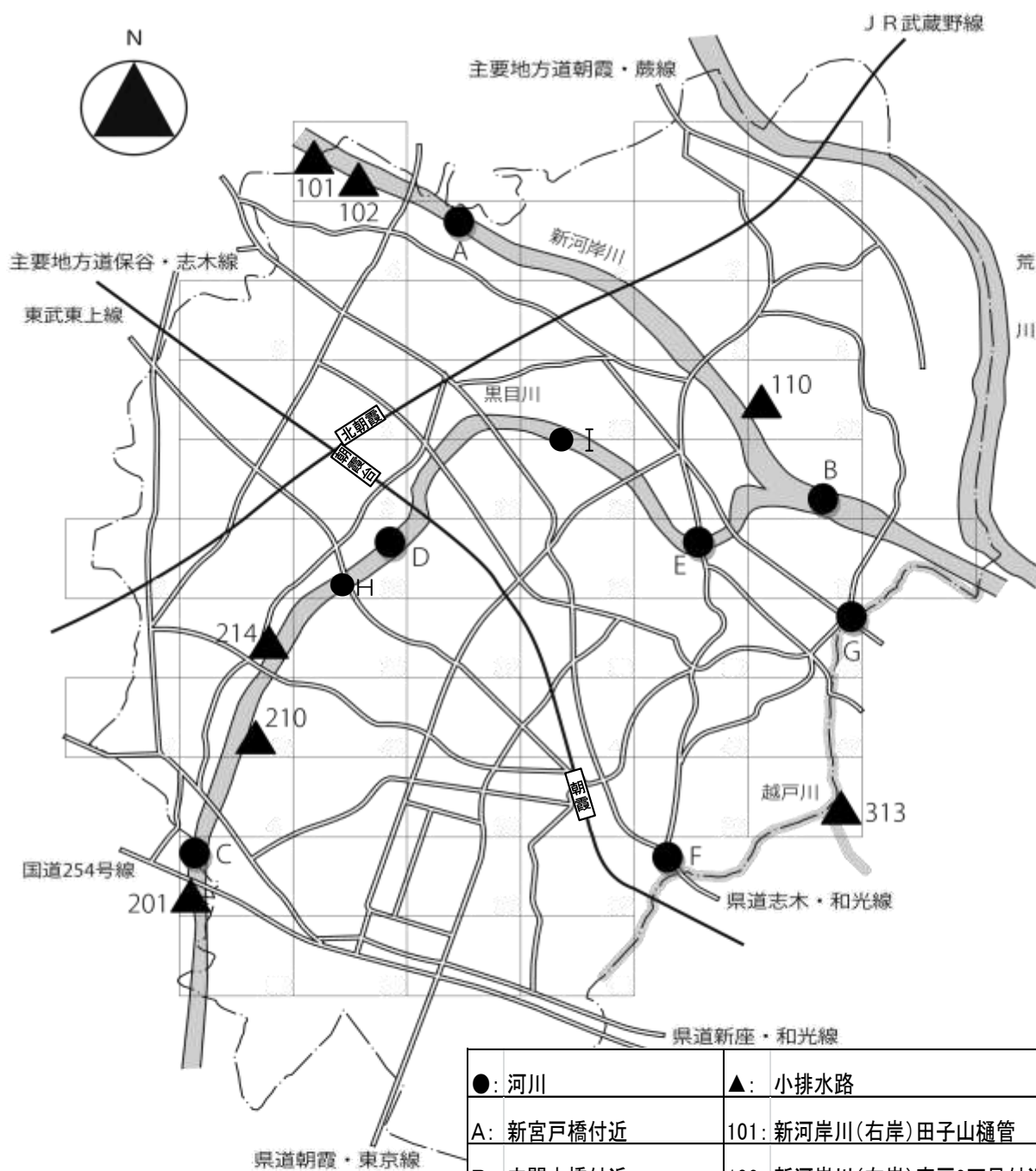
項目		単位	G地点	越戸川下流	(東和橋付近)		<指定なし>	平均値
採水年月日		—	R05.06.23	R05.08.21	R05.12.14	R06.02.08	—	—
天 候		—	曇	晴	晴	晴	—	—
気 温		℃	21.2	31.8	9.3	7.3	—	—
水 温		℃	19.3	23.2	13.2	10.9	—	—
透 視 度		cm	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	—
流 量		m³/s	0.332	0.179	0.138	0.130	0.195	—
生活環境項目	pH	—	7.6	7.3	7.2	7.4	7.4	—
	DO	mg/ℓ	10	10	9.9	12	10.5	—
	BOD	mg/ℓ	1.2	0.7	0.5未満	0.9	0.8	—
	SS	mg/ℓ	1	1	1未満	1未満	1	—
	全 亜 鉛	mg/ℓ	0.022	0.009	0.013	0.019	0.016	—
	ノニルフェノール	mg/ℓ	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満	—
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/ℓ	0.0034	0.0018	0.0020	0.0029	0.0025	—
項目般	大腸菌群数	MPN/100ml	46,000	49,000	22,000	7,900	31,000	—
	大腸菌数	CFU/100ml	3,400	230	520	160	1,100	—
BOD負荷量		g/s	0.40	0.13	0.07	0.12	0.18	—
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	0.0003 未満	—	0.0003 未満	—	0.0003 未満	—
	全シアン	mg/ℓ	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満	—
	鉛	mg/ℓ	0.001 未満	—	0.001 未満	—	0.001 未満	—
	六価クロム	mg/ℓ	0.005 未満	—	0.005 未満	—	0.005 未満	—
	砒素	mg/ℓ	0.001 未満	—	0.001 未満	—	0.001 未満	—
	総水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—
	アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—
	P C B	mg/ℓ	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	—	0.002 未満	—	0.002 未満	—
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	—	0.0002 未満	—	0.0002 未満	—
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0004 未満	—	0.0004 未満	—	0.0004 未満	—
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.002 未満	—	0.002 未満	—	0.002 未満	—
	ジ-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	—	0.004 未満	—	0.004 未満	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0006 未満	—	0.0006 未満	—	0.0006 未満	—
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	—	0.001 未満	—	0.001 未満	—
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0002 未満	—	0.0002 未満	—	0.0002 未満	—
	チウラム	mg/ℓ	0.0006 未満	—	0.0006 未満	—	0.0006 未満	—
	シマジン	mg/ℓ	0.0003 未満	—	0.0003 未満	—	0.0003 未満	—
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.002 未満	—	0.002 未満	—	0.002 未満	—	
ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	—	0.001 未満	—	0.001 未満	—	
セレン	mg/ℓ	0.001 未満	—	0.001 未満	—	0.001 未満	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	3.9	—	4.7	—	4.3	—	
フッ素	mg/ℓ	0.02 未満	—	0.02 未満	—	0.02 未満	—	
ほう素	mg/ℓ	0.02 未満	—	0.02 未満	—	0.02 未満	—	
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	—	0.005 未満	—	0.005 未満	—	
監視項目	クロロホルム	mg/ℓ	0.006 未満	—	—	—	0.006 未満	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	—	—	—	0.004 未満	—
	1,2-ジクロロプロパン	mg/ℓ	0.006 未満	—	—	—	0.006 未満	—
	p-ジクロロベンゼン	mg/ℓ	0.02 未満	—	—	—	0.02 未満	—
	イソキサチオン	mg/ℓ	0.0008 未満	—	—	—	0.0008 未満	—
	ダイアジノン	mg/ℓ	0.0005 未満	—	—	—	0.0005 未満	—
	フェニトロチオン	mg/ℓ	0.0003 未満	—	—	—	0.0003 未満	—
	イソプロチオラン	mg/ℓ	0.004 未満	—	—	—	0.004 未満	—
	オキシ銅	mg/ℓ	0.004 未満	—	—	—	0.004 未満	—
	クロロタロニル	mg/ℓ	0.005 未満	—	—	—	0.005 未満	—
プロピザミド	mg/ℓ	0.0008 未満	—	—	—	0.0008 未満	—	
E P N	mg/ℓ	0.0006 未満	—	—	—	0.0006 未満	—	
ジクロロボス	mg/ℓ	0.0008 未満	—	—	—	0.0008 未満	—	
フェノフルカルブ	mg/ℓ	0.003 未満	—	—	—	0.003 未満	—	
イプロベンホス	mg/ℓ	0.0008 未満	—	—	—	0.0008 未満	—	
クロルニトロフェン	mg/ℓ	0.0001 未満	—	—	—	0.0001 未満	—	
トルエン	mg/ℓ	0.06 未満	—	—	—	0.06 未満	—	
キシレン	mg/ℓ	0.04 未満	—	—	—	0.04 未満	—	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/ℓ	0.006 未満	—	—	—	0.006 未満	—	
ニッケル	mg/ℓ	0.001	—	—	—	0.001	—	
モリブデン	mg/ℓ	0.007 未満	—	—	—	0.007 未満	—	
アンチモン	mg/ℓ	0.002 未満	—	—	—	0.002 未満	—	
塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	0.0002 未満	—	—	—	0.0002 未満	—	
エピクロロヒドリン	mg/ℓ	0.00004 未満	—	—	—	0.00004 未満	—	
全マンガ	mg/ℓ	0.02 未満	—	—	—	0.02 未満	—	
ウラン	mg/ℓ	0.0002 未満	—	—	—	0.0002 未満	—	

河川水質調査結果【追加項目調査地点】（調査地点はP. 97参照）

項 目		単位	追加項目調査地点 黒目川上流（新高橋付近 左岸）＜C類型＞		平均値
採水年月日		－	R05. 08. 21	R05. 12. 14	－
天 候		－	晴	晴	－
気 温		℃	34. 5	12. 0	－
水 温		℃	24. 8	14. 0	－
追 加 項 目	化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	1. 9	1. 9	1. 9
	ふん便性大腸菌群数	CFU/100ml	270	2, 800	1, 500

項 目		単位	追加項目調査地点 黒目川上流（朝霞市総合福祉センター付近 左岸）＜C類型＞		平均値
採水年月日		－	R05. 08. 21	R05. 12. 14	－
天 候		－	晴	晴	－
気 温		℃	34. 0	12. 3	－
水 温		℃	26. 4	14. 4	－
追 加 項 目	化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	2. 1	1. 9	2. 0
	ふん便性大腸菌群数	CFU/100ml	2, 200	740	1, 500

<河川調査・小排水路調査地点 メッシュ地図>



●: 河川	▲: 小排水路
A: 新宮戸橋付近	101: 新河岸川(右岸)田子山樋管
B: 内間木橋付近	102: 新河岸川(右岸)宮戸3丁目付近
C: 大橋付近	110: 新河岸川(左岸)内間木排水機場付近
D: 東林橋付近	201: 黒目川(右岸)新座大橋付近
E: 笹橋付近	210: 黒目川(右岸)北浦待機宿舎付近
F: 越戸橋付近	214: 黒目川(左岸)泉橋付近
G: 東和橋付近	313: 越戸川(右岸)谷中川合流点
H: 新高橋付近	
I: 総合福祉センター付近	

※河川E地点(笹橋付近)は、付近の東橋で県による調査が実施されているため、23年度から市による調査は実施しておりません。

（参考）埼玉県公共用水域の水質測定結果【生活環境項目】

黒目川下流 （東橋付近）

（令和５年度）

項 目		単位	平均値
生活環境項目	pH	—	7.7
	DO	mg/ℓ	11.0
	BOD	mg/ℓ	0.8
	COD	mg/ℓ	2.1
	SS	mg/ℓ	4
	大腸菌数	CFU/100ml	600
	全窒素	mg/ℓ	4.8
	全リン	mg/ℓ	0.053
	全 亜 鉛	mg/ℓ	0.009
	ノニルフェノール	mg/ℓ	0.00006 未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/ℓ	0.0017

※健康項目、要監視項目、一般項目は、まだ公表されていないため、未掲載。

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の生活に関係する最も基本的な水質項目です。

昭和46年12月28日環境庁告示第59号

令和3年10月7日環境省告示第62号改正

類型	利用目的の 適応性	生活環境項目基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU / 100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000CFU / 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—

※新河岸川はC類型（平成25年3月26日埼玉県告示）、黒目川はC類型（平成15年3月28日埼玉県告示）に指定され、越戸川は無指定である。

項目 類型	水生生物の 生息状況の 適応性	生活環境項目基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※新河岸川、黒目川は生物B類型（平成20年12月16日埼玉県告示）に指定され、越戸川は無指定である。

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

人の健康の保護に関する環境基準で指定されている項目で、水質汚濁物質の中でも特に有害性の強いものです。

昭和46年12月28日環境庁告示第59号
令和3年10月7日環境省告示第62号改正

健 康 項 目	基 準 値	健 康 項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg／ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg／ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／ℓ以下
鉛	0.01mg／ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg／ℓ以下
六価クロム	0.02mg／ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg／ℓ以下
砒素	0.01mg／ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／ℓ以下
総水銀	0.0005mg／ℓ以下	チウラム	0.006mg／ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg／ℓ以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg／ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg／ℓ以下	ベンゼン	0.01mg／ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg／ℓ以下	セレン	0.01mg／ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／ℓ以下	ふっ素	0.8mg／ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／ℓ以下	ほう素	1 mg／ℓ以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg／ℓ以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

要監視項目及び指針値（要監視項目）

健康の保護に関連する物質ではあるものの検出状況等からみて、現時点では環境基準項目とはせず、引き続きデータの集積に努めるべきと判断されているものです。

平成5年3月8日環水管第21号
平成21年11月30日寒水大発第091130004号、寒水大発第091130005号
令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大発第2005282号改正

要監視項目	指針値	要監視項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	フェノブカルブ	0.03mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	イプロベンホス	0.008mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	クロルニトロフェン	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	トルエン	0.6mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	キシレン	0.4mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
フェニトロチオン	0.003mg/ℓ以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
オキシ銅	0.04mg/ℓ以下	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
クロロタニール	0.05mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
EPN	0.006mg/ℓ以下	全マンガン	0.2mg/ℓ以下
ジクロロボス	0.008mg/ℓ以下	ウラン	0.002mg/ℓ以下
		ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/ℓ以下（暫定）※

※PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOA及びPFOAの合計値とする。

水浴場水質判定基準（追加項目）

水浴場は、人と水が触れあう場として最も親しまれている水環境の一つであり、地域の個性を形作っていると同時に自然の水環境の一部を構成する重要な水辺でもあります。評価項目は、環境基準健康項目が達成されていることを前提として、4項目（化学的酸素要求量、ふん便性大腸菌群数など）を評価することとしています。

引用元：環境省

区分		化学的酸素要求量 (COD)	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	透明度
適	水質AA	2mg/L以下	不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	全透 (または1m以上)
	水質A	2mg/L以下	100個/100ml以下	油膜が認められない	全透 (または1m以上)
可	水質B	5mg/L以下	400個/100ml以下	常時は油膜が 認められない	1m未満～ 50cm以上
	水質C	8mg/L以下	1,000個/100ml以下	常時は油膜が 認められない	1m未満～ 50cm以上
不適		8mg/L超	1,000個/100ml を超えるもの	常時油膜が 認められる	50cm未満

※市内の河川は水浴場として指定されていません。

河川・小排水路調査の結果（補足）

○黒目川のふん便性大腸菌群数について

黒目川をはじめ市内の河川に水浴場はありません。一方、黒目川は水に親しむ人も多いことから、黒目川2地点（新高橋付近、朝霞市総合福祉センター付近）で年2回水浴場水質判定基準を参考にした水質調査を行っています。令和5年度の調査結果は、8月、12月ともに各1地点で「不適」となりました。市では、水に親しむ機会の増える小中学校の夏休み時期に合わせ、広報あさか8月号で、水難事故の啓発とあわせて「川はプールのように消毒をしていない」、「水遊びの際はできるだけ目や口に水が入らないようにする」及び「水遊びの後は手洗い等をする」の情報発信を行いました。

なお、基準値を超える年、超えない年があるため、次年度以降も、継続して調査を行い、経過観察をします。

○小排水路調査の5項目（pH、BOD、DO、全亜鉛、LAS）について

小排水路の水質に環境基準は適用されませんが、参考のため流入先の基準値を準用した場合、新河岸川の小排水路がBOD、DO、全亜鉛、LASについて、黒目川の小排水路がBOD、DO、全亜鉛、LASについて、越戸川の小排水路がpH、LASにおいて基準を超過しました。

それらの原因は、工場排水や生活排水などの影響を受けているものと推察されます。特に新河岸川と黒目川に流入する小排水路では流量が少ないため、負荷量は小さく、小排水路の汚濁が直ちに河川へ影響するとは考えにくいものとなっています。しかしながら、河川の環境維持のためには、次年度以降も、継続して調査を行い経過観察をしていくとともに、毎月パックテスト等による簡易水質調査を行い、水質状況の把握に努めます。

PFOS・PFOA検査について

有機フッ素化合物（PFAS・ピーファス）の代表的な物質であるPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）の水質検査について、河川は、埼玉県において、黒目川（1地点）、新河岸川（志木市と和光市内各1地点）で実施しており、埼玉県のホームページで公表しております。

採取地点			令和5年度	令和4年度	令和3年度
河川名	地点名	所在地			
黒目川	東橋	朝霞市	18ng/L	17ng/L	17ng/L
新河岸川	笹目橋	和光市 板橋区	10ng/L	25ng/L	17ng/L
新河岸川	いろは橋	志木市	22ng/L	24ng/L	23ng/L

※埼玉県ホームページより抜粋

また、水道事業では、令和2年度から年1回、8月に水道管の末端となる公園の給水栓2か所を実施しており、国が定める暫定目標値を下回っています。

【PFOS及びPFOA検査結果】

採取地点		令和5年度	令和4年度	令和3年度
地点名	住所	8月17日	8月15日	8月16日
宮戸児童遊園地	宮戸3丁目	5ng/L未満 (検出限界未満)	5ng/L未満 (検出限界未満)	
やつじ公園	宮戸3丁目			5ng/L未満 (検出限界未満)
やつるぎ児童遊園地	上内間木	5ng/L未満 (検出限界未満)	5ng/L未満 (検出限界未満)	5ng/L未満 (検出限界未満)

※国の暫定目標値：PFOS・PFOAの合算値で50ng/L以下

暫定目標は、体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2ℓ飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないものとして国が設定した基準です。

(2) 小排水路水質調査結果 (調査地点はP.97参照)

項目		単位	No. 101 新河岸川	田子山樋管 (右岸)	平均値
採水年月日		—	R05.08.21	R06.02.08	—
天 候		—	晴	晴	—
気 温		℃	32.1	2.5	—
水 温		℃	24.2	13.5	—
透 視 度		cm	100以上	100以上	100以上
流 量		m ³ /s	0.017	0.011	0.014
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.4	7.3	7.4
	DO	mg/l	7.7	8.3	8.0
	BOD	mg/l	1.8	1.1	1.5
	SS	mg/l	1未満	1未満	1未満
	全亜鉛	mg/l	0.044	0.059	0.052
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.0130	0.008	0.011
BOD負荷量		g/s	0.031	0.012	0.022

項目		単位	No. 102 新河岸川	宮戸3丁目17番地先 (右岸)	平均値
採水年月日		—	R05.08.21	R06.02.08	—
天 候		—	晴	晴	—
気 温		℃	33.4	2.5	—
水 温		℃	25.7	10.4	—
透 視 度		cm	100以上	100以上	100以上
流 量		m ³ /s	0.001	0.001	0.001
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.6	7.6	7.6
	DO	mg/l	5.6	8.2	6.9
	BOD	mg/l	4.6	2.2	3.4
	SS	mg/l	4	1未満	3
	全亜鉛	mg/l	0.019	0.017	0.018
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.0061	0.018	0.012
BOD負荷量		g/s	0.005	0.002	0.004

項目		単位	No. 110 新河岸川	内間木排水機場付近 (左岸)	平均値
採水年月日		—	R05.08.21	R06.02.08	—
天 候		—	晴	晴	—
気 温		℃	36.7	10.1	—
水 温		℃	27.5	9.9	—
透 視 度		cm	45.1	27.7	36.4
流 量		m ³ /s	0.006	0.013	0.010
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.2	7.1	7.2
	DO	mg/l	3.2	8.3	5.8
	BOD	mg/l	41.0	17.0	29.0
	SS	mg/l	17	19	18
	全亜鉛	mg/l	0.020	0.036	0.028
	ノニルフェノール	mg/l	0.00100	0.00040	0.00070
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.32	0.62	0.47
BOD負荷量		g/s	0.246	0.221	0.234

項目		単位	No. 201 黒目川	新座大橋付近 (左岸)	平均値
採水年月日		—	R05.08.21	R06.02.08	—
天 候		—	晴	晴	—
気 温		℃	33.5	8.6	—
水 温		℃	25.7	10.1	—
透 視 度		cm	100以上	52.0	76.0
流 量		m ³ /s	0.001未満	0.002	0.002
生 活 環 境 項 目	pH	—	7.8	7.5	7.7
	DO	mg/l	8.6	10.0	9.3
	BOD	mg/l	1.0	3.2	2.1
	SS	mg/l	1未満	8	5
	全亜鉛	mg/l	0.047	0.220	0.13
	ノニルフェノール	mg/l	0.00006未満	0.00006未満	0.00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0.045	0.026	0.036
BOD負荷量		g/s	0.001	0.006	0.004

小排水路水質調査結果（調査地点はP. 97参照）

		単位	No. 210 黒目川 北浦待機宿舍付近（右岸）		平均値
採水年月日		—	R05. 08. 21	R06. 02. 08	—
天 候		—	晴	晴	—
気 温		℃	33. 7	4. 1	—
水 温		℃	25. 4	8. 8	—
透 視 度		cm	100以上	100以上	100以上
流 量		m ³ /s	0. 001	0. 002	0. 002
生 活 環 境 項 目	pH	—	7. 3	7. 4	7. 4
	DO	mg/l	4. 5	8. 7	6. 6
	BOD	mg/l	7. 6	6. 8	7. 2
	SS	mg/l	3	1	2
	全亜鉛	mg/l	0. 015	0. 009	0. 012
	ノニルフェノール	mg/l	0. 00024	0. 00006未満	0. 00015
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0. 160	0. 170	0. 17
BOD負荷量		g/s	0. 008	0. 014	0. 011

項目		単位	No. 214 黒目川 泉橋付近（左岸）		平均値
採水年月日		—	R05. 08. 21	R06. 02. 08	—
天 候		—	晴	晴	—
気 温		℃	34. 8	4. 6	—
水 温		℃	26. 7	9. 5	—
透 視 度		cm	33. 0	57. 0	45. 0
流 量		m ³ /s	0. 001未満	0. 001	0. 001
生 活 環 境 項 目	pH	—	7. 1	7. 5	7. 3
	DO	mg/l	3. 6	9. 5	6. 6
	BOD	mg/l	77. 0	9. 3	43. 2
	SS	mg/l	16	4	10
	全亜鉛	mg/l	0. 018	0. 065	0. 042
	ノニルフェノール	mg/l	0. 00011	0. 00007	0. 00009
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	1. 10	0. 20	0. 65
BOD負荷量		g/s	0. 077	0. 009	0. 043

項目		単位	No. 313 越戸川 谷中川合流点（右岸）		平均値
採水年月日		—	R05. 08. 21	R06. 02. 08	—
天 候		—	晴	晴	—
気 温		℃	33. 0	10. 7	—
水 温		℃	25. 3	9. 8	—
透 視 度		cm	100以上	82. 0	91. 0
流 量		m ³ /s	0. 027	0. 023	0. 025
生 活 環 境 項 目	pH	—	8. 6	8. 1	8. 4
	DO	mg/l	10. 0	12. 0	11. 0
	BOD	mg/l	0. 9	1. 1	1. 0
	SS	mg/l	1未満	1未満	1未満
	全亜鉛	mg/l	0. 008	0. 022	0. 015
	ノニルフェノール	mg/l	0. 00006未満	0. 00006未満	0. 00006未満
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩	mg/l	0. 210	0. 0098	0. 110
BOD負荷量		g/s	0. 024	0. 025	0. 025

3 地下水関係

地下水概況調査結果【井戸水・湧水】

項目	—	地下水 1	地下水 2	地下水 3	地下水 4	地下水 5
地点番号	—	3	11	14	15	29
採水年月日	年月日	R05. 11. 29	R05. 11. 29	R05. 11. 29	R05. 11. 29	R05. 11. 29
天 候	—	晴	晴	晴	晴	晴
トリクロロエレン	mg/l	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
テトラクロロエレン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1, 1-ジクロロエレン	mg/l	—	—	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエレン	mg/l	—	—	—	—	—
トランス-1, 2-ジクロロエレン	mg/l	—	—	—	—	—
項目	単位	地下水 6	地下水 7	地下水 8	地下水 9	地下水 10
地点番号	—	38	50	54	57	58
採水年月日	年月日	R05. 11. 29	R05. 11. 29	R05. 11. 29	R05. 11. 29	R05. 11. 29
天 候	—	晴	晴	晴	晴	晴
トリクロロエレン	mg/l	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003	0.001未満
テトラクロロエレン	mg/l	0.0009	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1, 1-ジクロロエレン	mg/l	—	—	—	0.002未満	—
シス-1, 2-ジクロロエレン	mg/l	—	—	—	0.004未満	—
トランス-1, 2-ジクロロエレン	mg/l	—	—	—	0.004未満	—
項目	単位	地下水 11	地下水 12	地下水 13	城山公園駐車場（湧水）	総検体数
地点番号	—	59	61	64	④	—
採水年月日	年月日	R05. 11. 29	R05. 11. 29	R05. 11. 29	R05. 11. 29	—
天 候	—	晴	晴	晴	晴	—
トリクロロエレン	mg/l	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	14
テトラクロロエレン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.011	0.0005未満	14
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	14
1, 1-ジクロロエレン	mg/l	—	—	0.002未満	—	2
シス-1, 2-ジクロロエレン	mg/l	—	—	0.004未満	—	2
トランス-1, 2-ジクロロエレン	mg/l	—	—	0.004未満	—	2
項目		基準超過数	超過率	検出数	検出率	基準値
トリクロロエレン		0	0.0%	2	15.4%	0.01mg/l以下
テトラクロロエレン		1	7.7%	2	15.4%	0.01mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		0	0.0%	0	0.0%	1 mg/l以下
1, 1-ジクロロエレン		0	0.0%	0	0.0%	0.1mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエレン		0	0.0%	0	0.0%	0.4mg/l以下
トランス-1, 2-ジクロロエレン		0	0.0%	0	0.0%	0.04mg/l以下

4 魚類関係

魚類調査結果（調査日：令和5年7月20日～21日）

（単位：匹）

種 名		調 査 地 点			生活型
		新河岸川	黒目川	越戸川	
		下流	中流	下流	
コイ科	コイ			1	純淡水魚
	オイカワ		5		純淡水魚
	カワムツ		9		純淡水魚
	モツゴ	1		4	純淡水魚
ドジョウ科	ヒガシシマドジョウ		4		純淡水魚
アユ科	アユ		6		両側回遊魚
カダヤシ科	カダヤシ			1	純淡水魚
メダカ科	ミナミメダカ	1			純淡水魚
スズキ科	スズキ			1	汽水・海水魚
ハゼ科	マハゼ	5		4	汽水・海水魚
	ヌマチチブ	34	22	80	両側回遊魚
	ウキゴリ	3	32	63	両側回遊魚
ヌマエビ科	カワリヌマエビ属	1	4	2	
テナガエビ科	テナガエビ	3		1	
	スジエビ	91	92	1	
アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ		1		
モクズガニ科	モクズガニ			3	
ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメガメ	3			
スッポン科	ニホンスッポン		1		

【調査地点の河川の特徴及び出現種との関係】

【新河岸川下流（内間木橋付近）】

調査地点は、両岸はコンクリートで護岸されているが、河床は泥や礫で自然の状態になっている。水深及び流量については、漁具設置場所付近は干満の影響を受けて大きく変動する。両岸の植生は、一部で水面を覆うように繁茂する陸上植物が生育している。

魚類は、モツゴ、ミナミメダカ、マハゼ、ヌマチチブ、ウキゴリの5種が確認された。甲殻類は、カワリヌマエビ属、テナガエビとスジエビの3種が確認された。爬虫類は、ミシシippアカミミガメの1種が確認された。

水質は、C類型と生物B類型の基準を満たしており、魚類が問題なく生息できる環境であった。

【黒目川中流（東林橋付近）】

両岸の一部は護岸されているが、河床は礫・砂・石で自然の状態になっている。水深の深い場所（淵）、砂礫が堆積して浅くなっている場所（瀬）等の変化に富んでおり、左岸側の河川敷にはワンドを形成している。流量は安定している。両岸の植生は一部で水面を覆うように繁茂し、河床にオオカナダモ等の沈水植物が多く見られ、これらの植物は小型魚類の隠れ家を提供している。

魚類は、オイカワ、カワムツ、ヒガシシマドジョウ、アユ、ヌマチチブ、ウキゴリの6種が確認された。甲殻類は、カワリヌマエビ属、スジエビ、アメリカザリガニの3種が確認された。爬虫類はニホンスッポンの1種が確認された。今年度もアユが確認された。参考までに、アユの生息環境の水質条件を下記の表に整理した。

水質は、C類型と生物B類型の基準を満たしており、魚類が問題なく生息できる環境であった。

区分	出現水温・生息水温	流動・底質	食性
卵 期	10℃～20℃ 23℃以上危険	—	—
稚仔魚期	7℃～25℃	人工採苗地の溶存酸素量 4.3mg/l で一部の仔魚死亡、 2.9mg/lで大部分死亡	降海後主にケンミジンコ類、オタマボヤ、 葉脚類、端脚類、イカ、2枚貝幼生、デトリタス
未成魚	9℃～18℃	流速2表/sec アユの生息条件 流速3m/sec 溯上不可能	付着藻類(特に藍藻を好む)
成 魚	—	すみつき期:石・岩盤	動物プランクトン 付着藻類

【越戸川下流（東和橋付近）】

調査地点は、両岸は護岸されているものの、水辺に石等が配置され、河床は砂、礫等で自然の状態になっている。水深は浅く、流量は安定している。また、河川が蛇行しているため、水深の深い場所（淵）、砂礫が堆積して浅くなっている場所（瀬）等の変化に富んでいる。両岸の植生は、水面を覆うように繁茂し、河床にはオオカナダモ等の沈水植物が多くみられる。これらの植物は小型魚類の隠れ家を提供している。

魚類は、コイ、モツゴ、カダヤシ、スズキ、マハゼ、ヌマチチブ、ウキゴリの7種が確認された。甲殻類は、カワリヌマエビ属、テナガエビ、スジエビ、モクズガニの4種が確認された。

水質は、C類型と生物B類型の基準を満たしており、魚類が問題なく生息できる環境であった。

【参考】朝霞市黒目川に親しむ会より情報提供

※黒目川に親しむ会：黒目川の改修工事をきっかけに、黒目川を安全で誰もが親しめる川にしようと生まれた会

黒目川中流における水生生物採捕結果（調査期間：令和5年5月～9月）

目名	科名	種名	
ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	
コイ目	コイ科	コイ ギンブナ オイカワ アブラハヤ マルタ カワムツ	ウグイ モツゴ タモロコ カマツカ ニゴイ
	ドジョウ科	ドジョウ	シマドジョウ
ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	
サケ目	アユ科	アユ	
ダツ目	メダカ科	メダカ	
スズキ目	スズキ科	スズキ	
	ボラ科	ボラ	
	ハゼ科	スミウキゴリ マハゼ ヌマチチブ	ウキゴリ クロダハゼ（トウヨシノボリ）
エビ目	モクズガニ科	モクズガニ	
	テナガエビ科	テナガエビ	スジエビ
	ヌマエビ科	カワリヌマエビ属	
カメ目	イシガメ科	クサガメ	
	ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	
	スッポン科	スッポン	
無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	
	アマガエル科	ウシガエル	
トンボ目	カワトンボ科	ハグロトンボ	
	ヤンマ科	（成虫）ギンヤンマ	
	サナエトンボ科	（成虫）コオニヤンマ	（ヤゴ）ホンサナエ
	トンボ科	（ヤゴ）シオカラトンボ	
		（成虫）アキアカネ	
		（成虫）ウスバキトンボ	

5 放射線測定結果

5-1 空間放射線測定

※除染の判断基準は「朝霞市における放射線量基準に関する当面の考え方について」の毎時0.19マイクロシーベルトとしている。

※測定値は、それぞれの高さにおける10秒毎の指示値を5回記録した平均値としている。

※測定場所の高さは、「放射線測定に関するガイドライン（文部科学省）」（1m）及び「学校等における放射線測定の手引き（文部科学省）」（50cm）を基準としている。

(1) 市役所敷地内

(単位：マイクロシーベルト／時)

地上1m 週1回（午前10時）測定

測定場所	測定年度	最大値	平均値
市役所 正面玄関脇・バス停	令和5年度	0.071	0.060
	令和4年度	0.067	0.059
	令和3年度	0.085	0.060
	令和2年度	0.073	0.060
	令和元年度	0.074	0.063

(2) 小学校

校庭中央 各学期に1回測定

学 校 名	最大値		平均値	
	地表付近	地上50cm	地表付近	地上50cm
朝霞第一小学校	0.056	0.047	0.048	0.046
朝霞第二小学校	0.059	0.058	0.054	0.052
朝霞第三小学校	0.056	0.057	0.054	0.054
朝霞第四小学校	0.078	0.078	0.075	0.073
朝霞第五小学校	0.034	0.034	0.034	0.033
朝霞第六小学校	0.054	0.056	0.051	0.054
朝霞第七小学校	0.067	0.060	0.055	0.051
朝霞第八小学校	0.057	0.051	0.052	0.049
朝霞第九小学校	0.063	0.063	0.058	0.057
朝霞第十小学校	0.054	0.051	0.050	0.048

(3) 中学校

校庭中央 各学期に1回測定

学 校 名	最大値		平均値	
	地表付近	地上50cm	地表付近	地上50cm
朝霞第一中学校	0.087	0.088	0.084	0.079
朝霞第二中学校	0.051	0.053	0.047	0.050
朝霞第三中学校	0.055	0.057	0.052	0.049
朝霞第四中学校	0.061	0.059	0.059	0.057
朝霞第五中学校	0.061	0.051	0.053	0.050

(4) 保育園等

園庭中央 年2回測定

保育園名	最大値		平均値	
	地表付近	地上50 c m	地表付近	地上50 c m
本町保育園	0.055	0.051	0.045	0.046
根岸台保育園	0.050	0.044	0.045	0.043
北朝霞保育園（本園）	0.071	0.055	0.060	0.053
泉水保育園	0.055	0.053	0.054	0.051

(5) 児童遊園地・都市公園

中央 年4回測定

児童遊園地	最大値		平均値	
	地表付近	地上50 c m	地表付近	地上50 c m
緑ヶ丘北児童遊園地	0.071	0.073	0.064	0.066
岡向山児童遊園地	0.050	0.055	0.045	0.048
膝折町1丁目児童遊園地	0.070	0.070	0.056	0.059
霞ヶ丘児童遊園地	0.065	0.069	0.056	0.062
新高橋ふれあい広場	0.064	0.068	0.062	0.064
上の原公園	0.053	0.055	0.048	0.049
水久保公園	0.061	0.074	0.060	0.065
やつじ公園	0.060	0.066	0.058	0.054
上野荒川運動公園	0.055	0.054	0.052	0.047
宮戸ハケタ公園	0.068	0.071	0.065	0.070

○宮戸を住みよくする会提供資料より

放射線測定値（砂場）	最大値		平均値	
	地表付近	地上50 c m	地表付近	地上50 c m
宮戸大山公園	0.050	0.049	0.049	0.046
やつじ公園	0.058	0.056	0.052	0.052
宮戸立出児童遊園地	0.056	0.051	0.051	0.047
宮戸第2児童遊園地	0.051	0.050	0.049	0.047
宮戸児童遊園地	0.045	0.048	0.042	0.045

※ 宮戸を住みよくする会では、原則毎月11日に宮戸町内の公園10か所の砂場・滑り台 など29地点の放射線測定を自主的に実施しております。このうち、代表的な放射線測定値を掲載します。

(6)市内除染箇所測定 (ホットスポット)

年1回 42施設 87箇所

測定日：令和6年2月13日・15日

小・中学校				
施設名	測定場所 (地表付近)	除染前	除染後 (平成23年12月)	令和5年度
第一小学校	南校舎・理科室前	0.585	0.155	0.063
	南校舎・排水口南側1	1.238	0.136	0.083
	南校舎・排水口南側2	0.380	0.168	0.073
	北校舎裏・物置小屋排水口1	0.548	0.156	0.065
	北校舎裏・物置小屋排水口2	0.371	0.144	0.074
第二小学校	体育館横・排水口(土)	0.447	0.159	0.046
	校舎裏・ふた付側溝内	0.557	0.174	0.068
	南校舎横・排水口	0.194	0.102	0.053
	校舎間スペース	0.629	0.168	0.077
第三小学校	校舎横・側溝内	0.384	0.144	0.072
	昇降口・横	0.204	0.087	0.064
	北校舎東・側溝奥	0.768	0.094	0.078
	北校舎西・側溝奥	0.919	0.118	0.064
第四小学校	鉄棒下	0.218	0.169	0.074
第五小学校	正門(右)	0.284	0.097	0.062
	正門(左)	0.308	0.078	0.064
第六小学校	北玄関・吹き溜まり	0.427	0.092	0.076
第七小学校	プール更衣室・排水口北	0.261	0.116	0.072
	プール更衣室・排水口南	0.466	0.163	0.063
	体育館通路・南	0.331	0.158	0.067
	体育館通路・北	1.056	0.160	0.062
	東門	0.194	0.096	0.061
第八小学校	校舎北側・給食搬入口側溝	0.351	0.109	0.045
第九小学校	正門横・倉庫雨樋排水口(南)	0.537	0.151	0.054
	正門横・倉庫雨樋排水口(北)	1.258	0.119	0.087
	体育倉庫・雨樋排水口(南)	0.365	0.169	0.065
	体育倉庫・雨樋排水口(北)	1.117	0.168	0.071
	防災倉庫雨樋下	0.332	0.101	0.066
第十小学校	給食配膳室入口・駐車場	0.484	0.099	0.059
第一中学校	中庭・排水口	0.190	0.172	0.050
	裏門・入口1	0.203	0.106	0.057
	裏門・入口2	0.241	0.129	0.067
	正門吹き溜まり	0.201	0.097	0.051
第二中学校	生徒玄関前・雨樋排水口	0.198	0.155	0.080
	北側校舎裏・排水口	0.482	0.158	0.050
	新校舎・排水口	0.929	0.161	0.093
第三中学校	体育館・側溝内	0.728	0.118	0.060
	側溝・ふたの上	0.525	0.120	0.057
第四中学校	校舎裏・駐車場	0.213	0.083	0.058
	校舎裏・側溝	0.394	0.169	0.062
第五中学校	体育館北側横・排水口	0.194	0.132	0.054
	体育館通路	0.204	0.068	0.045

公園・道路施設等				
施設名	測定場所 (地表付近)	除染前	除染後 (平成23年12月)	令和5年度
青葉台公園	管理事務所北側雨樋下1	0.534	0.154	0.123
	管理事務所北側雨樋下2	0.450	0.099	0.099
朝霞中央公園	屋根付き休憩所雨樋下	0.226	0.142	0.067
	野球場南西トイレ雨樋下1	0.220	0.130	0.083
	野球場南西トイレ雨樋下2	0.239	0.128	0.074
	競技場北側トイレ雨樋下	0.280	0.169	0.059
あけぼの公園	トイレ雨樋下(北)	0.274	0.076	0.060
	トイレ雨樋下(南)	0.278	0.068	0.058
越戸公園	トイレ雨樋下	0.225	0.092	0.063
城山公園	トイレ雨樋下	0.201	0.144	0.075
新高橋ふれあい広場	トイレ脇	0.236	0.161	0.087
西久保公園	トイレ脇	0.195	0.131	0.054
宮戸児童遊園地	防災倉庫雨樋下	0.200	0.180	0.065
宮戸ハケタ公園	雨水落下地点	0.352	0.115	0.074
朝志ヶ丘地内地下通路	入口	0.196	0.094	0.053
内間木排水機場	雨樋ポンプ下	0.204	0.139	0.056
内間木橋		0.237	0.098	0.069
越戸隧道	歩道・南側	0.276	0.153	0.057
市道4号線	膝折町3-3番地先	0.240	0.176	0.041
市道773号線	滝の根公園付近	0.299	0.155	0.049
市道2003号線	浜崎4-12番地先	0.354	0.067	0.047
原畑隧道	北側歩道1	0.838	0.141	0.070
	北側歩道2	0.360	0.146	0.066
	南側歩道1	0.294	0.139	0.063
	南側歩道2	0.968	0.140	0.071
消防団第三分団	雨樋(柵)	0.264	0.174	0.078
消防団第八分団	雨樋(柵)	0.202	0.146	0.073
防災倉庫(第2小学校)	雨樋(柵)	0.333	0.186	0.058
水防倉庫	雨樋(柵)	0.218	0.185	0.075
朝志ヶ丘市民センター	植栽	0.282	0.162	0.058
根岸台市民センター	避難用すべり台	0.232	0.166	0.088
浜崎農業交流センター	雨樋1	0.212	0.096	0.058
	雨樋2	0.619	0.091	0.088
	雨樋3	0.817	0.164	0.075
根岸台放課後児童クラブ(第九小学校)	雨樋(柵)1	0.328	0.154	0.081
	雨樋(柵)2	0.509	0.099	0.088
	雨樋(柵)3	0.284	0.090	0.058
浜崎学校給食センター	自転車置場・雨樋付近	0.253	0.171	0.085
朝霞市障害者ふれあいセンターあさか福祉作業所	雨樋1	0.406	0.173	0.063
	雨樋2	0.578	0.143	0.064
	雨樋3	0.266	0.178	0.078
	雨樋4	0.688	0.162	0.050
	雨樋5	0.242	0.115	0.073
	雨樋6	0.273	0.172	0.060
	雨樋7	0.389	0.158	0.042

5-2 放射性物質測定

(1) 水道水

※年4回（6月、9月、12月、3月）に測定

（単位：ベクレル/kg）

測定日	採水場所	放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 ヨウ素131
令和5年6月19日 令和5年9月14日 令和5年12月14日 令和6年3月14日	泉水浄水場 岡浄水場	不検出 (1.0未満)	不検出 (1.0未満)	不検出 (1.0未満)

(2) 焼却灰

※焼却灰とは、燃やしたごみの燃えがらで、焼却炉の底から排出される灰

※飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）

※放射性ヨウ素の測定については、平成24年4月から国のガイドラインで調査義務の免除を受けた施設となったため除外している。

（単位：ベクレル/kg）

測定日	検体	放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 ヨウ素131
令和6年3月9日	焼却灰	不検出	不検出	—
	飛灰	不検出	20	—

(3) そのほかの放射性物質測定

上記のほか、夏季には各学校のプール底に溜まった汚泥の直近における放射線測定を実施し、市の基準値（0.19マイクロシーベルト/時）の範囲内であった。また、各学校のプールにおいて、プールの水の放射性物質測定を実施し、いずれも不検出であった。

第3章

用語解説

1 用語解説

【あ行】

・アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年から原則製造等が禁止されています。

アスベストは、その繊維が極めて細いため、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、法律などで予防や飛散防止等が図られています。このアスベストの繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られており、この健康被害は、アスベストを扱ってから長い年月を経て出てきます。

・うすいしんとう雨水浸透

雨水が地表から地中に浸透する現象を「雨水浸透」といい、こうして地下水を涵養することにより、水害の軽減・地球温暖化の防止などといった働きを果たすことが可能であり、雨水を資源として有効活用することを目的としている場合もあります。

この雨水浸透を積極的に図る設備として、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等があります。

・おくじょうりよくか屋上緑化・へきめんりよくか壁面緑化・みどり緑のカーテン

屋上緑化とは、建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化することをいい、同様に、建物の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。また、建物の外壁にネット等を固定し、ツル性の植物（ゴーヤ、ヘチマ等）を這わせてカーテンのようにしたものを、緑のカーテンといいます。こうした緑化設備は、緑化土壌の断熱作用や植物自体が日射を遮ることによる屋内の温度上昇抑制や省エネ効果だけでなく、植物の蒸散作用によって屋外空間の温度上昇を緩和する効果もあります。

・オープンスペース

公園、広場、緑地などの建築物のない一定の地域的広がりであって、その非建ぺい性、植生、水面などにより、環境の質の向上を図り、あるいは住民のレクリエーション需要に応えるものをいいます。

・おんしつこうか温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを吸収して熱された地表面は、赤外線として熱放射をします。大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っています。これらの気体を温室効果ガスと呼び、地球温暖化と密接な関係を持っています。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ヒドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスと定義されています。

ガスの種類	主な発生源など	性 質
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが9割以上を占めている。	無色、無臭の気体。化石燃料の燃焼などに起因して、年々増加しており、地球温暖化への影響が極めて大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、自動車の走行や、一般廃棄物の焼却からも発生する。	無色、無味、無臭、常温で引火性の気体。天然ガスの主成分で、よく燃える。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	無臭の気体で、成層圏では酸素原子と反応して消滅するが、対流圏ではほとんど消滅しない。数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。	炭素、水素、フッ素からなる物質の総称で、化学的安定性に優れ、可燃性は低い。オゾン層の破壊性は少ないが、温室効果が高い。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体に電子回路を刻み込むエッチングや、エッチング後の洗浄などに使用されている。	炭素のまわりにフッ素が結合した化合物で、化学的に安定している。オゾン層の破壊性はないが、温室効果は高く、大気中の寿命も長い。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	無色、無臭の気体で、熱的・化学的に安定している。オゾン層の破壊性はないが、温室効果は高い。フロンより優れた電気絶縁性を持つ。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて使用されている。	無色、無臭の気体で不燃性であるが、助燃性がある。温室効果は高いが、大気中に占める割合は少ない。

【か行】

がっぺいしよりじょうかそう ・ 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽（沈殿分離や微生物の作用によって処理し、それを消毒し、河川などの公共用水域等へ放流する施設）をいいます。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

かんきょうきじゅん ・ 環境基準

環境基本法において「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」と定められています。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なります。

かんきょう ふ か ・ 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをさします。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

かんきょう ・ 環境ホルモン

有機塩素系化合物、ノニルフェノール、DDT、クロルデンなど、環境中に存在して、人や野生生物の生体内にとりこまれた際に、ホルモンのように作用して内分泌系をかく乱して生物にとって有害な影響を与える化学物質の俗称として用いられています。

きゅうざんていぎやくせんびき ち く

- ・旧 暫定逆線引き地区

「暫定逆線引き」は、埼玉県が昭和59年に導入した制度で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになっていない区域を対象に、用途地域を残したまま、いったん市街化調整区域（逆線引き）に編入し、その後、計画的な市街地整備が確実となった時点で市街化区域へ戻す方式です。平成15年に埼玉県が策定した区域区分の見直しに関する基本方針において、暫定逆線引きの制度が廃止されました。そのため、暫定逆線引き地区となっている地区は「旧 暫定逆線引き地区」となりました。

【た行】

るい

- ・ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、自然分解されにくく、田畑や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。発がん性、生殖機能の異常を引き起こすなどの可能性が指摘されています。

たんどくしよりじょうかそう

- ・単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する浄化槽をいいます。現在は、新規設置が認められていません。

ちきゅうおんだんか

- ・地球温暖化

二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象が生じることをいいます。

ていこうがいしゃ

- ・低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいいます。

とくべつりよくちほぜん ち く

- ・特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、建築行為など一定の行為を制限することにより、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、歴史的・文化価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのため動植物の生息地、生育地となる緑地等の保全を図り、都市における良好な自然環境を維持するため、都市緑地法によって指定したもの。

【な行】

に さんかちっそ

- ・二酸化窒素（NO₂）

赤褐色で、特異な刺激性の臭いがする気体で、呼吸器の細菌感染等に対する抵抗力を弱め、呼吸器系統等に影響を与えます。物が燃焼する際に一酸化窒素（NO）が発生し、空気に触れることによって二酸化窒素になります。

【は行】

・ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいいます。

・^{びしょうりゅうじょうぶつしつ}微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1）以下の小さな粒子のことをいいます。このPM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

・^{ピーフォス}PFOS・^{ピーフォア}PFOA

PFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）は、有機フッ素化合物（PFAS・ピーファス）の代表的な物資です。

PFOSの主な用途として、半導体工業、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真工業、泡消火薬剤となっています。

PFOAの主な用途として、繊維、衣料、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服となっています。

・^{ブイツーエイチ}V2H

V2Hはビークル・トゥ・ホームの略で、家庭から電気自動車へ、電気自動車から家庭へ双方向で電力を供給できる機器です。

日中に太陽光発電による電力を電気自動車に蓄電し、夜間にその電力を家庭で使用すれば温室効果ガスの排出削減につながります。また、停電時にも電気自動車に蓄電した電力を家庭で 사용할ことができます。

・^{ヘムス}HEMS

HEMSはホームエネルギーマネジメントシステムの略で、家庭で使用する電気やガス等を見える化するもので、いつどの機器が電力を消費していることが分かる機器です。

設置することで、省エネルギーへの動機付けや対策をとりやすくすることができます。

・^{ほごちく}保護地区・^{ほごじゅもく}保護樹木

市内の貴重な緑地の保全及び緑化の推進を図るために、朝霞市緑化推進条例に基づいて指定した地区及び樹木のことをいいます。

保護地区は、樹木が集団で生育している土地で、その面積が 300m^2 以上であるか、または樹木のある神社・寺院の境内であること、保護樹木は、高さが 10m 以上で、地上 1.2m の高さにおける幹の周囲がおおむね 1.0m 以上であるもの、または樹形が特に優れているものを指定の基準としています。

【や行】

・ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのことをいいます。

・ゆうきふっそかごうぶつ有機フッ素化合物（ピーファスP F A S）

有機フッ素化合物とは、炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物であり、その総称をP F A S（ピーファス）と呼びます。有機フッ素化合物には非常に多くの種類があり、代表的なものとして、P F O S（ピーフォス）及びP F O A（ピーフォア）があります。

朝霞の環境

(令和5年度年次報告書)

令和6年12月発行

発行・編集・印刷製本
朝霞市市民環境部環境推進課
〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号
電 話 048-463-1504 (直通)
U R L <http://www.city.asaka.lg.jp/>